

## 会議の公開・非公開について

### 1. 「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」

(附属機関等の運営)

第5条 附属機関等の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

- (1) (略)
- (2) 個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関等の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。
- (3) (略)

### 2. 「附属機関等の会議の公開等に関する取扱い」

#### 第2 会議の公開基準

附属機関等の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

#### 第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

# 類似自治体との行財政比較について

平成23年5月  
青森県八戸市

## 目次

はじめに .....	1
<b>行財政比較</b>	
<b>1. 人事関係指標</b>	
概要（総括表） .....	6
個別表	
①職員数について	
01 職員総数及び市民千人当たり職員数 .....	11
02 普通会計職員数及び市民千人当たり職員数 .....	12
03 職員増減数・増減率 .....	13
04 定員回帰指標の試算職員数に対する比率 .....	14
05 年代別職員構成比率 .....	15
06 管理職（課長級以上）の比率及び管理職に占める女性職員の比率 .....	16
07 正職員以外の職員数及び比率 .....	17
②職員給与等について	
01 ラスパイレス指数 .....	18
02 平均給与月額及び平均年齢 .....	19
03 特殊勤務手当の数 .....	20
04 人事評価の給与への反映の有無 .....	21
③特別職（市長・副市長）及び議員について	
01 特別職給料月額 .....	22
02 議員1人当たりの市民の数 .....	23
03 法定上限に対する議員定数率 .....	24
04 議員報酬月額 .....	25
<b>2. 財政関係指標</b>	
概要（総括表） .....	28
個別表	
①歳入について	
01 歳入総額及び市民1人当たり歳入額 .....	35
02 歳入総額に占める地方税の割合及び市民1人当たり地方税歳入額 .....	36

03	一般市税徴収率	37
04	普通交付税額及び歳入総額に占める普通交付税比率	38
05	自主財源比率	39
06	財政力指数	40

## ②歳出について

01	歳出総額及び市民1人当たり歳出額	41
02	市民1人当たり目的別歳出額	42
03	市民1人当たり性質別歳出額	43
04	経常収支比率	44

## ③その他の分野について

01	積立金現在高、財政調整基金及び市債管理基金現在高、市民1人 当たり財政調整基金及び市債管理基金現在高	45
02	地方債現在高、臨時財政対策債現在高 及び市民1人当たり地方債現在高（普通会計）	46
03	地方債現在高（全会計）及び市民1人当たり地方債現在高（全会計）	47
04	財政健全化4指標	48
05	将来負担額及び市民1人当たり将来負担額	49
06	プライマリーバランス（普通会計）	50
07	標準財政規模及び市民1人当たり標準財政規模	51

## 3. 行政改革関係指標

概要（総括表）	54
個別表	
01 指定管理者導入率	57
02 附属機関等の数	58
03 有料広告の実績額	59
04 公用車の一括管理率	60
05 補助金の総合的な見直し	61
06 委託契約の総合的な見直し	62
07 出資法人の総合的な見直し	63
08 事業仕分けの実施	64
09 旅費制度の見直し	65
10 旅費支給事務の民間への委託	66
11 職員互助会への負担金の公費支出	67

12	職員への事務服貸与	68
13	縁故債（利率）の入札方式の導入	69
14	ネーミングライツの実施	70
15	講師謝礼制度の有無	71
16	職員提案制度の有無	72
17	工事看板・刊行物へのコスト表示	73
18	特別職等の専用公用車の有無	74
19	市場化テストの導入	75
20	P F I の導入	76

#### 4. 透明度・住民参加度関係指標

概要（総括表）	80
---------	----

##### 個別表

01	行政文書開示請求の開示率	83
02	監査委員への民間人登用率	84
03	電子入札実施率（工事）	85
04	一般競争入札実施率（工事）	86
05	附属機関等公募委員登用率	87
06	附属機関等女性委員登用率	88
07	外部監査制度の導入	89
08	市政モニター制度の導入	90
09	地域担当職員制度の有無	91
10	自治の理念や基本的なルールを定めた条例の制定	92
11	N P O 育成に対する支援制度の有無	93
12	市民のボランティア参加促進への取組の有無	94

おわりに	98
------	----

参考資料	102
------	-----

## ➤ はじめに

八戸市では、平成8年度からの4次にわたる行財政改革大綱に基づき、市民の理解を得ながら、福祉向上と効率的な行政運営に向けた様々な改革に取り組み、一定の成果を挙げてきたものと考えております。

特に、平成17年度に策定した「第4次八戸市行財政改革大綱」では、基金の枯渇及び歳入不足という最悪の事態を回避するため、平成21年度までの5年間で財政再建集中期間と位置づけ、歳入に見合った財政運営、基金に依存しない財政体質の構築を目的に、具体的な数値目標(歳出削減額、職員削減数、市税徴収率)を掲げて、徹底した歳出削減に取り組んできたところであります。

そして、平成22年度からは、新たに第5次の行財政改革に着手しておりますが、その一環として、当市の行財政が第4次の改革によりどのように変化したのか(過去との比較)、また、類似自治体と比較してどのような状況にあるのかについて調査・分析を行いました。

本報告書は、職員数や給与等の人事関係をはじめ、財政関係、行財政改革の進捗度などの96指標について、当市が客観的にどのような状況にあるかを取りまとめたものであり、当市の現状を再認識するとともに、今後市民のためにどのような施策を実施していくべきかを考える際の参考としていくものです。

なお、今回対象とした類似自治体は、それぞれの都市形態や産業構造の違いを背景に、抱える課題や力を入れている施策も自ずと異なることから、個々の指標の数値の多寡や順位で、その自治体の行政運営やサービスの「良し悪し」が決まるものではありません。

## ➤ 類似自治体とは

八戸市と比較する団体については、人口、産業構造、保有する事務権限の範囲などの視点で、できるだけ当市に類似する自治体の選定に努め、その結果、まず以下の①から③の全てに属する自治体を対象とすることにしました。

- ①特例市(41市)(※1)
- ②人口が20万人以上30万人未満の自治体(27市)(※2)
- ③産業構造が概ね八戸市と同一の自治体(31市)(※3)

具体的に言えば、

**「特例市のうち、人口が【20万人以上30万人未満】で、産業別就業人口構成比が【二次及び三次産業が全体の概ね95%以上で、かつ、三次産業のみで全体の65%以上】の自治体」**

また、北東北における類似自治体として、青森市、弘前市、盛岡市、秋田市を追加し、全国で24市を対象に選定しました。

- |             |             |             |              |
|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 1. 青森県青森市   | 2. 青森県弘前市   | 3. 岩手県盛岡市   | 4. 秋田県秋田市    |
| 5. 山形県山形市   | 6. 茨城県水戸市   | 7. 茨城県つくば市  | 8. 埼玉県熊谷市    |
| 9. 埼玉県春日部市  | 10. 埼玉県草加市  | 11. 神奈川県平塚市 | 12. 神奈川県茅ヶ崎市 |
| 13. 神奈川県厚木市 | 14. 神奈川県大和市 | 15. 福井県福井市  | 16. 静岡県沼津市   |
| 17. 大阪府岸和田市 | 18. 大阪府茨木市  | 19. 大阪府八尾市  | 20. 大阪府寝屋川市  |
| 21. 兵庫県明石市  | 22. 兵庫県宝塚市  | 23. 広島県呉市   | 24. 長崎県佐世保市  |

- ※1 特例市とは、平成 12 年 4 月の地方分権一括法により創設された大都市制度のひとつで、人口 20 万人以上が要件となっています。八戸市は平成 13 年 4 月に指定を受け、それまで県が行っていた開発行為の許可や騒音規制に関する事務などを新たに処理できるようになりました。
- ※2 住民基本台帳人口(平成 22 年 3 月 31 日現在)
- ※3 平成 17 年国勢調査結果

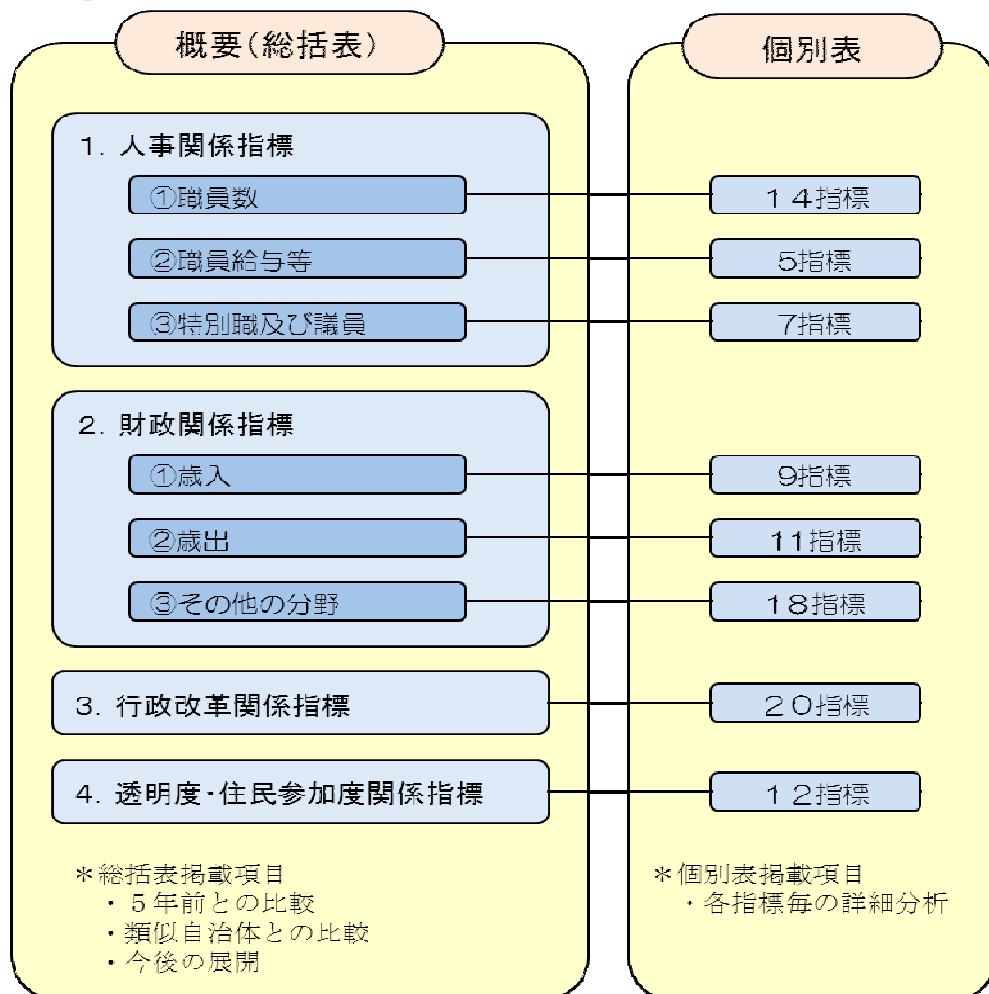
## ➤ 報告書の構成

本報告書では、行財政改革の進捗状況等を比較する観点から、当市が選定した人事関係をはじめとする 4 分野 96 指標（下記参照）について、類似自治体からの回答を基に比較分析を行っています。

1. 人事関係指標（26 指標）  
（①職員数、②職員給与等、③特別職(市長・副市長)及び議員）
2. 財政関係指標（38 指標）  
（①歳入、②歳出、③その他の分野）
3. 行政改革関係指標（20 指標）
4. 透明度・住民参加度関係指標（12 指標）

また、比較分析では、「5 年前との比較」「類似自治体との比較」「今後の展開」という 3 つの観点から整理しており、その結果を分野毎に「概要（総括表）」「個別表」の順で掲載しています。

### 【構成イメージ】



## ➤ 概要（総括表）の見方

増減率(%)、または比率(%)  
の差(pt:ポイント)、あるいは  
取組の実施状況等を表示し  
ています

### ①職員数について

#### <5年前との比較>

個別表のページです

数値等の基準日は、特に断りのない限り、  
平成22年4月1日、あるいは平成21年  
度決算が基本となっています

頁	指 標	H22.4.1 現在	H17.4.1 現在	増減値	
P11	職員総数	2,113 人	2,225 人	▲5.0 %	
	市民千人当たり職員数	8.70 人	8.91 人	▲2.4 %	
P12	普通会計職員数	1,204 人	1,343 人	▲10.3 %	
	市民千人当たり職員数	4.96 人	5.38 人	▲7.8 %	
P13	職員増減数・増減率	過去5か年実績	▲112 人	-	▲5.0 %
		将来5か年計画	▲91 人	-	▲6.7 %
P14	定員回帰指標の試算職員数に対する比率	※1 91.0 %	※2 92.8 %	▲1.8 pt	

#### <類似自治体との比較>

個別表のページです

八戸市の実績と類似自  
治体における順位です

類似自治体の1位の値  
と25市の平均値です

頁	指 標	八戸市	順位	類似自治体(25市)		
				1位	平均	
P11	★職員総数	2,113 人	15 位	1,412 人	2,117 人	
	★市民千人当たり職員数	8.70 人	17 位	5.82 人	8.50 人	
P12	★普通会計職員数	1,204 人	5 位	1,018 人	1,558 人	
	★市民千人当たり職員数	4.96 人	2 位	4.94 人	6.26 人	
P13	職員増減数・増減率	過去5か年実績	▲112 人	21 位	▲511 人	▲178 人
		▲5.0 %	20 位	▲16.1 %	▲7.7 %	
		将来5か年計画	▲91 人	※ 5 位	▲270 人	▲129 人
		▲6.7 %	※ 3 位	▲15.0 %	▲6.1 %	
P14	★定員回帰指標の試算職員数に対する比率	91.0 %	6 位	81.4 %	99.5 %	

★のついた指標は、数値の小さい方を  
上位にランキングしています



## 1. 人事関係指標

- ① 職員数について
- ② 職員給与等について
- ③ 特別職(市長・副市長)及び議員について

# 1. 人事関係指標【概要】

人事関係指標では、「①職員数について」、「②職員給与等について」、「③特別職(市長・副市長)及び議員について」の3つの分野で、組織のスリム化の度合いや給与水準等について、過去並びに類似自治体との比較をそれぞれ行っています。

## ①職員数について

### <5年前との比較>

職員数の増減、年代別職員構成比率、管理職比率、正職員と正職員以外の職員の比率等の推移から定員適正化の取組状況について、5年前と比較しています。

頁	指 標	H22.4.1 現在	H17.4.1 現在	増減値	
P11	職員総数	2,113 人	2,225 人	▲5.0 %	
	市民千人当たり職員数	8.70 人	8.91 人	▲2.4 %	
P12	普通会計職員数	1,204 人	1,343 人	▲10.3 %	
	市民千人当たり職員数	4.96 人	5.38 人	▲7.8 %	
P13	職員増減数・増減率	過去5か年実績	▲112 人	-	▲5.0 %
		将来5か年計画	▲91 人	-	▲6.7 %
P14	定員回帰指標の試算職員数に対する比率	※1 91.0 %	※2 92.8 %	▲1.8 pt	
P15	年代別職員構成比率	20歳未満	0.3 %	0.4 %	▲0.1pt
		20代	19.4 %	17.2 %	2.2 pt
		30代	28.5 %	23.9 %	4.6 pt
		40代	21.0 %	24.4 %	▲3.4 pt
		50歳以上	30.8 %	34.1 %	▲3.3 pt
P16	管理職(課長級以上)の比率 <small>※いずれも企業会計を除く</small>	9.2 %	8.2 %	1.0 pt	
	管理職に占める女性職員の比率	6.3 %	4.1 %	2.2 pt	
P17	正職員以外の職員数 <small>※いずれも企業会計を除く</small>	576 人	469 人	22.8 %	
	正職員以外の比率	29.7 %	23.8 %	5.9 pt	

※1 平成21年4月1日現在 ※2 平成19年4月1日現在

職員総数及び普通会計職員数はともに減少し、また、国のモデル式による定員回帰指標の比率でも1割ほど少ない数値で推移していることから、定員適正化が進んでいる状況にあると考えられます。

さらに、平成22年度からの5か年計画では、過去5年間の実績(▲5.0%)を上回る削減率(▲6.7%)で取り組むこととしています。

年代別職員構成比率をみると、40代以上が減少し、20～30代が増加した結果、組織としての若返りが進む一方で、職員総数の減少に伴い、管理職の比率が増加しています。

また、定員適正化を進める中で非常勤職員等の活用が増えた結果、正職員以外の職員数及びその全体に占める比率が増加の傾向にあります。

### <用語解説>

職員総数…市が任用する全ての正職員の数

普通会計…各自治体を全国共通のルールで比較・分析するために国が定めた会計区分(企業会計を除いた会計)

定員回帰指標…各自治体の職員数が、人口・面積が同規模の他団体と比べてどのような状況にあるかを客観的に比較できる国が定めた指標(試算職員数を100とした場合の職員数の比率で比較できる)

企業会計…病院や交通等の事業に関わる会計

正職員以外の職員…通年任用の臨時職員(アルバイト、パート職員)及び嘱託職員

### <類似自治体との比較>

職員数の増減、年代別職員構成比率、管理職比率、正職員と正職員以外の職員の比率等から、定員適正化の取組状況について、類似自治体と比較しています。

なお、一般的に職員数の比較にあたっては、自治体によって企業会計等(交通事業や病院事業等)の有無で違いがあるため、全国共通のルールで比較・分析するために国が定めた会計である「普通会計」の職員数が用いられます。

頁	指 標		八戸市	順位	類似自治体(25 市)	
					1 位	平均
P11	★職員総数		2,113 人	15 位	1,412 人	2,117 人
	★市民千人当たり職員数		8.70 人	17 位	5.82 人	8.50 人
P12	★普通会計職員数		1,204 人	5 位	1,018 人	1,558 人
	★市民千人当たり職員数		4.96 人	2 位	4.94 人	6.26 人
P13	職員増減数・増減率	過去 5 か年実績	▲112 人	21 位	▲511 人	▲178 人
			▲5.0 %	20 位	▲16.1 %	▲7.7 %
		将来 5 か年計画	▲91 人 ※	5 位	▲270 人	▲129 人
			▲6.7 % ※	3 位	▲15.0 %	▲6.1 %
P14	★定員回帰指標の試算職員数に対する比率		91.0 %	6 位	81.4 %	99.5 %
P15	年代別構成比率	20 歳未満	0.3 %	/	/	0.2 %
		20 代	19.4 %			14.5 %
		30 代	28.5 %			28.7 %
		40 代	21.0 %			26.2 %
		50 歳以上	30.8 %			30.4 %
P16	★管理職(課長級以上)の比率 ※いずれも企業会計を除く		9.2 %	12 位	6.3 %	9.6 %
	管理職に占める女性職員の比率		6.3 %	16 位	21.5 %	9.0 %
P17	★正職員以外の職員数 ※いずれも企業会計を除く		576 人	14 位	219 人	613 人
	★正職員以外の比率		29.7 %	18 位	14.2 %	26.4 %

★:数値の小さい方を上位にランキング

※18 市が未策定のため 7 市での比較

市民千人当たり職員数について、職員総数では平均的な水準にありますが、適正化の指標として一般的に用いられる普通会計職員数では平均を大幅に下回る少ない値で、第 2 位となっています。

また、定員回帰指標における比率も平均を 1 割近く下回っていることから、定員適正化の取組がかなり進んだ団体の一つであると言えます。

年代別職員構成比率では、40 代が平均より低く、逆に 20 代が高くなっていることから、類似自治体の中では比較的若い組織体であると言えます。

管理職の比率は平均的な水準にある一方、管理職に占める女性職員の比率は、平均よりも 2.7 ポイント低く、16 位となっています。

また、正職員以外の職員数は平均を下回っていますが、比率では平均を若干上回っており、定員適正化を進める中で、引き続きこの傾向が続くものと考えられます。

## ②職員給与等について

### <5年前との比較>

国家公務員給与との比較や平均給与月額、特殊勤務手当数、人事評価の給与への反映状況から給与制度の運用状況について、5年前と比較しています。

頁	指 標	H22.4.1 現在	H17.4.1 現在	増減値
P18	ラスパイレス指数 ※地域手当補正前	99.7	98.7	1.0 pt
P19	平均給与月額 ※地域手当補正前	369,344 円	391,088 円	▲21,744 円(▲5.6%)
	平均年齢	40.4 歳	40.7 歳	▲0.3 歳
P20	特殊勤務手当の数 ※企業会計を除く	11	20	▲9(▲45.0%)
P21	人事評価の給与への反映の有無	反映	反映	勤勉手当に対象を拡大

平均給与月額は減少し、国家公務員給与との比較に用いられるラスパイレス指数も基準である「100」を下回る水準で推移していることから、給与に関しては概ね適正な水準にあるものと考えられます。

特殊勤務手当は、勤務の特殊性について、技術革新や社会情勢の変化などに照らして見直し(廃止・統合等)を行った結果、その数は約半分に減っています。

人事評価の給与への反映については、従来は昇給が対象でしたが、勤勉手当を新たに対象に加えています。

### <類似自治体との比較>

国家公務員給与との比較や平均給与月額、特殊勤務手当数、人事評価の給与への反映状況から給与制度の運用状況について、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八戸市	順位	類似自治体(25市)	
				1位	平均
P18	★ラスパイレス指数 ※地域手当補正前	99.7	8位	97.1	100.4
P19	★平均給与月額 ※地域手当補正前	369,344 円	10位	326,900 円	387,359 円
	★平均年齢	40.4 歳	2位	40.2 歳	42.7 歳
P20	★特殊勤務手当の数 ※企業会計を除く	11	7位	4	15
P21	人事評価の給与への反映の有無	反映		14市が反映	

★:数値の小さい方を上位にランキング

平均給与月額は平均に比べて約5%(18,015円)低く、またラスパイレス指数でも低い部類に属していることから、給与に関しては概ね適正な水準にあるものと考えられます。

また、特殊勤務手当の見直しや人事評価結果の給与への反映により、給与制度が適切に運用されているものと考えられます。

### <用語解説>

- ・ラスパイレス指数…国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもの
- ・地域手当…民間賃金水準の高い地域に勤務する職員へ支給される手当
- ・特殊勤務手当…勤務の特殊性に応じて支給される手当(例:感染症業務手当、有害有毒物取扱手当)

### ③特別職(市長・副市長)及び議員について

#### <5年前との比較>

特別職給料月額や議員報酬月額の状況等について、5年前と比較しています。

頁	指 標	H22.4.1 現在	H17.4.1 現在	増減値	
P22	特別職給料月額	市長	1,021 千円	1,076 千円	▲55 千円(▲5.1%)
		副市長	823 千円	※1 869 千円	▲46 千円(▲5.3%)
P23	議員 1 人当たりの市民の数	6,744 人	4,800 人	1,944 人(40.5%)	
P24	法定上限に対する議員定数率 ※2	94.7%	-	-	
P25	議員報酬月額	議長	671 千円	671 千円	-
		副議長	612 千円	612 千円	-
		議員	583 千円	583 千円	-

※1 助役給料 ※2【八戸市の場合 法定上限 38 名 条例上の定数 36 名】

特別職給料月額は、平成 14 年度から約 5%、18 年度から約 10%の減額をしています。

議員報酬月額は、17 年度からの 5 年間での変更はありませんが、16 年 1 月に約 2%の減額をしています。

議員 1 人当たりの市民の数は、5 年前に比べ約 4 割増えています。これは旧南郷村との合併時の議員在任特例により一時的に議員数が増えたものが、現在の定数まで減少したことによるものです。

法定上限に対する議員定数率について、5 年前は旧南郷村との合併による議員在任特例を適用していたことから、比較することができません。

#### <類似自治体との比較>

特別職給料月額及び議員報酬月額の状況等について、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八戸市	順位	類似自治体(25 市)		
				1 位	平均	
P22	★特別職給料月額	市長	1,021 千円	18 位	766 千円	948 千円
		副市長	823 千円	15 位	633 千円	803 千円
P23	議員 1 人当たりの市民の数	6,744 人	19 位	9,437 人	7,626 人	
P24	★法定上限に対する議員定数率	94.7 %	20 位	68.4 %	85.6 %	
P25	★議員報酬月額	議長	671 千円	14 位	537 千円	654 千円
		副議長	612 千円	13 位	467 千円	593 千円
		議員	583 千円	13 位	440 千円	556 千円

★:数値の小さい方を上位にランキング

特別職給料月額は、若干、平均を上回っています。

法定上限に対する議員定数率について、法定上限より条例で定数を大幅に削減している市が増えていますが、当市は平均を上回っており、議員1人当たりの市民の数については、平均を下回っています。

議員報酬月額は、若干、平均を上回っています。

#### <用語解説>

法定上限…地方自治法で規定している人口区分に応じた議員定数の上限。八戸市は 38 名。

## 今後の展開

- 厳しい財政状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、「第5次中期職員配置計画(H22.4.1～H27.4.1)」に基づき、引き続き、組織機構の見直しや事務の合理化、指定管理者制度の活用や民間への業務委託の推進、非常勤職員等の活用などを進め、計画的な定員適正化を図ります。
- 職員配置計画に基づき、年代別職員構成比率を注視しながらバランスのとれた年齢構成となるよう努めます。また、女性職員の管理職への登用に努めます。
- 特殊勤務手当については、これまでも勤務の特殊性について、技術革新や社会情勢の変化などに照らして、見直し(廃止・統合等)を実施してきたところですが、今後も引き続き、国及び他の自治体の動向を注視しながら、手当の適正化に努めます。
- 特別職(市長・副市長)給料月額及び議員報酬月額についても、市の財政状況、人事院勧告による一般職職員の給与改定の状況等を総合的に勘案するとともに、他の自治体の動向を注視しながら検討します。

# 1-①-01 職員総数及び市民千人当たり職員数

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	<p>「職員総数」とは、市が任用する全ての一般職の正職員数（教育長は除く）を言います。八戸市でいえば、市民病院で働く医師や市営バスの運転手等も含まれますが、市職員でも八戸地域広域市町村圏事務組合（清掃工場やリサイクルプラザなど、複数の市町村に共通する事務事業を共同処理する団体）に派遣している職員や臨時職員、さらには特別職の市長や市議会議員などは含まれません。</p>		
<b>出典、積算等</b>	<p>○職員総数→《地方公共団体定員管理調査》（職員数）－（教育長分）          ○市民千人当たり職員数→{職員総数÷（住民基本台帳人口＋外国人登録者数）}×1000</p>		

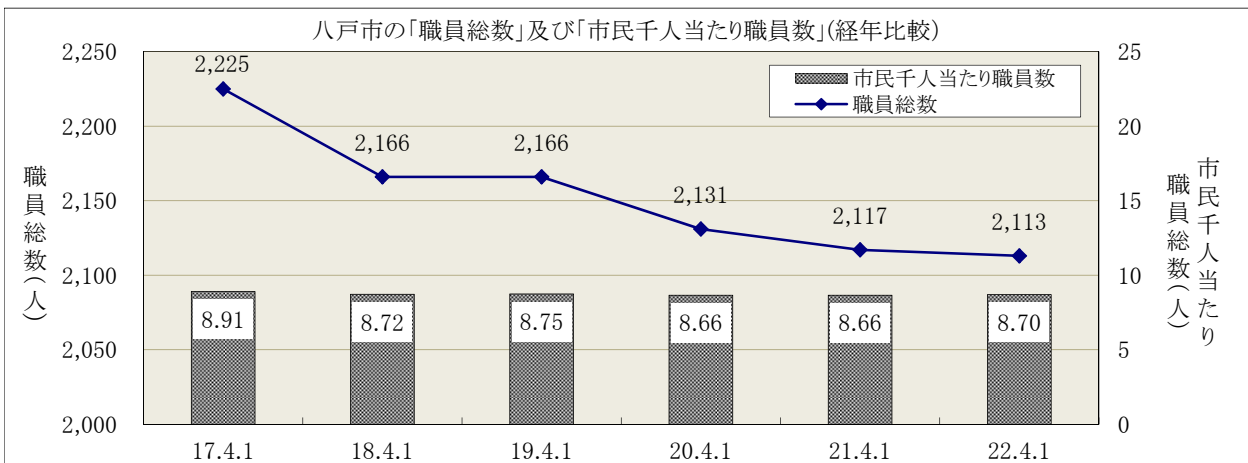
<ランキング方法> 最小→最大		職員総数(人)	市民千人当たり職員数(人)	参考指標等
類似自治体の状況	(1位)	1,412	5.82	
	(平均)	2,117	8.50	
	(25位)	3,260	12.02	
八戸市の状況 現在	数値	2,113	8.70	
	順位	15位/25市	17位/25市	
過去との比較	H17.4.1の数値	2,225	8.91	
	増減	▲112	▲0.21	
	増減率	▲5.0%	▲2.4%	

## 分析

- 職員総数では、平均とほぼ同じですが、市民千人当たり職員数では、若干平均を上回っています。
- 過去との比較では、5年間で112人減少(▲5.0%)し、市民千人当たり職員数では0.21人減少(▲2.4%)しています。
- 当市の特徴は、バス事業と病院事業を抱えていることであり、両事業に係る職員数は748人(26.1%)となっています。なお、当市では消防や水道事業は一部事務組合で実施しており、市の職員数には含まれません。

## 今後の展開

- 引き続き、組織機構の見直し、民間委託や臨時・非常勤職員の活用等の推進等により、定員管理の適正化に努めます。



# 1-①-02 普通会計職員数及び市民千人当たり職員数

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	<p>各自治体が実施している事業は、地域の特性などを踏まえ多岐にわたっています。従って、それぞれの事業のお金の出し入れを行う会計の内訳も全国共通ではありません。そのような状況のもと、「特殊な事情」を除いて、各自治体間の財政状況を全国共通のルールで比較・分析するために国が定めた会計区分が「普通会計」です。</p> <p>例えば、当市ではバス事業を実施していますが、全ての自治体がバス事業を実施しているわけではないため、「普通会計」からは除かれます。</p> <p>1-①-01指標「職員総数」から、市民病院、市営バス、下水道事業等に従事する職員数を除いたものが本指標で、他市との比較や定員適正化の参考指標として用いられます。</p>		
<b>出典、積算等</b>	<p>○普通会計職員数→《平成21年度決算統計》</p> <p>○市民千人当たり職員数→{普通会計職員数÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)}×1000</p>		

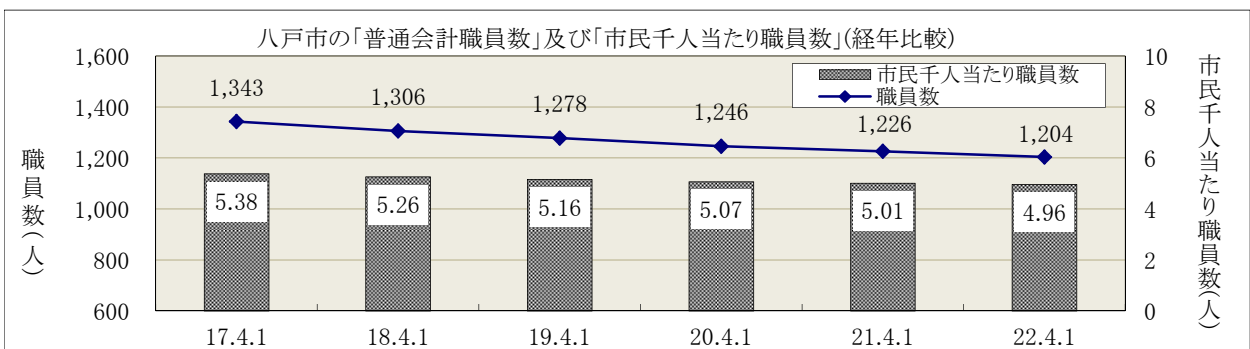
<ランキング方法> 最小→最大		普通会計 職員数(人)	市民千人当たり 職員数(人)	参考指標等
類似自治体 の状況	(1位)	1,018	4.94	
	(平均)	1,558	6.26	
	(25位)	2,466	8.24	
八戸市の 状況	現在	数値	4.96	
		順位	2位/25市	
	過去との 比較	H17.4.1 の数値	5.38	
		増減	▲0.42	
増減率	▲7.8%			

## 分析

- 類似自治体比較では、どちらの数値も順位は上位で、特に市民千人当たり職員数では、平均を2割程下回る大幅に少ない値で、第2位となっています。
- 県内市(10市)平均と比較しても市民千人当たりの数はかなり下回っています。
- 過去との比較では、5年間で139人減少(▲10.3%)し、市民千人当たり職員数では▲0.42人(▲7.8%)減少しています。
- 総務省 類似団体別職員数の状況(21年4月1日現在 21年度普通会計ベース)によると、当市の人口千人当たりの職員数は5.03人で、全国806市区中20位、特例市41市中2位となっています。
- これまでも、組織機構の見直し、民間委託や臨時・非常勤職員の活用等の推進により定員管理の適正化を図ってきており、当市は職員数削減の取組みがかなり進んだ自治体と言えます。

## 今後の展開

- 引き続き、組織機構の見直し、民間委託や臨時・非常勤職員の活用等の推進等により、定員管理の適正化に努めます。





## 1-①-03 職員増減数・増減率

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	平成22年4月1日現在を基準に、 ・5年前の17年4月1日現在と比較して職員総数がどの程度増減しているのか(実績) ・5年後の27年4月1日現在の将来の職員総数をどのように計画しているのか(計画) を、実績と率で示した指標です。		
<b>出典、積算等</b>	○実績→(22年4月1日現在職員総数)－(17年4月1日現在職員総数) ○計画→(27年4月1日現在職員総数)－(22年4月1日現在職員総数) ※八戸市の計画は企業会計を除く		

<ランキング方法> 最大→最小		実績(22年－17年)		計画(27年－22年)	
		実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
類似自治体 の状況	(1位)	▲511	▲16.1	▲270	▲15.0
	(平均)	▲178	▲7.7	▲129	▲6.1
	(25位)	25	1.4	0 ※7位	0 ※7位
八戸市 の状況	数値	▲112	▲5.0	▲91	▲6.7
	順位	21位/25市	20位/25市	5位/7市	3位/7市

※18市が計画未策定のため7市での比較

### 参考指標等

- 県内市(10市)平均  
過去実績 実数 ▲111.6人 増減率 ▲9.4%
- 県内市町村平均  
過去実績 実数 ▲52.9人 増減率 ▲12.1%

### 分析

- 類似自治体比較では、実績実数及び増減率並びに計画実数は平均を下回っていますが、計画の増減率では平均を上回っています。
- 今後の計画においても、実績を上回る削減率で取り組んでいくこととしています。

### 今後の展開

- 引き続き、組織機構の見直し、民間委託や臨時・非常勤職員の活用等の推進等により、定員管理の適正化に努めます。

# 1-①-04 定員回帰指標の試算職員数に対する比率

<b>基準日</b>	平成21年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	「定員回帰指標」とは、各地方公共団体の職員数が、人口・面積が同規模の他団体と比べてどのような状況にあるのかを客観的に示すものとして作成されています。		
<b>出典、積算等</b>	所管課調べ→(21年4月1日現在一部事務組合を含めた職員数)÷(試算職員数)×100		

<b>&lt;ランキング方法&gt; 最小→最大</b>		※職員実数÷試算職員数×100 (%)	
<b>類似自治体の状況</b>	(1位)	81.4	
	(平均)	99.5	
	(25位)	119.8	
<b>八戸市の状況</b>	<b>現在</b>	数値	91.0
		順位	6位/25市
	<b>過去との比較</b>	H19.4.1の数値	92.8
		増減	▲1.8pt
		増減率	-

**定員回帰指標(試算職員数)の概要**

○試算職員数[各団体区分ごとの計算式]

$$Y(\text{人}) = aX(\text{人口}) + bY(\text{面積}) + c(\text{一定値})$$

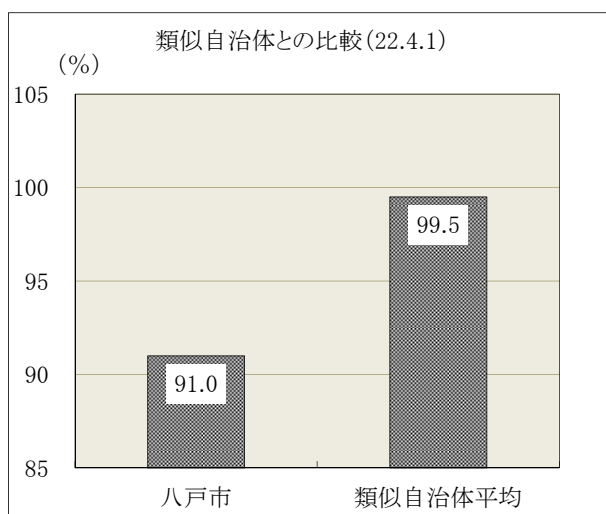
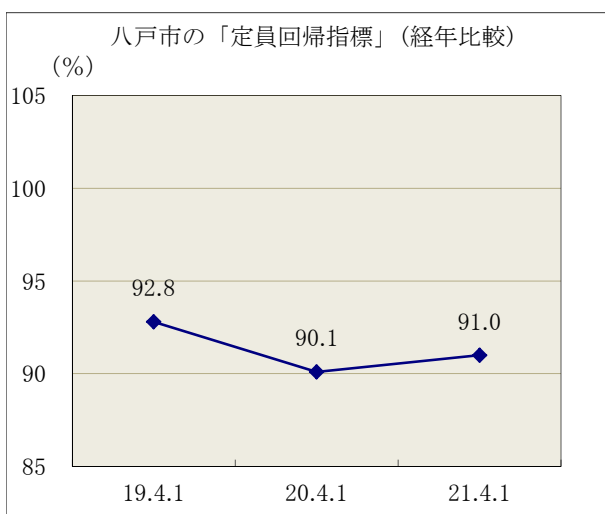
X：当該団体の人口(千人)  
Y：当該団体の面積(km<sup>2</sup>)  
a：人口千人当たりの係数(各人口区分毎)  
b：面積1Km<sup>2</sup>当たりの係数(各団体区分毎)  
c：一定値[各人口区分毎](権能差も反映)

**分析**

○類似自治体比較では、順位は上位であり、平均よりも良い値となっています。  
○当市の比率は、試算職員数に対して、1割程度少ない職員数(スリムな職員数)で推移しています。

**今後の展開**

○引き続き、組織機構の見直し、民間委託や臨時・非常勤職員の活用等の推進等により、定員管理の適正化に努めます。



## 1-①-05 年代別職員構成比率

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	年代別の職員構成の比率です。		
出典、積算等	所管課調べ		

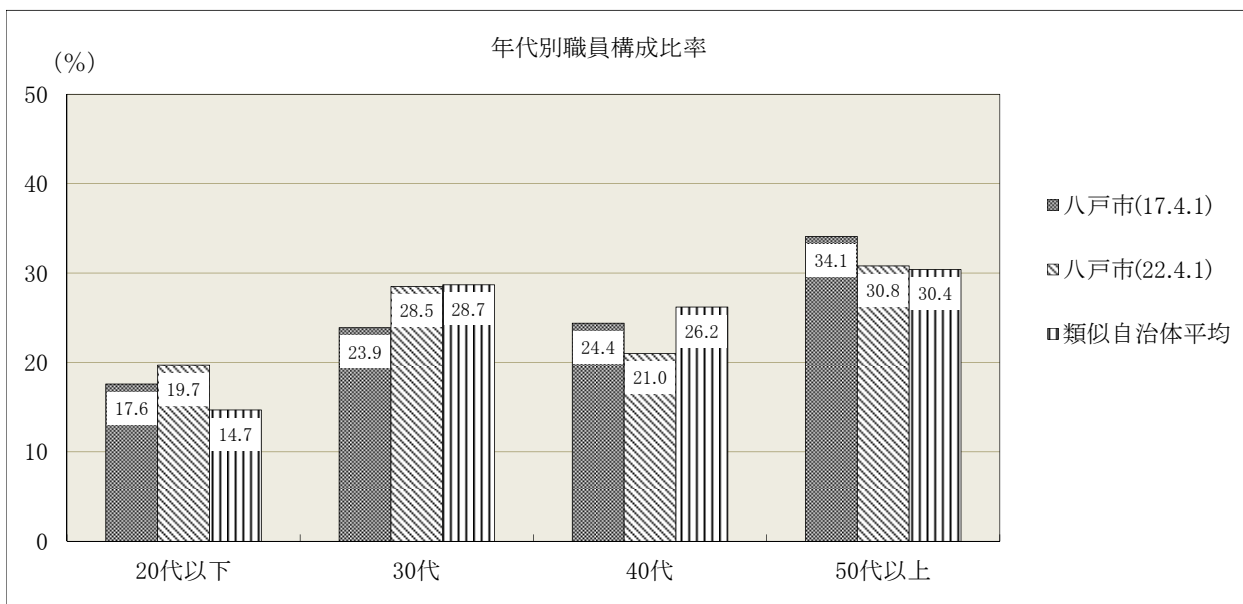
<ランキング方法> 無し		類似自治体の状況			八戸市の状況		
		最大	平均	最小	現在	H17.4.1の数値	増減
比率(%)	20歳未満	0.6	0.2	0.0	0.3	0.4	▲0.1pt
	20代	25.3	14.5	3.7	19.4	17.2	2.2pt
	30代	36.0	28.7	20.7	28.5	23.9	4.6pt
	40代	34.6	26.2	18.3	21.0	24.4	▲3.4pt
	50歳以上	38.7	30.4	22.2	30.8	34.1	▲3.3pt

### 分析

- 類似自治体比較では、20歳未満、30代、50歳以上については、平均と同程度の比率であり、40代が低く、逆に20代が高い比率となっていることから、全体の年齢構成としては若い職員が多いという傾向が見られます。
- 過去との比較では、40代以上が減少しており、30代以下が増加しています。

### 今後の展開

- 引き続き、中期職員配置計画に基づき職員の年齢構成の適正化に努めます。



1-①-06 管理職(課長級以上)の比率及び管理職に占める女性職員の比率  
(企業会計を除く)

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	管理職(課長級以上)の職員総数に占める比率と、管理職のうち女性職員の占める比率です。(企業会計を除きます)		
出典、積算等	○管理職比率→(管理職(課長級以上)の職員数÷全職員数(企業会計を除く))×100 ○管理職に占める女性職員の比率→(女性管理職員数÷全管理職員数)×100		

＜ランキング方法＞ 最小→最大(管理職比率) 最大→最小(女性職員比率)		管理職の比率 (%)	管理職に占める 女性職員の比率 (%)	参考指標等	
類似自治体の 状況	(1位)	6.3	21.5		○類似自治体における行政職 給料表(※)の状況 9級制の市 5市 8級制の市 18市(当市含) 7級制の市 2市  ○課長級以上の級の状況 7級以上の市 6市 6級以上の市 17市(当市含) 5級以上の市 2市  ○課長級以上の級の数 4つの市 3市 3つの市 18市(当市含) 2つの市 4市
	(平均)	9.6	9.0		
	(25位)	13.3	2.0		
八戸市の 状況	現在	数値	9.2	6.3	
		順位	12位/25市	16位/25市	
	過去との 比較	H17.4.1 の数値	8.2	4.1	
		増減	1.0pt	2.2pt	
	増減率	-	-		

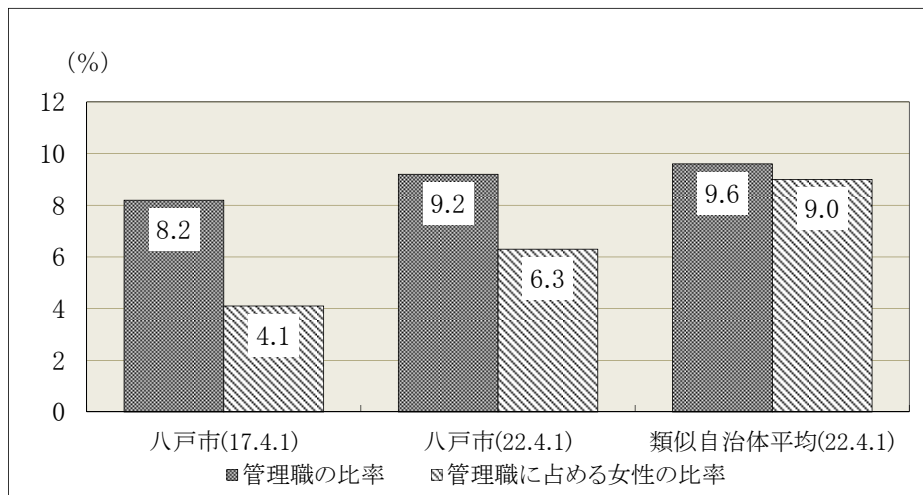
※技能労務職、医療職、教育職等を除く一般職の給料表

分析

- 管理職の比率について、順位は12位であり、平均よりも比率が低くなっています。
- 管理職に占める女性の比率について、順位は16位ですが、平均よりも2.7ポイント低い比率となっています。

今後の展開

- 引き続き、定員管理の適正化に努めるとともに女性職員の管理職への登用に努めます。



## 1-①-07 正職員以外の職員数及び比率(企業会計を除く)

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	通年任用の臨時職員(アルバイト、パート職員)及び嘱託職員の数及び全体に占める比率です。ただし、農業委員会等の行政委員会や附属機関等の委員は除きます。		
出典、積算等	○比率→(正職員以外の職員数)÷(正職員数+正職員以外の職員数)×100		

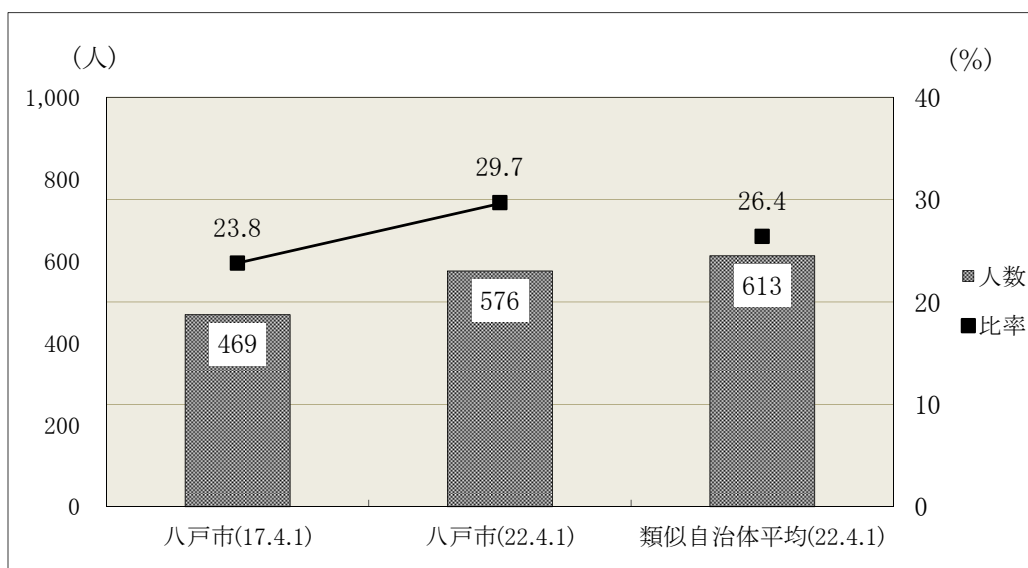
〈ランキング方法〉 最小→最大		正職員以外 の数(人)	正職員以外 の比率(%)	
類似自治体 の状況	(1位)	219	14.2	
	(平均)	613	26.4	
	(25位)	1,305	45.3	
八戸市 の状況	現在	数値	576	
		順位	14位/25市	
	過去との 比較	H17.4.1 の数値	469	23.8
		増減	107	5.9pt
		増減率	22.8%	-

### 分析

- 正職員以外の人数について、順位は14位で、平均を下回る少ない数となっています。
- 正職員以外の比率について、順位は下位ですが、平均を上回っています。

### 今後の展開

- 引き続き、臨時・非常勤職員の活用等を推進します。



# 1-②-01 ラスパイレス指数(地域手当補正前)

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	<p>「ラスパイレス指数」とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較する際の指標で、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。 各自治体間の給与制度・運用のあり方を検討する際の資料として活用されます。 なお、全国共通のルールで比較分析するため、首都圏など民間賃金水準の高い地域に勤務する職員に支給される地域手当を除いた数値となっています。</p> <p>※地域手当…公務員給与について、地域の民間賃金水準をよりの確に反映するために支給される手当です。支給地域は、国家公務員と同様に主として民間賃金の高い地域について、1級地から6級地に区分され、支給率については当該区分に応じて3%から18%となっています。支給額(月額)は、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に支給率を乗じて得た額です。</p>		
出典、積算等	所管課調べ		

〈ランキング方法〉 最小→最大		ラスパイレス 指数		
類似自治体 の状況	(1位)	97.1		
	(平均)	100.4		
	(25位)	103.9		
八戸市の 状況	現在	数値	99.7	
		順位	8位/25市	
	過去との 比較	H17.4.1 の数値	98.7	
		増減	1.0pt	
		増減率	-	

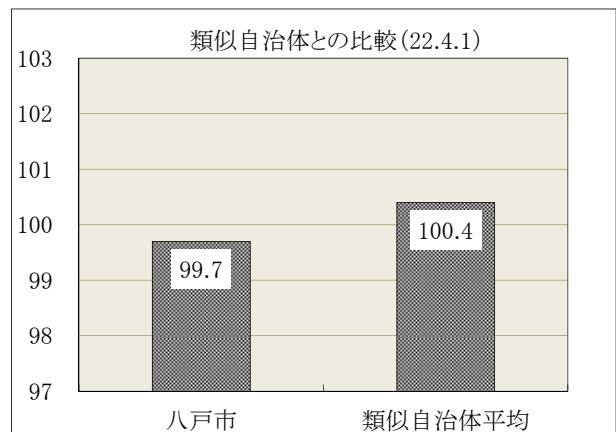
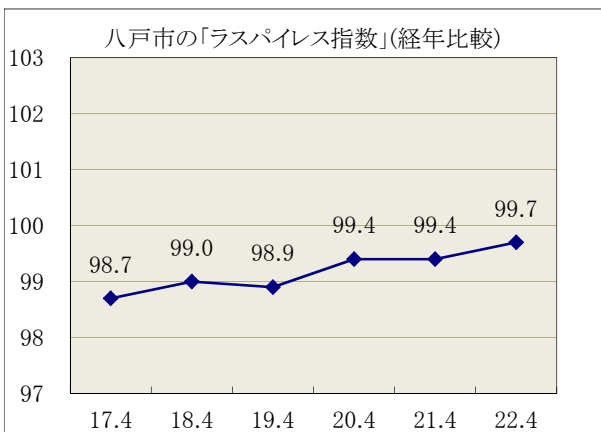
参考指標等	
○全国市平均	98.8 (平成22年地方公務員給与実態調査：総務省)
○青森県・青森県内市町村平均	97.8 県内市(10市)平均 97.0 (平成22年地方公務員給与実態調査：総務省)

## 分析

- 類似自治体比較では、基準となる「100」及び平均を下回り、順位も上位となっています。
- 人事院勧告に準じた給与改正を行っているほか、定期的に給与制度の見直しを実施していることが要因と推測されます。
- 過去との比較では、1.0ポイント上昇しています。

## 今後の展開

- 引き続き、人事院勧告に準じた給与制度の適正化に努めます。



# 1-②-02 平均給与月額(地域手当補正前)及び平均年齢

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	「平均給与月額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。		
<b>出典、積算等</b>	所管課調べ		

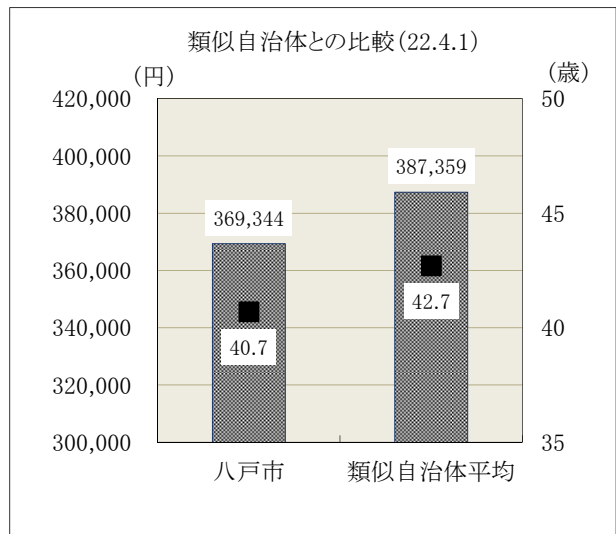
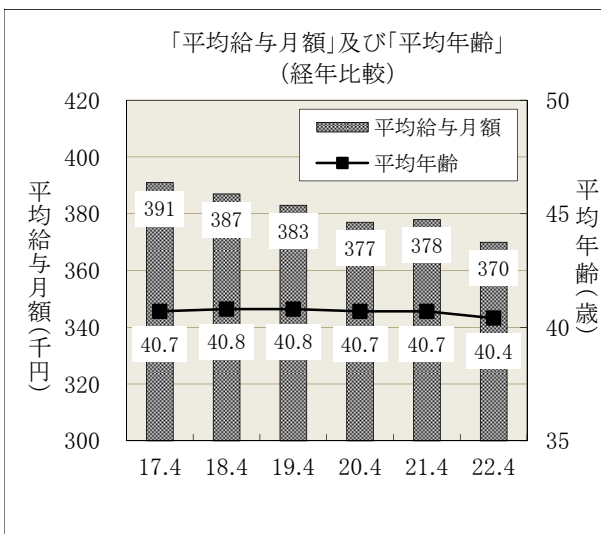
<ランキング方法> 最小→最大		平均給与月額(円)	平均年齢(歳)	参考指標等	
類似自治体の状況	(1位)	326,900	40.2		○県内市(10市)平均(22.4.1) 平均給与月額 363,432円 (※地域手当含)  (平成22年地方公務員 給与実態調査)
	(平均)	387,359	42.7		
	(25位)	455,732	46.0		
八戸市の状況	現在	数値	369,344	40.4	
		順位	10位/25市	2位/25市	
	過去との比較	H17.4.1の数値	391,088	40.7	
		増減	▲21,744	0.3	
		増減率	▲5.6%	-	

## 分析

○類似自治体比較では、平均給与月額及び平均年齢とも平均を下回っており、平均給与月額の順位は10位にあるほか、平均年齢は上から2番目に若くなっています。  
○過去との比較では、平均給与月額は約2万円の減(▲5.6%)となっています。

## 今後の展開

○引き続き、人事院勧告に準じた給与制度の適正化に努めます。



## 1-②-03 特殊勤務手当の数(企業会計を除く)

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	「特殊勤務手当」とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給される手当です。		
<b>出典、積算等</b>	所管課調べ		

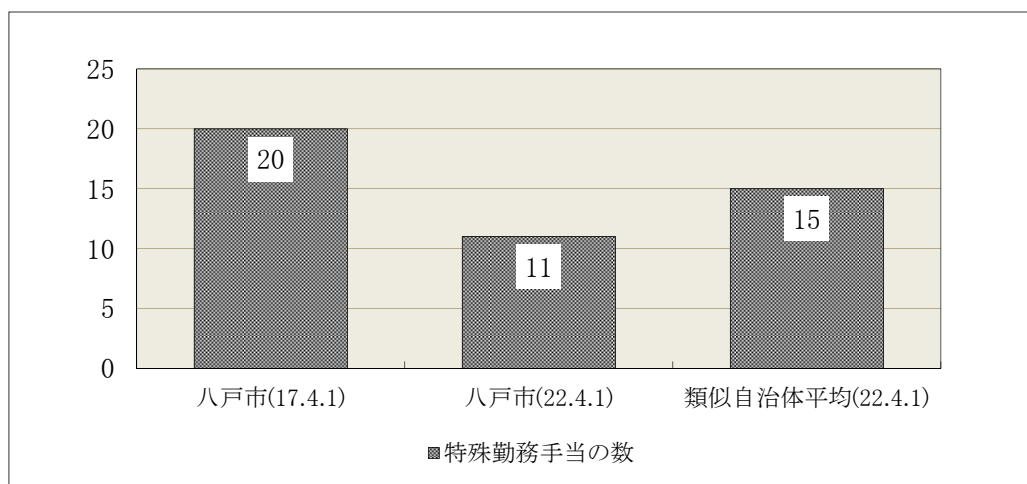
<ランキング方法> 最小→最大		特殊勤務手当の数		参考
類似自治体の状況	(1位)	4		当市の特殊勤務手当は、以下の11手当となっています。 ○感染症業務手当 ○行旅死亡人取扱手当 ○清掃業務手当 ○滞納整理等業務手当 ○福祉業務手当 ○特別技術者手当 ○用地交渉手当 ○有害有毒物取扱手当 ○能率手当 ○診療手当 ○道路上作業手当
	(平均)	15		
	(25位)	35		
八戸市の状況	現在	数値	11	
		順位	7位/25市	
	過去との比較	H17.4.1の数値	20	
		増減	▲9	
		増減率	▲45.0%	

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は上位で、平均を下回っています。
- 過去との比較では、統廃合等により、約半分にまで減少しています。

### 今後の展開

- 当市は、これまでも勤務の特殊性について、技術革新や社会情勢の変化などに照らして、特殊勤務手当の見直し(廃止・統合等)を実施していますが、今後も引き続き、国及び他の自治体の動向を注視しながら、特殊勤務手当の適正化に努めます。





## 1-②-04 人事評価の給与への反映の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	人事評価の給与への反映(勤勉手当あるいは昇給)の有無についてです。		
出典、積算等	所管課調べ		

<ランキング方法> 無し		反映させている市	内容
類似自治体の状況		14市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤勉手当及び昇給に反映 (8市) ※全職員対象 (7市) 担当課長以上が対象 (1市)</li> <li>・ 勤勉手当に反映 (3市) ※全職員対象 (1市) 課長以上が対象 (1市) 課長代理以上が対象 (1市)</li> <li>・ 昇給に反映 (2市)</li> <li>・ 昇任に反映 (1市)</li> </ul>
八戸市の状況	現在	反映させている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を対象に6月と11月の年2回勤務評定を実施。A～Eの5段階で評価し、D及びE評価の職員については勤勉手当及び昇給の額を減額(昇給無しを含む)している。</li> </ul>
	過去との比較	H17.4.1の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を対象に1月、4月、7月、10月の年4回勤務評定を実施。やや良好でない者、良好でない者は昇給時期を延伸していた。</li> </ul>

### 分析

- 類似自治体の状況としては、人事評価を給与へ反映させている市が14市(56%)あります。
- そのうち、全職員を対象に実施している市が11市(44%)、対象を限定して実施している市が3市(12%)あります。
- 過去との比較では、昇給への反映に加え、勤勉手当の成績率に対象を拡大しています。

### 今後の展開

- 国及び他の自治体の動向を注視しながら、より適正な人事評価制度の構築に努めます。

# 1-③-01 特別職給料月額

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	市長及び副市長の給料月額です。		
出典、積算等	所管課調べ		

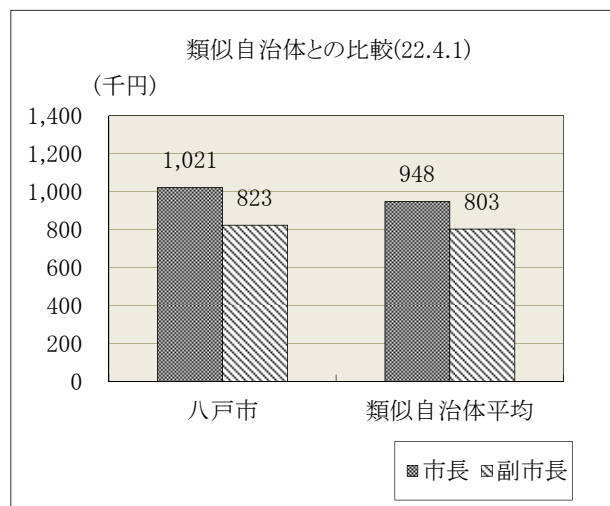
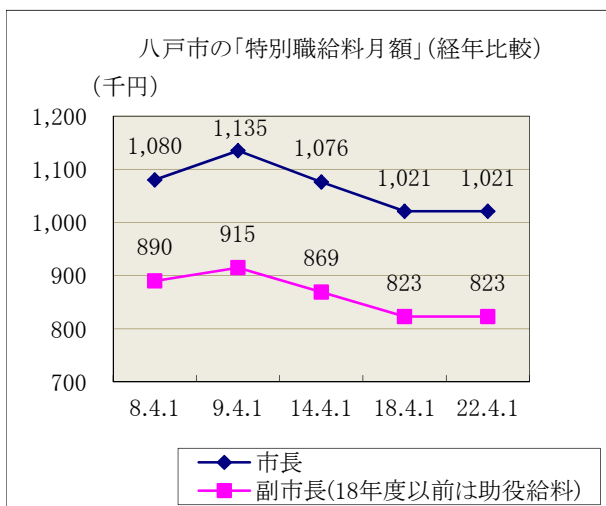
〈ランキング方法〉 最小→最大		市長(千円)	副市長(千円)	
類似自治体の 状況	(1位)	766	633	
	(平均)	948	803	
	(25位)	1,137	875	
八戸市の 状況	現在	数値	1,021	823
		順位	18位/25市	15位/25市
	過去の 比較	H17.4.1 の数値	1,076	869
		増減	▲55	▲46
		増減率	▲5.1%	▲5.3%

参考指標
○17.4.1から22.3.31までの間に 特別職給料月額を ・減額した市 15市 ・減額しなかった市 10市

参考指標等
○県内市(10市)平均 (22.3.31) 市長 781.2千円 副市長 673.4千円

分析
○市長給料月額は、順位は下位であり、平均を上回っています。 ○副市長給料月額は、順位は15位であり、平均とほぼ同じとなっています。 ○当市においては、市長・副市長ともに条例で規定している給料月額に対し、14年度から約5%、18年度から約10%の減額をしています。(減額措置は25年度まで継続)

今後の展開
○市の財政状況、人事院勧告による一般職職員の給与改定の状況及び他の自治体の動向を注視しながら検討します。



## 1-③-02 議員1人当たりの市民の数

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	市議会議員1人当たりの市民の数です。		
<b>出典、積算等</b>	所管課調べ→(住民基本台帳人口+外国人登録者数)÷議員数		

<ランキング方法> 最大→最小		議員1人当たりの 市民の数(人)	
類似自治体 の状況	(1位)	9,437	
	(平均)	7,626	
	(25位)	5,424	
八戸市 の状況	現在	数値	6,744
		順位	19位/25市
	過去との 比較	H17.4.1 の数値	4,800
		増減	1,944
		増減率	40.5%

### 参考指標等

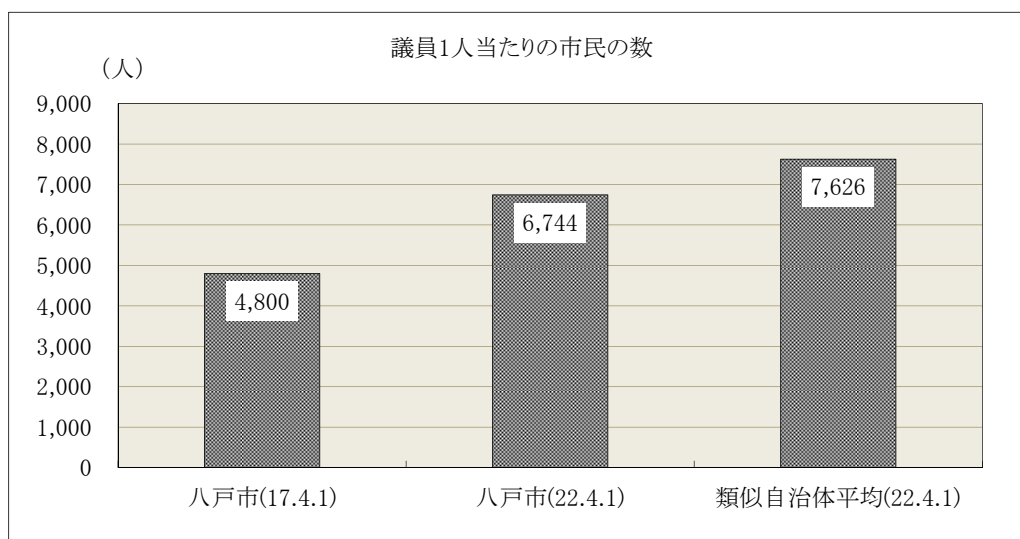
○県内市(10市)平均 (22.3.31) 議員1人当たり市民の数 3,791人

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は下位で、平均を若干下回っています。
- 過去との比較においては、1,944人の増加、40.5%の増加率となっています。(旧南郷村との合併による議員在任特例の適用により議員数が現在より16名多かったこと等が要因)

### 今後の展開

○国や他の自治体の動向を注視していきます。



## 1-③-03 法定上限に対する議員定数率

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	地方自治法第91条で規定している議員定数の上限に対する議員定数の割合です。 ※定数上限…10～20万人未満の市 34人 20～30万人未満の市 38人 30～50万人未満の市 46人  【八戸市の場合】 法定上限 38名 条例定数 36名		
<b>出典、積算等</b>	所管課調べ→ {条例上の議員定数÷地方自治法上の議員定数上限}		

<ランキング方法> 最小→最大		議員定数率(%)
類似自治体の状況	(1位)	68.4
	(平均)	85.6
	(25位)	100
八戸市の状況	数値	94.7
	順位	20位/25市

### 参考指標等

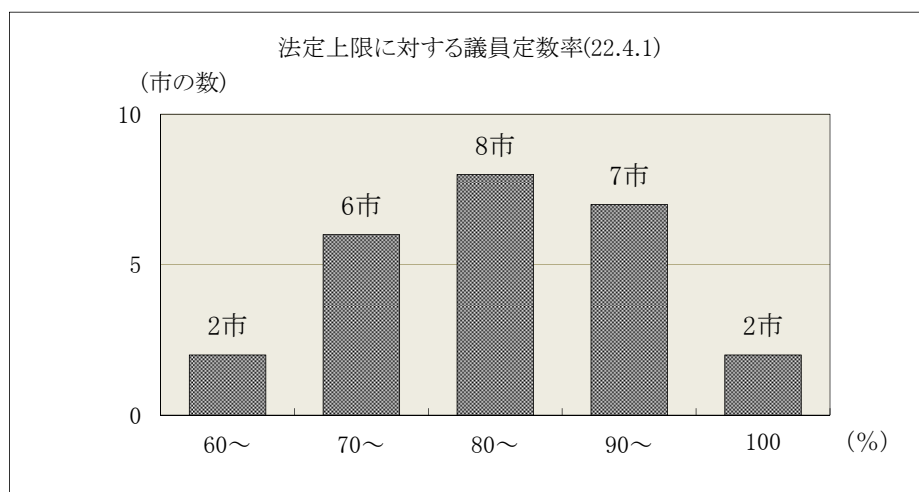
○県内市(10市)平均 (22. 3. 31) 94.3%

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は下位で、平均より高い率となっています。
- 地方自治法で規定している議員定数の上限より、条例において議員定数を削減している市が、当市を含め23市(92%)あります。

### 今後の展開

- 国や他の自治体の動向を注視していきます。



# 1-③-04 議員報酬月額

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部人事課
<b>解説</b>	市議会議員(議長・副議長・議員)の報酬月額です。		
<b>出典、積算等</b>	所管課調べ		

<ランキング方法> 最小→最大		議長(千円)	副議長(千円)	議員(千円)
類似自治体の状況	(1位)	537	467	440
	(平均)	654	593	556
	(25位)	770	720	670
八戸市の状況	数値	671	612	583
	順位	14位/25市	13位/25市	13位/25市

参考指標
○17.4.1から22.3.31までの間に議員報酬月額を ・減額した市 6市 ・減額しなかった市 19市

参考指標等	
○県内市(10市)平均 (22.3.31)	議長 478.1千円
	副議長 434.3千円
	議員 407.5千円

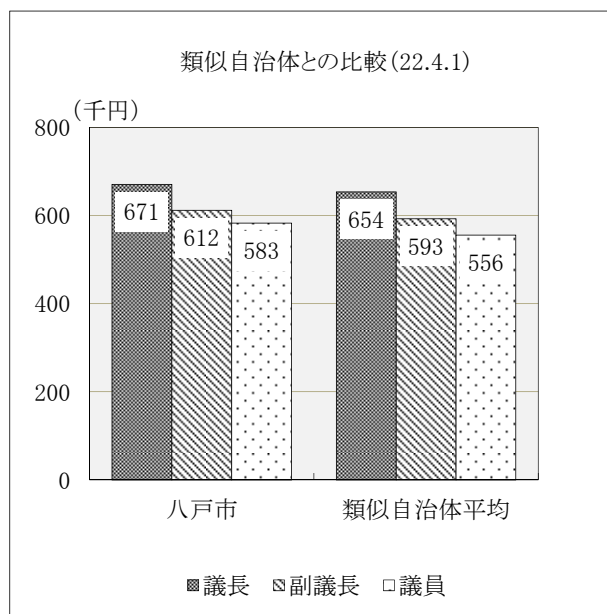
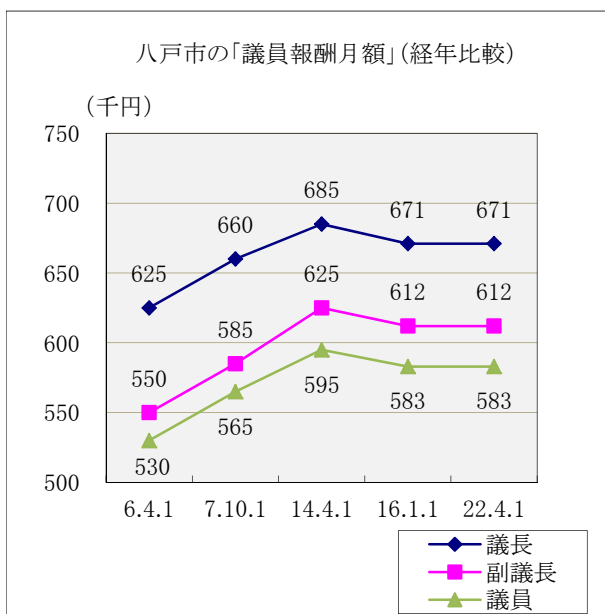
**分析**

○類似自治体比較では、議長の報酬月額の順位は14位、副議長及び議員の報酬月額の順位は13位で、ほぼ平均と同じです。

○当市では、16年1月1日より議長は685千円から671千円、副議長は625千円から612千円、議員は595千円から583千円に、減額しています。

**今後の展開**

○市の財政状況、人事院勧告による一般職職員の給与改定の状況及び他都市の動向を注視しながら検討します。



## 2. 財 政 関 係 指 標

① 歳入について

② 歳出について

③ その他の分野について

## 2. 財政関係指標【概要】

財政関係指標では、「①歳入について」、「②歳出について」、「③その他の分野について」の3つの分野で、財政収支の構造や各種財政指標、将来の財政負担等について、過去並びに類似自治体との比較をそれぞれ行っています。

### ①歳入について

#### <5年前との比較>

歳入の総額や、その内訳である地方税や使用料・手数料、国からの普通交付税などの割合を、5年前と比較しています。

頁	指 標	H21 年度決算	H16 年度決算	増減値
P35	歳入総額	96,617,745 千円	86,798,540 千円	11.3 %
	市民1人当たり歳入額	397,974 円	347,745 円	14.4 %
P36	歳入総額に占める地方税の割合	31.2 %	32.4 %	▲1.2 pt
	市民1人当たり地方税歳入額	124,357 円	112,724 円	10.3 %
P37	一般市税徴収率	92.8 %	92.9 %	▲0.1 pt
P38	普通交付税額	12,763,343 千円	13,765,200 千円	▲7.3 %
	歳入総額に占める普通交付税比率	13.2 %	15.9 %	▲2.7 pt
P39	自主財源比率	47.0 %	46.9 %	0.1 pt
P40	財政力指数	0.69	0.61	0.08 pt

歳入総額は伸びて、財政力指数も上向いたものの、市の主要な一般財源である地方税及び普通交付税の合計は、ほぼ同じ水準にあり、一般市税徴収率や自主財源比率も同じ水準にあることがわかります。

歳入総額が伸びた要因は、歳出の増加の要因に帰するものですが、性質別歳出額でみると、扶助費の増嵩と「八戸ポータルミュージアム建設事業」「是川縄文館建設事業」「小・中学校耐震化事業」など、普通建設事業費の増などにより、これらの財源として歳入が増加したものと考えられます。

財政力指数は、過去3か年の平均数値であるため、地方税収入額の大きかった19年度と20年度の数値も含まれており、結果として上向いたものです。

一方、地方税収入額は、最終年度においては5年前に比べて増加したものの、3年間の推移をみると最終年度より高い数値を示していた時期があり、20年秋のリーマンショックを契機とした世界的不況が当地域経済に影響を及ぼした結果を受けて、減少に転じたものと考えられます。

いずれにしても、市の歳入構造は全体として5年前と大きな変化はなく、ほぼ同水準にあると言えます。

#### <用語解説>

歳 入…年度(4月～3月)1年間の収入

地 方 税…都道府県や市町村に納める税(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等)

一 般 市 税…地方税のうち、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱山税、特別土地保有税

普通交付税…地方公共団体間の財政不均衡を是正する目的で、国から財源不足団体に交付される交付金(地方交付税の一つ)

自主財源比率…自治体が自主的に収入しうる財源(地方税、使用料、手数料等)が歳入総額に占める比率

財政力指数…地方公共団体の財政力を示す指標で、1.0を上回ると地方交付税が交付されない

### <類似自治体との比較>

歳入総額に占める地方税や普通交付税の割合、自主財源比率及び財政力指数等を基に、歳入構造の違いや財政力の強さについて、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八 戸 市	順 位	類似自治体(25 市)	
				1 位	平均
P35	歳入総額	96,617,745 千円	7 位	128,428,471 千円	86,280,868 千円
	市民 1 人当たり歳入額	397,974 円	5 位	457,308 円	345,980 円
P36	歳入総額に占める地方税の割合	31.2 %	22 位	55.2 %	42.5 %
	市民 1 人当たり地方税歳入額	124,357 円	19 位	200,331 円	143,673 円
P37	一般市税徴収率	92.8 %	7 位	95.8 %	91.6 %
P38	★普通交付税額	12,763,343 千円	19 位	0 千円	8,573,112 千円
	★歳入総額に占める普通交付税比率	13.2 %	18 位	0 %	9.4 %
P39	自主財源比率	47.0 %	19 位	71.8 %	54.4 %
P40	財政力指数	0.69	19 位	1.44	0.86

★:数値の小さい方を上位にランキング

歳入総額及び市民 1 人当たり歳入額は、平均を上回り、上位となっています。

また、歳入総額に占める地方税の割合及び市民 1 人当たりの地方税歳入額は、平均を下回り、下位となっています。

一方、一般市税徴収率は、平均を上回る率で上位となっており、徴収対策に積極的に取り組んだ結果が出ていると言えます。

歳入総額に占める普通交付税比率は、平均よりも高いため、普通交付税への依存度が高いことがわかります。

このように、当市は地方税収入が少ないため、行政活動の自主性・安定性の尺度となる自主財源比率や財政力指数も低くなり、普通交付税への依存割合が高い、歳入構造が脆弱な団体であると言えます。



## ②歳出について

### <5年前との比較>

歳出の総額や目的・性質ごとの市民1人当たりの額、毎年経常的に支出される経費の比率について、5年前と比較しています。

頁	指 標	H21 年度決算	H16 年度決算	増減値	
P41	歳出総額	93,812,166 千円	85,315,121 千円	10.0 %	
	市民1人当たり歳出額	386,418 円	341,802 円	13.1 %	
P42	市民1人当たり目的別歳出額	議会費	2,211 円	2,772 円	▲20.2 %
		民生費	123,587 円	97,141 円	27.2 %
		土木費	50,784 円	45,197 円	12.4 %
		教育費	44,779 円	37,494 円	19.4 %
P43	市民1人当たり性質別歳出額	人件費	45,642 円	52,671 円	▲13.3 %
		公債費	41,592 円	41,211 円	0.9 %
		扶助費	76,524 円	64,893 円	17.9 %
		投資的経費	42,425 円	32,150 円	32.0 %
P44	経常収支比率	89.8 %	89.5 %	0.3 pt	

歳出総額は伸びており、その内容は、目的別歳出額では、議会費が減額となったものの、生活保護費等の増により民生費が大幅増となったほか、投資的経費の割合が高い土木費や教育費が大きく伸びています。

また、性質別歳出額では、定員適正化に努めた結果、人件費が大幅に削減されていますが、生活保護費等の扶助費が大幅増となったほか、普通建設事業費の増により投資的経費が大きく伸びています。

経常収支比率が5年前とほぼ同じ水準であることからすると、人件費の減額分を増額となった扶助費に充当する形で推移したと考えられます。

#### <用語解説>

歳 出…年度(4月～3月)1年間の支出

議 会 費…市議会議員の報酬や市議会運営に使われる経費

民 生 費…高齢者や障がい者、乳幼児のための福祉や、生活保護などに使われる経費

土 木 費…道路、公園、市営住宅等の公共施設の建設及び維持管理などに使われる経費

教 育 費…幼稚園や小中学校等の学校教育、公民館や図書館等の社会教育などに使われる経費

人 件 費…職員の給与や退職金、市議会議員や各種審議会等の委員の報酬などの経費

公 債 費…地方債の元金・利子の償還に使われる経費

扶 助 費…生活保護費や高齢者、障がい者等の援助に使われる経費

投資的経費…道路、公園、学校等社会資本の整備(建設)に使われる経費

経常収支比率…毎年度経常的に収入される財源のうち、経常的に支出される経費(人件費、扶助費等)の占める割合

## <類似自治体との比較>

歳出の総額や、その目的と性質ごとの1人当たりの金額、毎年経常的に支出される経費の比率を基に、財政構造の違いや弾力性について、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八戸市	順位	類似自治体(25市)		
				1位	平均	
P41	歳出総額	93,812,166 千円	8位	125,472,394 千円	84,190,868 千円	
	市民1人当たり歳出額	386,418 円	5位	441,305 円	337,383 円	
P42	市民1人当たり 目的別歳出額	議会費	2,211 円	8位	2,515 円	2,031 円
		民生費	123,587 円	6位	133,890 円	103,835 円
		土木費	50,784 円	10位	68,714 円	48,705 円
		教育費	44,779 円	3位	47,340 円	36,026 円
P43	市民1人当たり 性質別歳出額	★人件費	45,642 円	2位	43,778 円	61,831 円
		★公債費	41,592 円	16位	20,376 円	37,982 円
		★扶助費	76,524 円	19位	35,168 円	62,231 円
		投資的経費	42,425 円	11位	66,886 円	43,138 円
P44	★経常収支比率	89.8 %	7位	80.9 %	92.3 %	

★:数値の小さい方を上位にランキング

歳出総額で第8位、市民1人当たりの歳出額では第5位と、上位に位置しています。

市民1人当たりの目的別歳出額では、議会費、民生費及び教育費が上位に位置し、特に教育費は、「是川縄文館建設事業」や「学校耐震化事業」等により、平均よりかなり高くなっています。

市民1人当たりの性質別歳出額では、人件費は平均を大きく下回り第2位と、定員適正化の成果が現れていますが、公債費及び扶助費は平均を上回っており、財政圧迫の要因となっています。

また、経常収支比率については、平均を下回り、良い位置(7位)にあります。

以上のことから、義務的経費の扶助費の割合が高く、財政を圧迫しているものの、人件費等の削減に努め、各種の政策を展開している自治体の一つであると言えます。

### ③その他の分野について

#### <5年前との比較>

各種積立金の現在高や借り入れている地方債の現在高、財政健全化4指標及び将来負担額について、5年前と比較しています。

頁	指 標	H21 年度決算	H16 年度決算	増減値	
P45	積立金現在高 <small>※いずれも企業会計を除く</small>	6,536,171 千円	4,319,177 千円	51.3 %	
	財政調整基金及び市債管理基金現在高	3,192,471 千円	3,075,368 千円	3.8 %	
	市民1人当たり財政調整基金及び市債管理基金現在高	13,150 円	12,321 円	6.7 %	
P46	地方債現在高 <small>※いずれも普通会計</small>	94,570,666 千円	97,633,566 千円	▲3.1 %	
	臨時財政対策債現在高	19,784,718 千円	11,148,800 千円	77.5 %	
	市民1人当たり地方債現在高	389,542 円	391,154 円	▲0.4 %	
P47	地方債現在高 <small>※いずれも全会計</small>	187,514,376 千円	190,694,199 千円	▲1.7 %	
	市民1人当たり地方債現在高	772,382 円	763,987 円	1.1 %	
P48	財政健全化4指標	実質赤字比率	-	※1 -	-
		連結赤字比率	-	※1 -	-
		実質公債費比率	16.9 %	※1 17.4 %	▲0.5pt
		将来負担比率	170.4 %	※1 191.9 %	▲21.5 pt
P49	将来負担額	177,720,610 千円	※1 184,169,911 千円	▲3.5 %	
	市民1人当たり将来負担額	732,041 円	※1 748,795 円	▲2.2 %	
P50	プライマリーバランス (普通会計)	元利ベース	3,536,892 千円	※1 5,780,813 千円	▲38.8 %
		元金ベース	1,882,142 千円	※1 3,737,339 千円	▲49.6 %
P51	標準財政規模	49,234,141 千円	45,709,937 千円	7.7 %	
	市民1人当たり標準財政規模	202,798 千円	183,130 千円	7.4 %	

※1 H19年度の数値(財政健全化指標は、H19年度から導入)

積立金現在高は、約22億円の増額となっています。これは、新たに地域活性化公共投資基金、学校施設耐震化基金を設置し積立てたことや、財政調整基金等を増額したことによります。

地方債現在高(全会計)は、約32億円の減額となっています。これは、プライマリーバランスを意識しながら起債を行うとともに、国の繰上償還制度を積極的に活用した返済に努めてきた結果であると言えます。

なお、国の財源不足に伴い、臨時財政対策債の現在高は大きく増えていますが、その償還に要する費用は後年度の地方交付税で全額措置されることになっています。

実質公債費比率及び将来負担比率、並びに将来負担額については、いずれも改善されています。

<用語解説>

積立金…特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用しているお金  
 財政調整基金…予期しない収入減など、予算編成における年度間の財源の不均衡を調整するための基金  
 市債管理基金…地方債の償還に充てるため、財源を計画的に調整する基金  
 地方債…財政収入の不足を補うため等に行う借入金のうち、一会計年度を越えて返済される長期借入金  
 臨時財政対策債…地方債の一種で、地方財政に係る国の財源が不足した場合に、地方交付税の実質的な振替措置として、地方公共団体自らに地方債を発行することができる制度(償還に要する費用は後年度の地方交付税の算定上、全額が基準財政需要額に算入される)  
 実質赤字比率…年間収入に対する赤字の比率で、主に一般会計の赤字が対象  
 連結赤字比率…年間収入に対する赤字の比率で、病院会計なども含めた全会計の赤字が対象  
 実質公債費比率…年間収入に対する年間の借金返済額の比率  
 将来負担比率…年間収入に対する借金残高等の比率  
 将来負担額…一般会計等が将来的に負担することが予想される負債の額  
 プライマリーバランス…借金返済額と新たに借金する額とのバランス(黒字は借金が減ることを意味します)  
 起債…施設や道路の建設等の財源として、地方債を発行すること

## <類似自治体との比較>

各種積立金の現在高や借り入れている地方債の現在高、財政健全化4指標及び将来負担額を基に、財政の健全性について、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八 戸 市	順 位	類似自治体(25 市)		
				1 位	平均	
P45	積立金現在高 ※いずれも企業会計を除く	6,536,171 千円	20 位	32,302,552 千円	10,444,800 千円	
	財政調整基金及び市債管理基金 現在高	3,192,471 千円	17 位	10,263,359 千円	4,384,629 千円	
	市民 1 人当たり財政調整基金及び 市債管理基金現在高	13,150 円	16 位	41,524 円	17,559 円	
P46	★地方債現在高 ※いずれも普通会計	94,570,666 千円	16 位	43,459,218 千円	86,527,861 千円	
	★臨時財政対策債現在高	19,784,718 千円	16 位	11,870,751 千円	19,009,021 千円	
	★市民 1 人当たり地方債現在高	389,542 円	16 位	181,507 円	343,084 円	
P47	★地方債現在高 ※いずれも全会計	187,514,376 千円	15 位	85,966,260 千円	171,291,010 千円	
	★市民 1 人当たり地方債現在高	772,382 円	15 位	392,492 円	680,816 円	
P48	財政健全化 4 指標	実質赤字比率	-	-	-	-
		連結赤字比率	-	-	-	-
		★実質公債費比率	16.9 %	25 位	0.5 %	10.1 %
		★将来負担比率	170.4 %	24 位	8.9 %	96.5 %
P49	★将来負担額	177,720,610 千円	16 位	84,692,821 千円	153,679,727 千円	
	★市民 1 人当たり将来負担額	732,041 円	18 位	380,667 円	613,645 円	
P50	プライマリーバランス (普通会計)	元利ベース	3,536,892 千円	8 位	9,239,357 千円	3,161,634 千円
		元金ベース	1,882,142 千円	11 位	6,962,506 千円	1,962,132 千円
P51	標準財政規模	49,234,141 千円	11 位	72,130,279 千円	48,746,392 千円	
	市民 1 人当たり標準財政規模	202,798 千円	8 位	248,841 千円	159,291 千円	

★:数値の小さい方を上位にランキング

積立金現在高は、総額では大きく平均を下回っているものの、財政調整基金及び市債管理基金に限定すると、平均を若干下回り、類似自治体の中でも 17 位に位置しています。

当市はこの5年間を財政再建集中期間と位置づけ、基金を適切に維持・活用しながら健全な財政運営に努めてきたところですが、類似自治体の中では、積立金現在高は中位程度に留まっています。

財政健全化4指標について類似自治体と比較すると、以下のとおりとなります。

- ・実質赤字比率及び連結赤字比率 … 他市と同様、当市も赤字はありません。
- ・実質公債費比率 … 数値そのものは法律に基づく健全な状態にあるものの、類似自治体の中では最下位となっています。
- ・将来負担比率 … 数値そのものは法律に基づく健全な状態にあるものの、類似自治体の中では低い方に位置しています。

以上のことから、当市は財政健全化法に基づく健全な状態にあるものの、類似自治体の中では下位に位置していることから、今後さらなる健全化に取り組む必要があると考えられます。

## 今後の展開

- 第5次行財政改革大綱に基づき、特に下記項目を推進し、安定した歳入確保に努めます。
  - ①人材育成や徴収体制の強化による市税徴収率の向上
  - ②市有財産への民間企業広告掲載や未利用市有地等の処分と有効活用、使用料・手数料の見直しなどあわせて、企業誘致や雇用拡大など産業振興策を実施します。
  
- 時々の社会経済情勢を踏まえながら、市民サービス水準の向上に留意しつつ、今後も引き続き健全な財政運営に努めます。
  
- 人件費、公債費、扶助費といった義務的経費は、その割合が高くなるほど財政構造の硬直化が進んでいるとされることから、下記項目に留意しながら財政運営を行います。
  - ①中期職員配置計画に基づく定員管理の適正化
  - ②将来の負担を見据えた計画的な事業の実施
  - ③少子高齢化対策等の影響により義務的経費の増大が予測される中での「選択と集中」による経費の削減
  
- 基金を適切に維持・活用しながら、健全な財政運営に努めます。  
また、財政の健全性を維持するため、第5次行財政改革大綱において、国よりも厳しい指標を設定し、下記項目を遵守します。
  - ①実質赤字比率:赤字なし      ②連結実質赤字比率:赤字なし
  - ③実質公債費比率:18%以下      ④将来負担比率:200%以下

## 2-①-01 歳入総額及び市民1人当たり歳入額

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	歳入とは、その年度1年間の収入のことを言います。 当該指標は、普通会計(解説1-①-02参照)における歳入の全体像を把握するため、歳入の総額及びその市民1人当たりの額を示すものです。 市の歳入の財源は、市民の皆様にご負担いただく地方税や使用料を始めとして、国からの地方交付税や補助金など多岐にわたります。		
出典、積算等	○歳入総額→《平成21年度地方財政状況調査》歳入合計(千円) ○市民1人当たり歳入額→(歳入総額(千円)÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数))×1000		

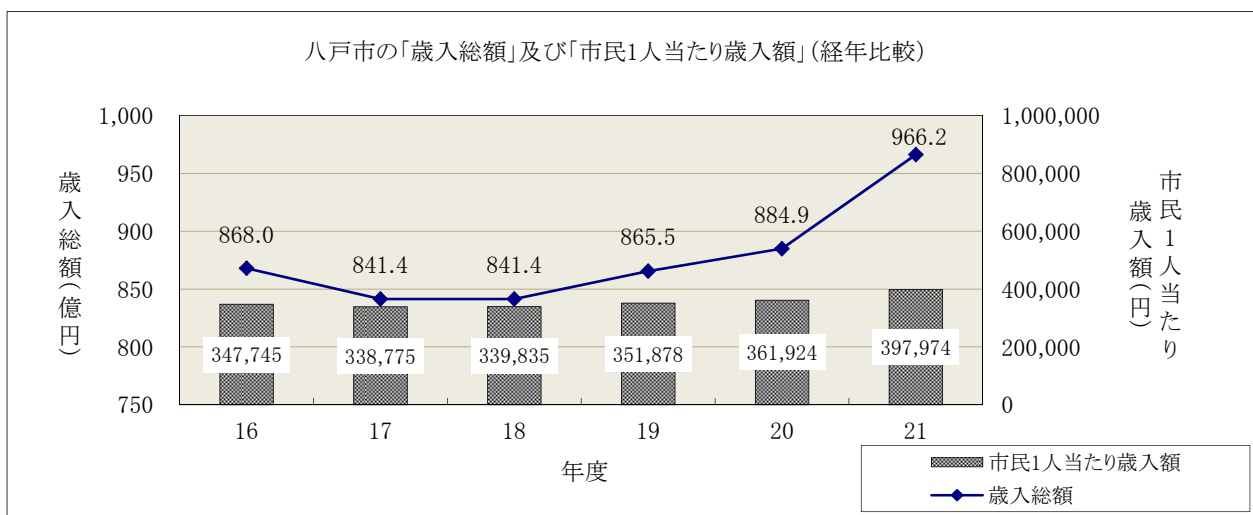
<ランキング方法> 最大→最小		歳入総額(千円)	市民1人当たり 歳入額(円)	
類似自治体の 状況	(1位)	128,428,471	457,308	
	(平均)	86,280,868	345,980	
	(25位)	64,008,158	268,550	
八戸市の 状況	現在	数値	96,617,745	
		順位	7位/25市	
	過去との 比較	16年度 決算	86,798,540	347,745
		増減	9,819,205	50,229
		増減率	11.3%	14.4%
県内市(10市)平均		47,609,659	443,755	

### 分析

- 類似自治体比較では、歳入総額及び市民1人当たり換算のいずれも平均を上回っています。
- 過去との比較では、総額・市民1人当たり換算のいずれも上回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、逆に市民1人当たり換算で平均を下回っています。
- 平成18年度以降、歳入規模は拡大しています。

### 今後の展開

- 第5次行財政改革大綱(平成22年2月策定)に基づき、特に下記項目を推進し、安定した歳入確保に努めます。
  - ①人材育成や徴収体制の強化による市税徴収率の向上
  - ②市有財産への民間企業広告掲載や未利用市有地等の処分と有効活用、使用料・手数料の見直しなど



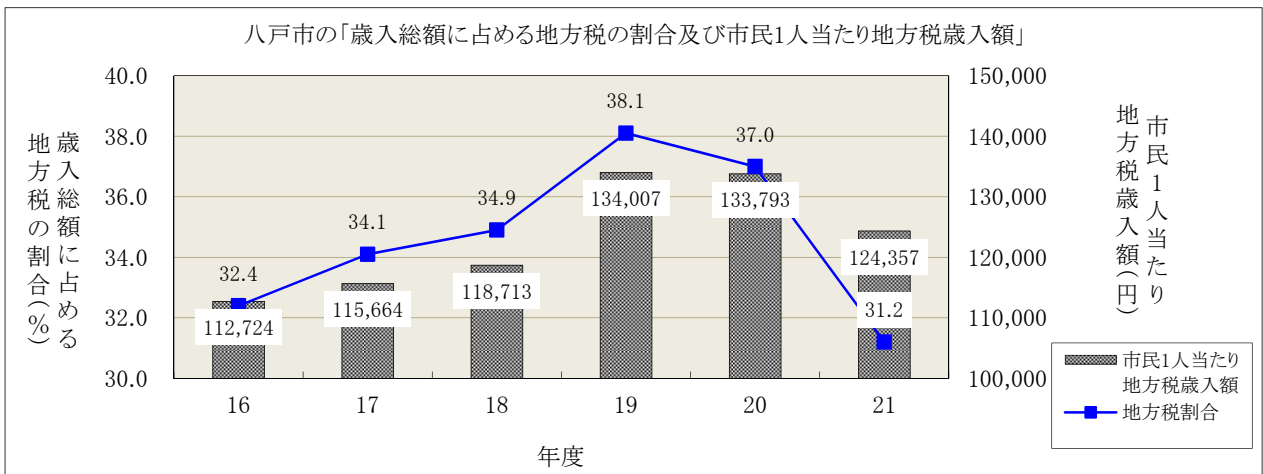
## 2-①-02 歳入総額に占める地方税の割合及び市民1人当たり地方税歳入額

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	歳入のうち、地方税がどの程度の割合を占めているのか、また市民1人当たりどれだけの地方税歳入があるのかを表す指標です。 主な地方税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税等ですが、地方税の占める割合が高ければ高いほど、財政運営がしやすくなります。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 ○歳入総額に占める地方税の割合→(地方税歳入総額÷歳入総額)×100 ○市民1人当たり地方税歳入額 →{地方税歳入総額(千円)÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)}×1000		

＜ランキング方法＞ 最大→最小		歳入総額に占める 地方税の割合(%)	市民1人当たり 地方税歳入額(円)	参考指標	
類似自治体の 状況	(1位)	55.2	200,331		当市の地方税歳入額の推移  16年度 約281億円 17年度 約287億円 18年度 約294億円 19年度 約330億円 20年度 約327億円 21年度 約302億円
	(平均)	42.5	143,673		
	(25位)	24.2	106,542		
八戸市の 状況	現在	数値	31.2	124,357	
		順位	22位/25市	19位/25市	
	過去との 比較	16年度 決算	32.4	112,724	
		増減	▲1.2pt	11,633	
		増減率	-	10.3%	
		県内市(10市)平均	20.4	106,652	

分析
○類似自治体比較では、いずれも順位は低く、平均を下回っています。 ○過去との比較では、割合は若干減少していますが、市民1人当たり歳入額では増加しています。 ○県内市(10市)平均との比較では、いずれも平均を上回っています。 ○19年度をピークに、毎年度減少傾向にあります。

今後の展開
○自主財源確保に資するため、市税の徴収率の一層の向上に努め、第5次行財政改革大綱に基づき、特に下記項目を推進します。 ①人材育成や徴収体制の強化による市税徴収率の向上 ②市有財産への民間企業広告掲載や未利用市有地等の処分と有効活用、使用料・手数料の見直しなど ○あわせて、企業誘致や雇用拡大など産業振興策を実施します。



## 2-①-03 一般市税徴収率

基準日	平成21年度決算	担当	財政部収納課
解説	「一般市税徴収率」とは、市の歳入の柱の1つである一般市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税等)の徴収率です。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 {現年課税分+滞納繰越分}		

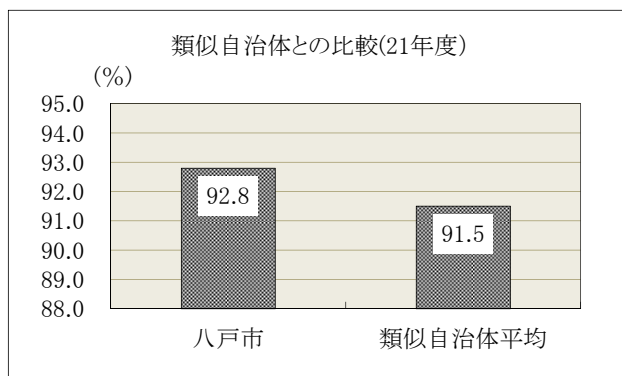
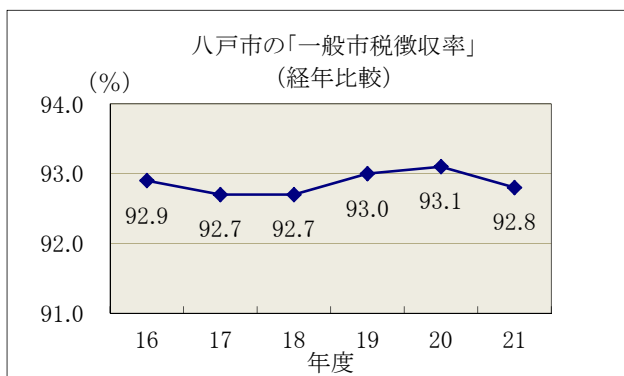
<ランキング方法> 最大→最小		【単位:%】		
類似自治体の 状況	(1位)	95.8		
	(平均)	91.6		
	(25位)	87.1		
八戸市の 状況	現在	数値	92.8	
		順位	7位/25市	
	過去との 比較	16年度 決算	92.9	
		増減	▲0.1pt	
		増減率	-	
		県内市(10市)平均	89.6	

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は上位で、平均を上回っています。
- 県内市(10市)平均比較でも、平均を大きく上回っています。
- 過去と比較すると、ほぼ同じ水準です。

### 今後の展開

- 自主財源確保に資するため、市税の徴収率の一層の向上に努め、第5次行財政改革大綱に基づき、特に下記項目を推進します。
  - ・人材育成や徴収体制の強化による市税徴収率の向上





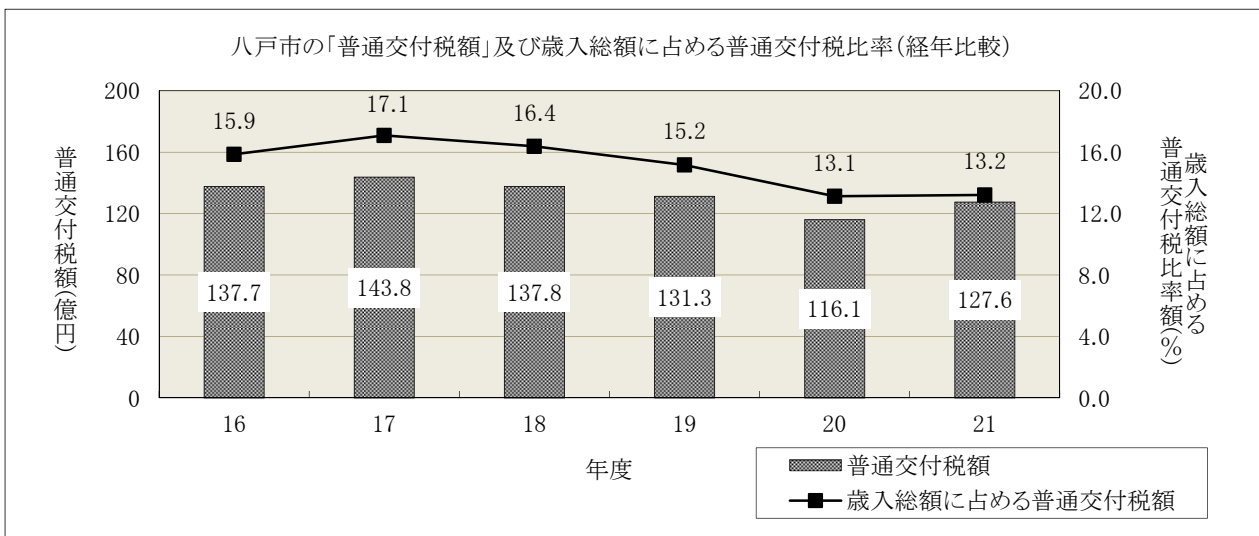
## 2-①-04 普通交付税額及び歳入総額に占める普通交付税比率

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	普通交付税は、どの自治体に対しても行政の計画的な運営が可能となるよう必要な財源を保障するとともに地方公共団体間の財政不均衡を是正することを目的とした地方公共団体の固有かつ共有の財源です。交付額は、国が定めた基準に基づき、毎年地方公共団体が算定した財源不足額が交付されます。普通交付税の交付を受けない団体や普通交付税への依存割合が少ないほど、財政力が強いとされます。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 普通交付税額		

＜ランキング方法＞ 最小→最大		普通交付税額(千円)	歳入総額に占める 普通交付税比率(%)	参考指標	
類似自治体の 状況	(1位)	0	0	当市の普通交付税額の 推移  16年度 約138億円 17年度 約144億円 18年度 約138億円 19年度 約131億円 20年度 約116億円 21年度 約127億円	
	(平均)	8,573,112	9.0		
	(25位)	24,910,828	25.0		
八戸市の 状況	現在	数値	12,763,343		13.2
	順位	19位/25市	18位/25市		
過去との 比較	16年度 決算	13,765,200	15.9		
	増減	▲1,001,857	▲2.7pt		
	増減率	▲7.3%	-		
県内市(10市)平均		11,180,785	23.5		

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は下位で、額は平均を上回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、歳入に占める割合は平均を下回っています。
- 過去との比較では、国の三位一体改革の影響等により、約10億円減少しています。
- 歳入全体に占める割合は、平均を上回っており、依存割合が高いです。



## 2-①-05 自主財源比率

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	歳入総額のうち、自治体が自主的に収入しうる財源(地方税、使用料、手数料等)がどの程度を占めているかを表す指標です。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 {(地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計)÷歳入総額}×100		

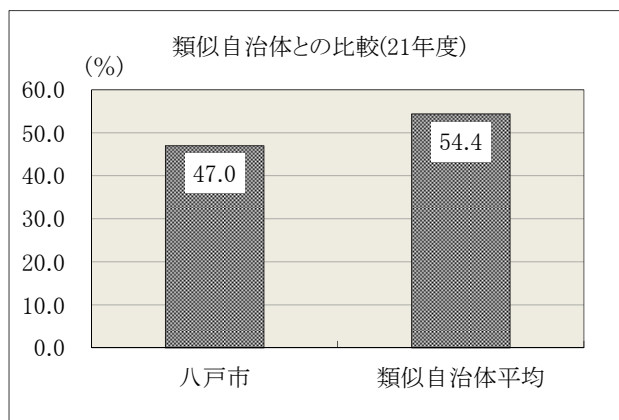
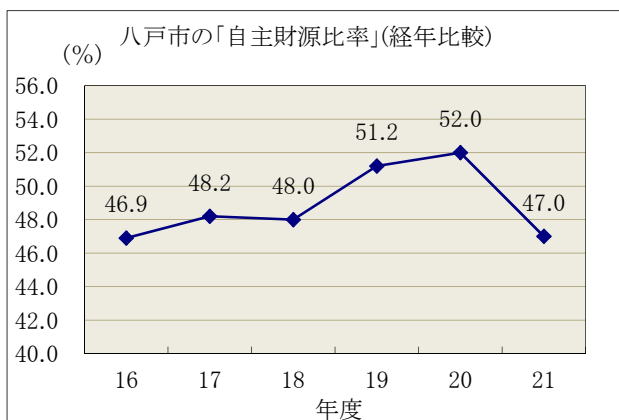
〈ランキング方法〉 最大→最小		【単位:%】	
類似自治体の 状況	(1位)	71.8	
	(平均)	54.4	
	(25位)	35.1	
八戸市の 状況	現在	数値	47.0
		順位	19位/25市
	過去との 比較	16年度 決算	46.9
		増減	0.1pt
		増減率	-
		県内市(10市)平均	34.1

### 分析

- 類似自治体比較では、平均を下回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、平均を上回っています。
- 過去との比較では、ほぼ同じ水準です。
- 当市では、自主財源と依存財源の割合が同程度で推移しています。

### 今後の展開

- 第5次行財政改革大綱に基づき、特に下記項目を推進し、安定した歳入確保に努めます。
  - ①人材育成や徴収体制の強化による市税徴収率の向上
  - ②市有財産への民間企業広告掲載や未利用市有地等の処分と有効活用、使用料・手数料の見直しなど



## 2-①-06 財政力指数

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるものであり、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の3年間の平均値です。基準財政収入額が基準財政需要額を上回れば普通交付税交付金が支給されない不交付団体となり、下回れば地方交付税交付金が支給される交付団体となります。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》		

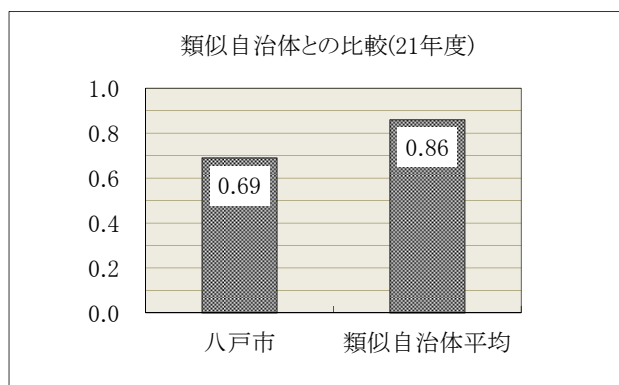
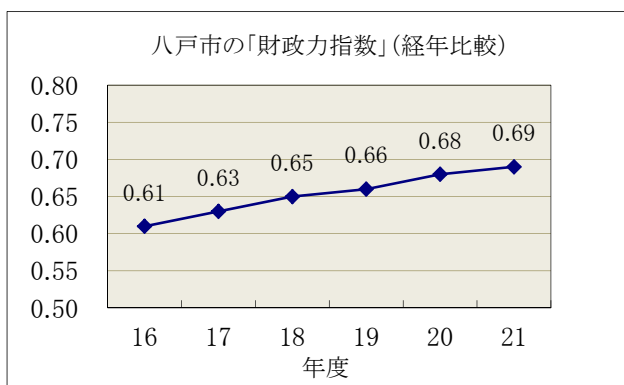
〈ランキング方法〉 最大→最小			
類似自治体の 状況		(1位)	1.44
		(平均)	0.86
		(25位)	0.49
八戸市の 状況	現在	数値	0.69
		順位	19位/25市
	過去との 比較	16年度 決算	0.61
		増減	0.08pt
		増減率	-
	県内市(10市)平均		

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は下位で、平均を下回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、平均を上回っています。
- 過去との比較では、上向いています。

### 今後の展開

- 安定した歳入確保に資するため、市税の徴収率の一層の向上に努め、第5次行財政改革大綱に基づき、特に下記項目を推進します。
  - ①人材育成や徴収体制の強化による市税徴収率の向上
  - ②市有財産への民間企業広告掲載や未利用市有地等の処分と有効活用、使用料・手数料の見直しなど



## 2-②-01 歳出総額及び市民1人当たり歳出額

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	歳出とは、その年度1年間の支出のことで、当該指標では、現状把握として、歳出総額と市民1人当りに換算して比較します。 (次頁以降で、その目的別、性質別の比較・分析をします)		
出典、積算等	○歳出総額→《平成21年度地方財政状況調査》歳出合計(千円) ○市民1人当たり歳出額→(歳出合計(千円)÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数))×1000		

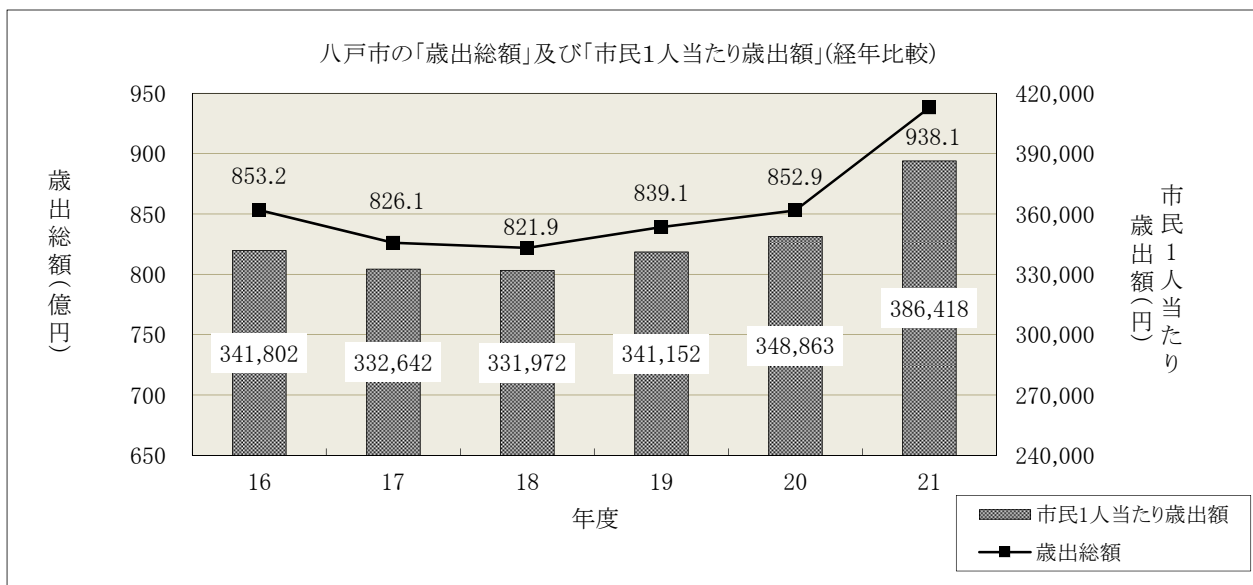
<ランキング方法> 最大→最小		歳出総額(千円)	市民1人当たり 歳出額(円)
類似自治体の 状況	(1位)	125,472,394	441,305
	(平均)	84,190,868	337,383
	(25位)	59,389,686	261,184
八戸市の 状況	現在	数値	93,812,166
	現在	順位	8位/25市
過去との 比較	16年度 決算	85,315,121	341,802
	増減	8,497,045	44,616
	増減率	10.0%	13.1%
県内市(10市)平均		46,638,289	434,701

### 分析

- 類似自治体比較では、歳出総額及び市民1人当たり換算のいずれも平均を上回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、逆に市民1人当たり換算で平均を下回っています。
- 過去との比較では、いずれの数値も増加しています。
- 平成18年度以降、歳出規模は拡大しています。

### 今後の展開

- 今後も引き続き、社会経済情勢を踏まえ市民サービス水準の向上に努めます。



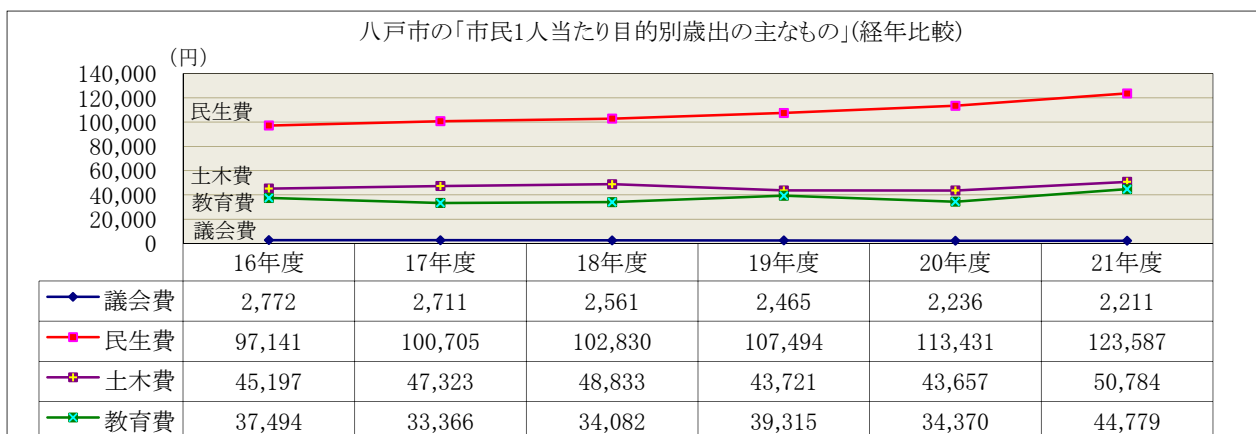
## 2-②-02 市民1人当たり目的別歳出額

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	「目的別歳出」とは、歳出を行政目的別に区分したもので、どのような施策に力を入れているのかを比較する指標となります。 目的別に歳出額の主なものについて、市民1人当たりに換算して比較します。		
	《主なもの》		
	議会費	市議会議員の報酬や市議会の運営に使われる経費	
	民生費	高齢者や障がい者、乳幼児のための福祉や、生活保護などに使われる経費	
	土木費	道路、公園、市営住宅等の公共施設の建設及び維持管理などに使われる経費	
	教育費	幼稚園や小中学校等の学校教育、公民館や図書館等の社会教育などに使われる経費	
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 {各目的別歳出総額(千円)÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)}×1000		

<ランキング方法> 最大→最小		【単位:円】				
		議会費	民生費	土木費	教育費	
類似自治体の状況	(1位)	2,515	133,890	68,714	47,340	
	(平均)	2,031	103,835	48,705	36,026	
	(25位)	1,583	78,035	35,091	24,027	
八戸市の状況	現在	数値	2,211	123,587	50,784	44,779
		順位	8位/25市	6位/25市	10位/25市	3位/25市
	過去との比較	16年度決算	2,772	97,141	45,197	37,494
		増減	▲561	26,446	5,587	7,285
		増減率	▲20.2%	27.2%	12.4%	19.4%
		県内市(10市)平均	2,830	131,497	51,343	43,674

分析	
議会費	○類似自治体比較では、順位は上位で、平均より高くなっています。 ○過去との比較では、合併に伴い一時的に増えていた議員数が現在の定数に減少したことにより大きく減少しています。
民生費	○類似自治体比較では、順位は上位で、平均よりかなり高くなっています。 ○過去との比較では、生活保護費の増加等により、大幅に増加しています。
土木費	○類似自治体比較では、順位は10位で、平均並となっています。 ○過去との比較では、「八戸ポータルミュージアム建設事業」や「西母袋子線道路改良事業」等により増加しています。
教育費	○類似自治体比較では、トップクラスにあり、平均よりかなり高くなっています。 ○過去との比較では、「是川縄文館建設事業」や「学校耐震化事業」等により大幅に増加しています。

今後の展開
○今後も引き続き、社会経済情勢を踏まえ市民サービス水準の向上に努めます。



## 2-②-03 市民1人当たり性質別歳出額

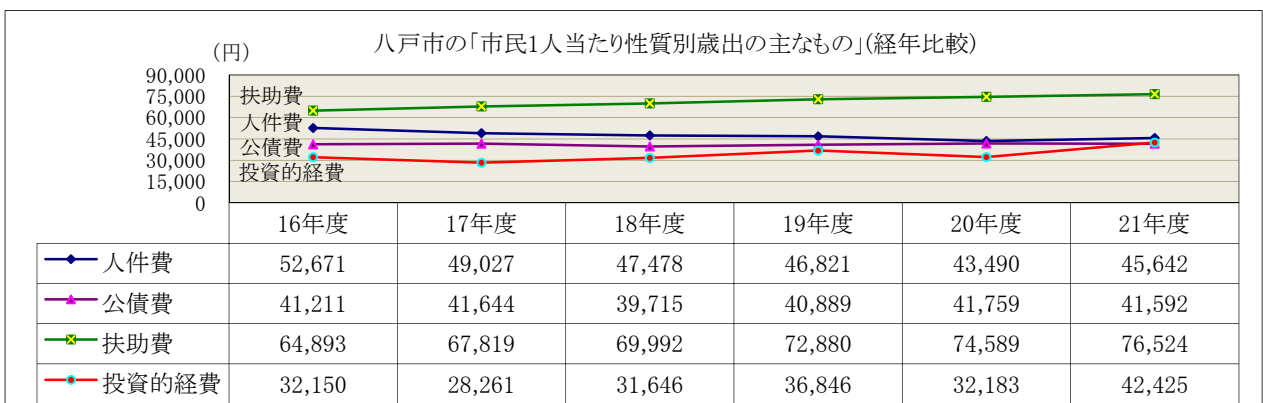
基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	「性質別歳出」とは、行政活動を行うためにどのようなものにどれだけ支出したか、経費の経済的性質によって区分したもので、自治体の財政運営の健全性や弾力性を分析するための資料となります。 性質別歳出額の主なものについて、市民1人当たりに換算して比較します。		
	《主なもの》		
	人件費	職員の給与や退職金、市議会議員や各種審議会等の委員の報酬などの経費	
	公債費	地方債(市の借金)の元金・利子の償還に使われる経費	
	扶助費	生活保護費や高齢者、障がい者等の援助に使われる経費	
	投資的経費	道路、公園、学校等の社会資本の整備(建設)に使われる経費	
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 {各性質別歳出総額(千円)÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)}×1000		

<ランキング方法> 最小→最大		【単位:円】			
		人件費	公債費	扶助費	
類似自治体の状況	(1位)	43,778	20,376	35,168	
	(平均)	61,831	37,982	62,231	
	(25位)	85,388	59,437	98,945	
八戸市の状況	現在	数値	45,642	41,592	76,524
		順位	2位/25市	16位/25市	19位/25市
	過去との比較	16年度決算	52,671	41,211	64,893
		増減	▲7,029	381	11,631
		増減率	▲13.3%	0.9%	17.9%
県内市(10市)平均		58,907	55,557	86,297	

<ランキング方法> 最大→最小		【単位:円】	
		投資的経費	
類似自治体の状況	(1位)	66,886	
	(平均)	43,138	
	(25位)	23,518	
八戸市の状況	現在	数値	42,425
		順位	11位/25市
	過去との比較	16年度決算	32,150
		増減	10,275
		増減率	32.0%
県内市(10市)平均		55,081	

分析	
人件費	○類似自治体比較では、順位は上位で、平均よりかなり少なくなっています。 ○過去との比較では、定員管理の適正化が進んだことに伴い減少しています。
公債費	○類似自治体比較では、順位は16位で、平均並となっています。 ○過去との比較では、ほぼ同じ水準にあります。
扶助費	○類似自治体比較では、順位は下位で、平均より多くなっています。 ○過去との比較では、生活保護受給者の増加等によりかなり増加しています。
投資的経費	○類似自治体比較では、順位は11位で、平均並となっています。 ○過去との比較では、「八戸ポータルミュージアム建設事業」や「学校耐震化事業」等によりかなり増加しています。

今後の展開	
○人件費、公債費、扶助費といった義務的経費は、その割合が高くなるほど財政構造の硬直化が進んでいるとされることから、下記項目に留意しながら財政運営を行います。	
①中期職員配置計画に基づく適正な定員管理	
②将来の負担を見据えた計画的な事業の実施	
③少子高齢化対策等の影響により義務的経費の増大が予測される中での「選択と集中」による経費の節減	



## 2-②-04 経常収支比率

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	<p>「経常収支比率」とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。自治体が独自のインフラ整備などに自由に投資する余裕がどれだけあるかを示し、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。目安として70～80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされます。</p>		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》		

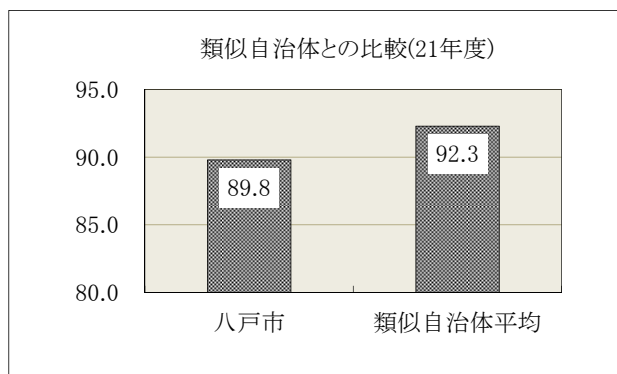
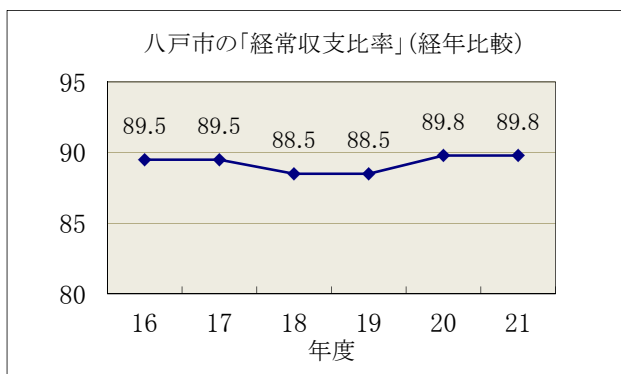
〈ランキング方法〉 最小→最大		【単位：％】	
類似自治体の 状況	(1位)	80.9	
	(平均)	92.3	
	(25位)	99.6	
八戸市の 状況	現在	数値	89.8
		順位	7位/25市
	過去との 比較	16年度 決算	89.5
		増減	0.3pt
		増減率	-
		県内市(10市)平均	92.4

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は上位で、平均より良好な数値となっています。
- 県内市(10市)平均比較でも、平均より良好な数値となっています。
- 過去との比較では、ほぼ同じ水準です。

### 今後の展開

- 今後も、市税等の経常一般財源の確保に努めるとともに、人件費や公債費の抑制を図り、経常収支比率の低減に努めます。



## 2-③-01 積立金現在高、財政調整基金及び市債管理基金現在高、市民1人 当たり財政調整基金及び市債管理基金現在高(企業会計を除く)

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	<p>「積立金」とは、法律や条例に基づき、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するもので、市の「預貯金」に相当するものです。</p> <p>22年4月1日現在、当市では27種類の基金を設置しています。</p> <p>その中で、例えば当市が設置している「こどもの国建設基金」のように、各自治体が独自の目的で設置している基金もあります。</p> <p>積立金のうち、各自治体が共通して設置している基金が「財政調整基金」(予期しない収入減など、予算編成における年度間の財源の不均衡を調整するための基金)と「市債管理(減債)基金」(地方債の償還に充てるため、財源を計画的に積み立てるための基金)の2基金があります。</p>		
出典、積算等	<p>《平成21年度地方財政状況調査》</p> <p>{(財政調整基金+市債管理(減債)基金)(千円)÷(住民基本台帳人口+外国人登録者数)}×1000</p>		

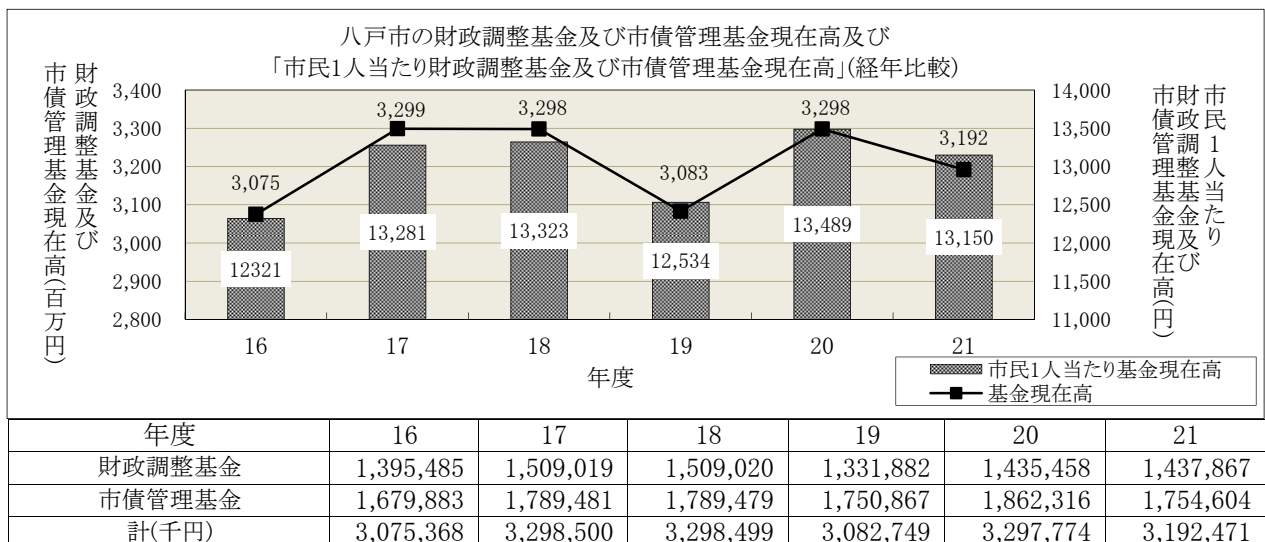
〈ランキング方法〉 最大→最小		積立金現在高 (千円)	財政調整基金及び 市債管理基金 現在高(千円)	市民1人当たり 財政調整基金及び 市債管理基金現在高(円)	
類似自治体の 状況	(1位)	32,302,552	10,263,359	41,524	
	(平均)	10,444,800	4,384,629	17,559	
	(25位)	2,104,384	10,263,359	1,119	
八戸市の 状況	現在	数値	6,536,171	13,150	
		順位	20位/25市	17位/25市	
	過去との 比較	16年度 決算	4,319,177	3,075,368	12,321
		増減	2,216,994	117,103	5,311
		増減率	51.3%	3.8%	6.7%
県内市(10市)平均		4,794,530	2,255,201	21,020	

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は下位で、平均を下回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、市民1人当たり換算で平均を下回っています。
- 過去との比較では、いずれの数値も上回っており、中でも積立金現在高は大きく上回っています。

### 今後の展開

- 基金を適切に維持・活用しながら、健全な財政運営に努めます。





## 2-③-02 地方債現在高、臨時財政対策債現在高及び市民1人当たり 地方債現在高(普通会計)

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	<p>「地方債」とは、地方公共団体が財政収入の不足を補うため、あるいは地方公営企業の建設、改良などの資金調達のために行う借入金のうち、一会計年度を超えて返済される長期借入金(借金に相当)です。</p> <p>「臨時財政対策債」は、地方債の一種で、国の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとりますが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源となっています。</p>		
出典、積算等	<p>《平成21年度地方財政状況調査》  <math>\{地方債現在高(千円) \div (住民基本台帳人口 + 外国人登録者数)\} \times 1000</math></p>		

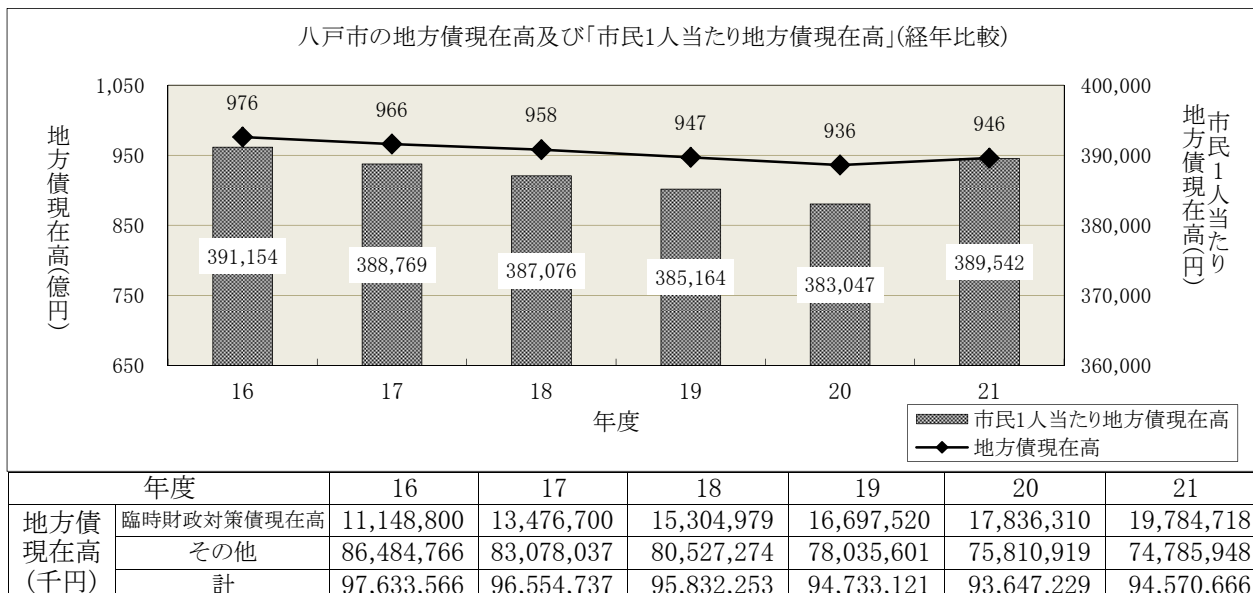
<ランキング方法> 最小→最大		地方債現在高 (千円)	臨時財政対策債 現在高(千円)	市民1人当たり 地方債現在高(円)	
類似自治体 の状況	(1位)	43,459,218	11,870,751	181,507	
	(平均)	86,527,861	19,009,021	343,084	
	(25位)	178,753,326	28,690,692	584,844	
八戸市の 状況	現在	数値	94,570,666	19,784,718	389,542
		順位	16位/25市	16位/25市	16位/25市
	過去との 比較	16年度 決算	97,633,566	11,148,800	391,154
		増減	▲3,062,900	8,635,918	▲1,612
		増減率	▲3.1%	77.5%	▲0.4%
県内市(10市)平均		56,171,712	-	523,560	

### 分析

- 類似自治体比較では、総額・市民1人当たりのいずれも平均を上回っています。
- 県内市(10市)平均比較では、市民1人当たり換算で平均を大きく下回っています。
- 過去との比較では、地方債現在高・市民1人当たりのいずれも減少しています。

### 今後の展開

- 公債費負担の抑制及び平準化に努めます。



## 2-③-03 地方債現在高(全会計)及び市民1人当たり地方債現在高(全会計)

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	「地方債」とは、地方公共団体が財政収入の不足を補うため、あるいは地方公営企業の建設、改良などの資金調達のために行う借入金のうち、一会計年度を超えて返済される長期借入金です。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 {地方債現在高(千円) ÷ (住民基本台帳人口 + 外国人登録者数)} × 1000		

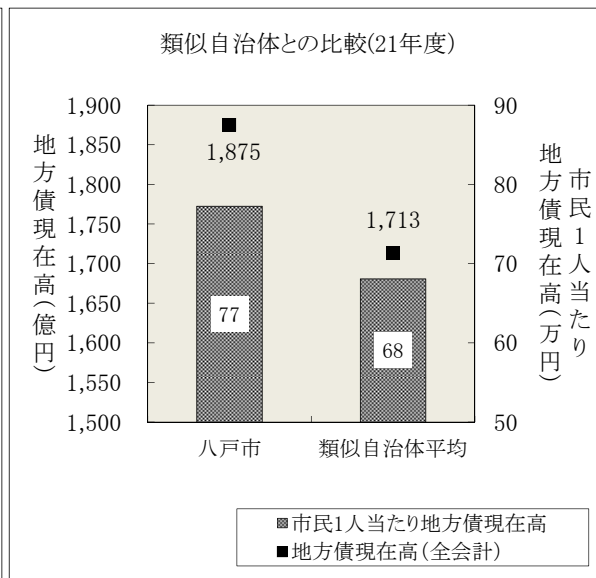
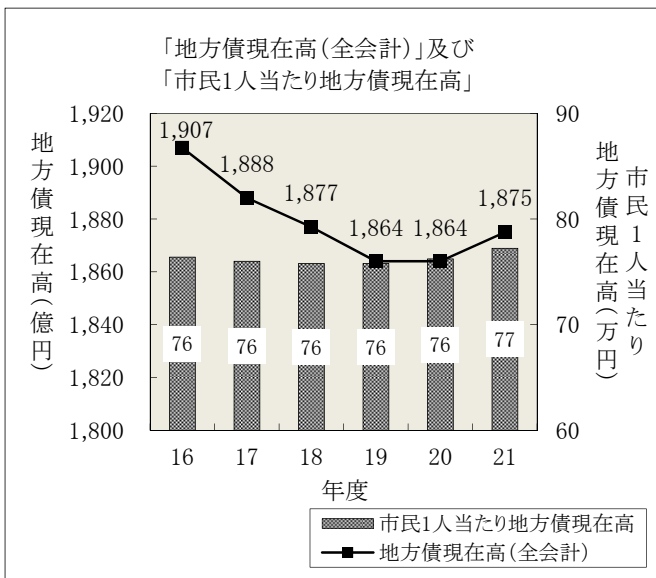
<ランキング方法> 最小→最大		地方債現在高 (千円)	市民1人当たり 地方債現在高(円)	
類似自治体の 状況	(1位)	85,966,260	392,492	
	(平均)	171,291,010	680,816	
	(25位)	301,661,887	1,008,129	
八戸市の 状況	現在	数値	187,514,376	
		順位	15位/25市	
	過去との 比較	16年度 決算	190,694,199	763,987
		増減	▲3,179,823	8,395
		増減率	▲1.7%	1.1%

### 分析

- 類似自治体比較では、現在高・市民1人当たり換算いずれも平均を上回っています。
- 過去との比較では、いずれの数値もほぼ同じ水準です。

### 今後の展開

- 公債費負担の抑制及び平準化に努めます。



年度	16	17	18	19	20	21
地方債現在高(全会計) (億円)	1,907	1,887	1,888	1,864	1,864	1,875

## 2-③-04 財政健全化4指標

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	<p>財政健全化にかかわる4指標とは、いずれも通常の年間収入額に対する比率で、主に一般会計の赤字をみる「(1)実質赤字比率」、病院会計なども含めた全会計の赤字をみる「(2)連結赤字比率」、年間の借金返済額をみる「(3)実質公債費比率」、借金残高などをみる「(4)将来負担比率」となっています。</p> <p>平成19年度決算以降、1つでも黄信号(早期健全化基準)の指標がある自治体には「再建計画」の策定が課せられ、(1)～(3)のいずれかが赤信号(財政再生基準)だと国の管理下での財政再建が義務づけられます。</p> <p>【財政健全化法の早期健全化基準(財政再生基準)】  (1)実質赤字比率：11.26%(20.00%) (2)連結赤字比率：16.26%(40.00%)  (3)実質公債費比率：25.00%(35.00%) (4)将来負担率：350.00%(-)</p>		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 地方公共団体財政健全化法		

<ランキング方法> 最小→最大		【単位：%】				
		実質赤字比率	連結赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
類似自治体の状況	(1位)			0.5	8.9	
	(平均)	- (赤字無し)	- (赤字無し)	10.1	96.5	
	(25位)			16.9	173.0	
八戸市の状況	現在	数値	-	-	16.9	170.4
		順位	-	-	25位/25市	24位/25市
	過去との比較	19年度決算	-	-	17.4	191.9
		増減	-	-	▲0.5pt	▲21.5%
		増減率	-	-	-	-
県内市(10市)平均		-	-	17.9	171.5	

### 分析

実質赤字比率	類似自治体においては、赤字の市は無いです。
連結赤字比率	過去においても、赤字はありません。
実質公債費比率	類似自治体比較では、平均よりかなり高い率となっています。
将来負担比率	過去との比較では、比率は低下しています。

### 今後の展開

○財政の健全性を維持するため、第5次行財政改革大綱に基づき、下記項目を遵守します。 ①実質赤字比率：赤字なし ②連結実質赤字比率：赤字なし ③実質公債費比率：18%以下 ④将来負担比率：200%以下
---

## 2-③-05 将来負担額及び市民1人当たり将来負担額

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	<p>将来負担額とは、一般会計等(普通会計)が将来的に負担することが予想される負債のことです。この金額が多くなると将来世代への負担が大きくなることを意味し、財政が圧迫される可能性が高くなります。</p> <p>【将来負担額の内容】</p> <p>①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高                  ②債務負担行為に基づく支出予定額                  ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額                  ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額                  ⑤退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額                  ⑥土地開発公社・地方道路公社等の負債の額及び第三セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額                  ⑦連結実質赤字額                  ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額</p>		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 $\{将来負担額(千円) \div (住民基本台帳人口 + 外国人登録者数)\} \times 1000$		

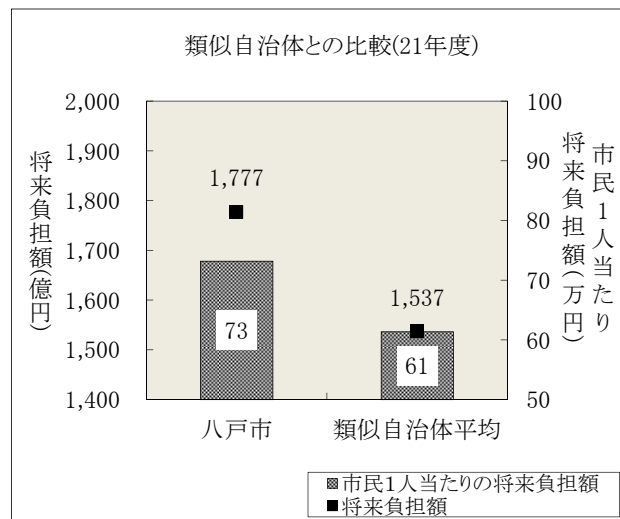
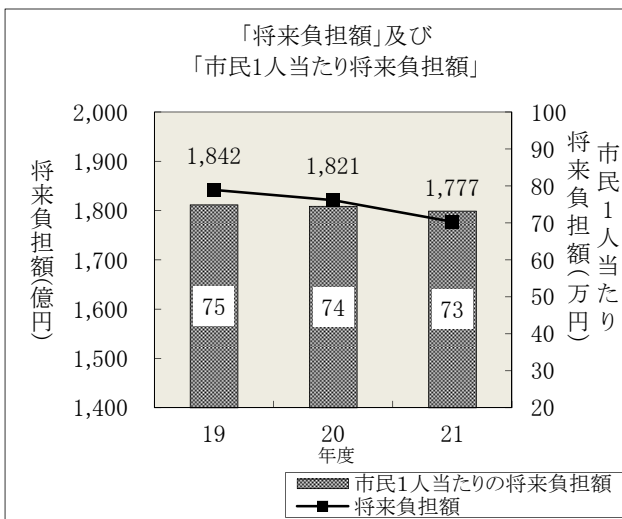
<ランキング方法> 最小→最大		将来負担額 (千円)	市民1人当たり 将来負担額(円)	
類似自治体の 状況	(1位)	84,692,821	380,667	
	(平均)	153,679,727	613,645	
	(25位)	239,493,892	917,280	
八戸市の 状況	現在	数値	177,720,610	
		順位	16位/25市	
	過去との 比較	19年度 決算	184,169,911	748,795
		増減	▲6,449,301	▲16,754
		増減率	▲3.5%	▲2.2%

### 分析

- 類似自治体比較では、将来負担額は16位、1人当たり換算は18位で、平均を上回っています。
- 過去との比較では、いずれの数値も減少しています。

### 今後の展開

- 現在の負担と将来の負担のバランスを考慮した財政運営に努めます。
- 基金を適切に維持・活用しながら、健全な財政運営に構築に努めます。



## 2-③-06 プライマリーバランス(普通会計)

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	<p>「プライマリーバランス(基礎的財政収支)」とは、財政収支の状況を表す指標の一つで、借金返済額と新たに借金する額とのバランスを示す数値です。赤字は返済した借金以上に新たな借金をしていることを意味し、黒字は借金が減ることを意味します。</p> <p>「元利ベース」(利息を含めた元利が対象)と「元金ベース」(返済する借金の元金が対象)があります。</p>		
出典、積算等	<p>○元利ベース→{(歳入決算額-地方債発行額)-(歳出決算額-元利償還額)}</p> <p>○元金ベース→{(歳入決算額-地方債発行額)-(歳出決算額-元金償還額)}</p>		

<ランキング方法> 黒字→赤字		元利ベース (千円)	元金ベース (千円)
類似自治体の 状況	(1位)	9,239,357	6,962,506
	(平均)	3,161,634	1,962,132
	(25位)	▲749,748	▲2,860,115
八戸市の 状況	現在	数値	3,536,892
		順位	8位/25市
	過去との 比較	19年度 決算	5,780,813
		増減	▲2,243,921
		増減率	▲38.8%

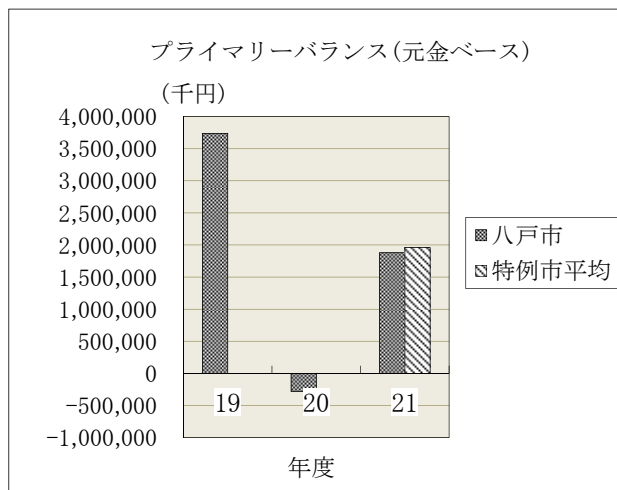
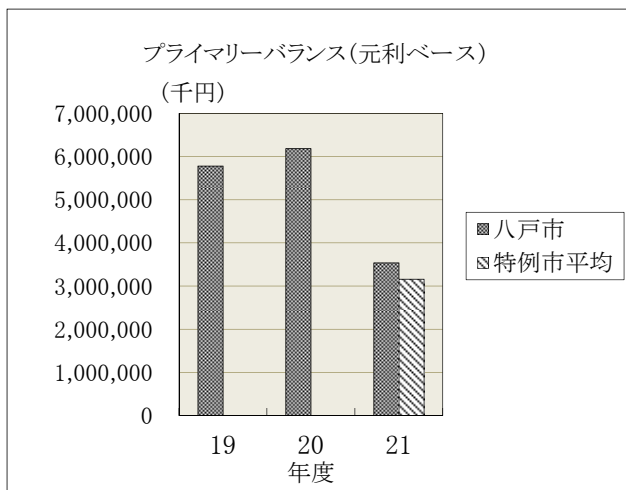
### 分析

<元利ベース>  
 ○類似自治体比較では、順位は上位で、平均を上回っています。  
 ○過去との比較では、数値は減少しているものの黒字となっています。

<元金ベース>  
 ○類似自治体比較では、順位は11位で、平均を若干下回っています。  
 ○過去との比較では、数値は減少しているものの黒字となっています。

### 今後の展開

○各年度とも、プライマリーバランスが黒字となるよう予算編成に努めます。



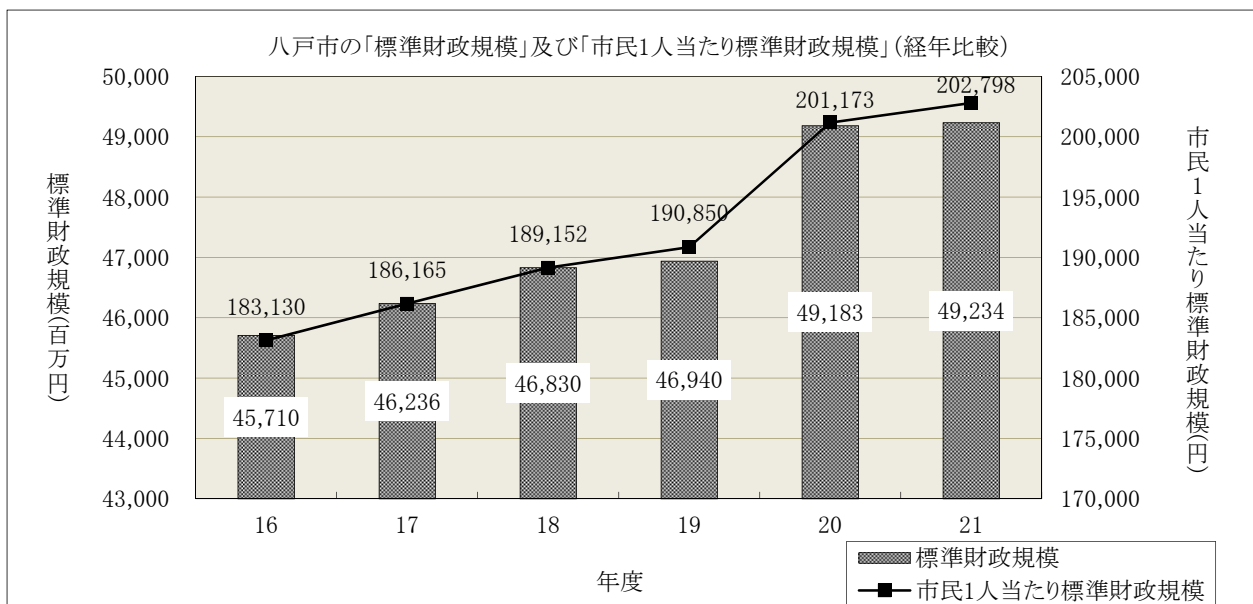
## 2-③-07 標準財政規模及び市民1人当たり標準財政規模

基準日	平成21年度決算	担当	財政部財政課
解説	「標準財政規模」とは、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しています。		
出典、積算等	《平成21年度地方財政状況調査》 {標準税収入額等に普通交付税を加算した額}		

＜ランキング方法＞ 最大→最小		標準財政規模 (千円)	市民1人当たり 標準財政規模(円)	
類似自治体 の状況	(1位)	72,130,279	248,841	
	(平均)	48,746,392	195,927	
	(25位)	38,041,754	159,291	
八戸市の 状況	現在	数値	49,234,141	
		順位	11位/25市	
	過去との 比較	16年度 決算	45,709,937	183,130
		増減	3,524,204	19,668
		増減率	7.7%	7.4%
県内市(10市)平均		25,421,596	236,947	

### 分析

○類似自治体比較では、平均と同じ水準です。



### 3. 行政改革關係指標

### 3. 行政改革関係指標【概要】

第4次行財政改革大綱及び集中改革プランに掲げた民間活力の活用や各種事務事業等の見直し等、行財政改革に係る取組を指標として設定し、過去並びに類似自治体との比較を行っています。

#### <5年前との比較>

指定管理者導入率や有料広告事業実績額、補助金をはじめとする各種見直しの実施の有無等、経費節減や歳入確保の取組について、5年前の状況と比較しています。

頁	指 標	H22.4.1 現在	H17.4.1 現在	増減値(実施状況)
P57	指定管理者導入率	58.4 %	※1 36.4 %	22.0 pt
P58	附属機関等の数	74	82	▲9.8 %
P59	有料広告の実績額	※2 2,454,000 円	※3 1,254,000 円	95.7 %
P60	公用車の一括管理率	9.5 %	6.9 %	2.6 pt
P61	補助金の総合的な見直し	実施(H18)		
P62	委託契約の総合的な見直し	実施(H19)		
P63	出資法人の総合的な見直し	実施(H18)		
P64	事業仕分けの実施	未実施		
P65	旅費制度の見直し	実施(H18)		
P66	旅費支給事務の民間への委託	未実施		
P67	職員互助会への負担金の公費支出	廃止(H22)		
P68	職員への事務服貸与		廃止(H17)	
P69	縁故債(利率)の入札方式の導入	実施(H18)		
P70	ネーミングライツの実施	未実施		H23.4 実施
P71	講師謝礼制度の有無		実施(H17)	
P72	職員提案制度の有無		実施(S48)	
P73	工事看板・刊行物へのコスト表示	実施(H18)		
P74	特別職等の専用公用車の有無	有(3台)	有(3台)	
P75	市場化テストの導入	未実施		
P76	PFIの導入	未実施		H14 導入方針策定

※1 平成18年4月1日現在(当市では18年度から制度導入) ※2 平成21年度実績額 ※3 平成17年度実績額

指定管理者制度導入率及び公用車の一括管理率は、比率が高くなっています。

附属機関等の数は、1割程度減少し、有料広告の実績額は約2倍に増加しています。

この5年間で、「補助金」や「委託契約」等の見直し、縁故債の入札、講師謝礼制度の創設、工事看板・刊行物へのコスト表示が新たに実施されたほか、職員互助会負担金の公費支出が廃止されるなど、行政改革の取組が着実に進められています。

一方、PFIや市場化テストについては、一部検討を行ったものもありますが、未実施となっています。

※ネーミングライツについては、23年4月に実施しています。

#### <用語解説>

縁 故 債…指定金融機関など、市と関わりのある金融機関から借り入れる地方債

講師謝礼制度…職員がセミナー講師等をした場合の謝礼を市の歳入とする制度

市場化テスト…窓口サービス等について、官と民が対等な立場で競争入札を行い、サービスの担い手を定める手法

P F I…民間の資金、経営能力及び技術力を活用し、公共施設の設計、建設、維持管理等を行う事業手法



### <類似自治体との比較>

指定管理者導入率や有料広告事業実績額、補助金をはじめとする各種見直しの実施の有無等、経費節減や歳入確保の取組について、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八戸市	順位	類似自治体(25市)	
				1位	平均
P57	指定管理者導入率	58.4%	7位	83.0%	40.1%
P58	★附属機関等の数	74	17位	31	68
P59	有料広告の実績額	※1 2,454,000円	22位	23,580,000円	7,473,419円
P60	公用車の一括管理率	9.5%	16位	100%	23.2%

頁	指 標	八戸市の状況	実施自治体数	備考
P61	補助金の総合的な見直し	実施(H18)	18市	
P62	委託契約の総合的な見直し	実施(H19)	14市	
P63	出資法人の総合的な見直し	実施(H18)	18市	
P64	事業仕分けの実施	未実施	7市	
P65	旅費制度の見直し	実施(H18)	11市	
P66	旅費支給事務の民間への委託	未実施	0市	
P67	職員互助会への負担金の公費支出	廃止(H22)	18市	
P68	職員への事務服貸与	廃止(H17)	9市	
P69	縁故債(利率)の入札方式の導入	実施(H18)	11市	
P70	ネーミングライツの実施	未実施	3市	H23 実施
P71	講師謝礼制度の有無	実施(H17)	2市	
P72	職員提案制度の有無	実施(S48)	22市	
P73	工事看板・刊行物へのコスト表示	実施(H18)	8市	
P74	特別職等の専用公用車の有無	有	23市	
P75	市場化テストの導入	未実施	0市	
P76	PFIの導入	未実施	6市	導入方針有

★:数値の小さい方を上位にランキング

※1 平成21年度実績額 ※2 平成21年4月1日現在

指定管理者制度導入率は、平均を大きく上回り、上位に位置していますが、有料広告の実績額及び公用車の一括管理率は、ともに平均を大きく下回っています。

「補助金」や「委託契約」等の見直し、職員提案制度など、多くの類似自治体に取り組んでいるものについては、すべて当市でも実施済みであるほか、講師謝礼制度については、当市を含め2市のみで実施しており、先進的な取組であると言えます。

一方、実施自治体は少数ではありますが、類似自治体で行われていて、当市で行われていないものとして、事業仕分けとPFIの導入があります。

※ネーミングライツについては、23年4月に実施しています。

## 今後の展開

- 今後も引き続きスリムな自治体を継続していくために、公の施設に係る効率的かつ効果的な管理を行う指定管理者制度の拡大を検討するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図るため、附属機関等の見直し(廃止・統合)に引き続き取り組みます。
- また、社会経済情勢や市民ニーズの変化に合わせ、補助金、委託契約、出資法人の見直しを随時実施します。
- 市の健全財政に寄与するため、縁故債(利率)の入札を継続的に実施するとともに、安定した歳入確保に資する有料広告事業については、新規媒体の拡大に積極的に取り組むとともに、ネーミングライツ事業の対象施設の拡大について検討します。
- 職員提案制度については、他の自治体の事例を参考にしながら、より効果的な制度運用に努めます。
- 公用車の有効活用へ向けて一括管理の対象を拡大するとともに、第 5 次行財政改革大綱実施計画に基づき公用車のリース・レンタル等の導入を検討します。
- 事業仕分けの実施、並びに市場化テスト及び PFI の導入については、国や他の自治体の動向を注視し、必要性や費用対効果等を総合的に勘案しながら検討します。

### 3-01 指定管理者導入率

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	「指定管理者制度」とは、地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設(公の施設)の効率的かつ効果的な管理を実現するため、民間事業者による管理も可能とした制度で、民間手法の活用により、住民サービスの向上と行政コストの軽減が図られます。		
出典、積算等	《所管課調べ》 ○ {指定管理者導入施設数÷導入可能な公の施設数(※)} ※学校、道路、河川ならびに管理人が常駐していない小規模公園及び駐輪場等を除く		

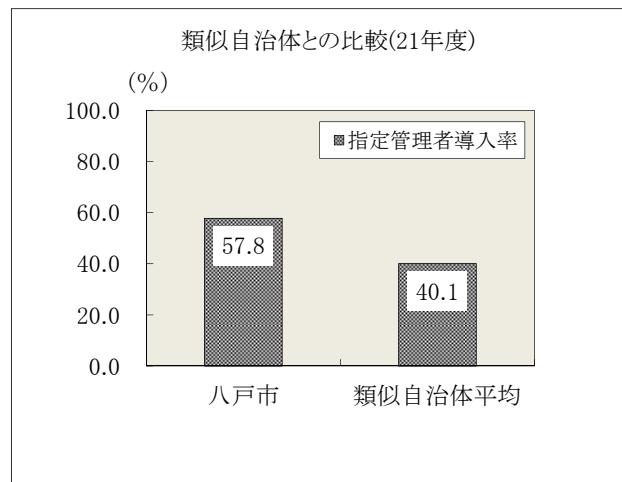
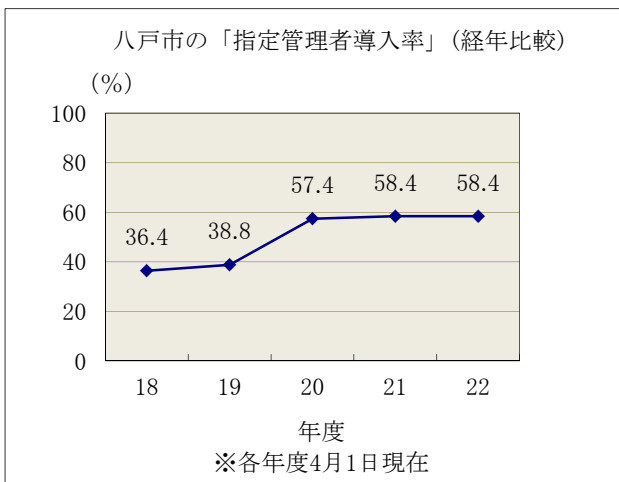
〈ランキング方法〉 最大→最小		指定管理者導入率(%)	
類似自治体の 状況	(1位)	83.0	
	(平均)	40.1	
	(25位)	7.4	
八戸市の 状況	現在	数値	58.4
		順位	7位/25市
	過去との 比較	H18.4.1	36.4
		増減	22.0pt
		増減率	-

#### 分析

- 類似自治体比較では、順位は上位で、平均を大きく上回り、効率的かつ効果的な運営を行っていると言えます。
- なお、制度が導入可能な公の施設の数や構成は、自治体により異なることから、導入率のみで一概に比較できるものではありません。

#### 今後の展開

- 公の施設に係る効率的かつ効果的な管理を行うため、今後も可能な範囲で指定管理者制度の導入を検討していきます。



### 3-02 附属機関等の数

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	「附属機関等」とは、条例や要綱等に基づき設置される各種審議会、協議会、委員会、懇談会等を言います。ただし、市職員のみで構成するもの、関係機関との調整を主たる活動内容として設置するもの、附属機関等の下部組織にあたるもの、特定のイベント・行事等の推進を目的とする実行委員会は附属機関等に含まれません。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

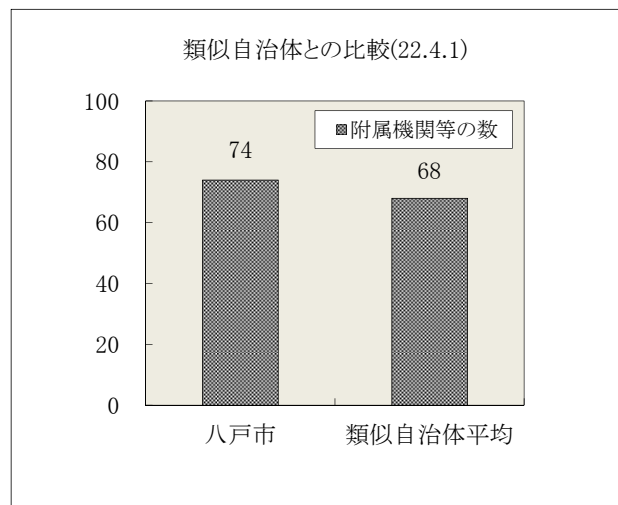
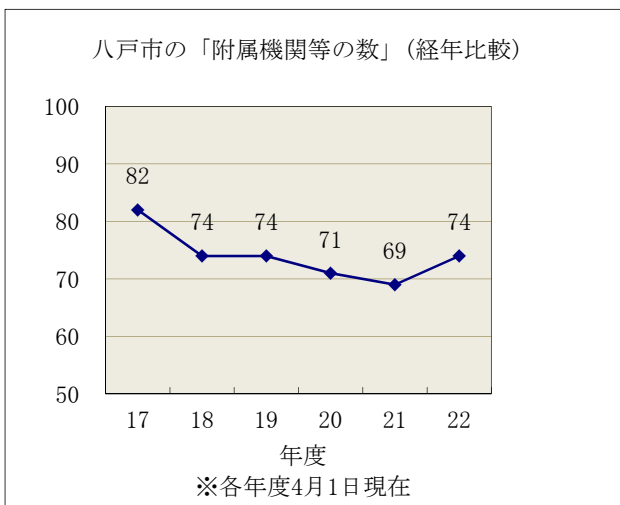
〈ランキング方法〉 最少→最多		附属機関等の数	
類似自治体の 状況	(最少)	31	
	(平均)	68	
	(最多)	133	
八戸市の 状況	現在	数値	74
		順位	17位/25市
	過去との 比較	H17.4.1	82
		増減	▲8
		増減率	▲9.8%

#### 分析

- 類似自治体比較では、順位は17位で、平均より多い数となっています。
- なお、それぞれの市によって、抱える課題や重点施策が異なることから、附属機関等の数は一概に比較できるものではありません。

#### 今後の展開

- 簡素で効率的な行政の推進を図るため、今後も随時附属機関等の見直し(廃止・統合)を行います。
- 「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」において、附属機関等の安易な設置は厳に抑制することとしており、今後も本趣旨にのっとった取扱いを行います。



### 3-03 有料広告の実績額

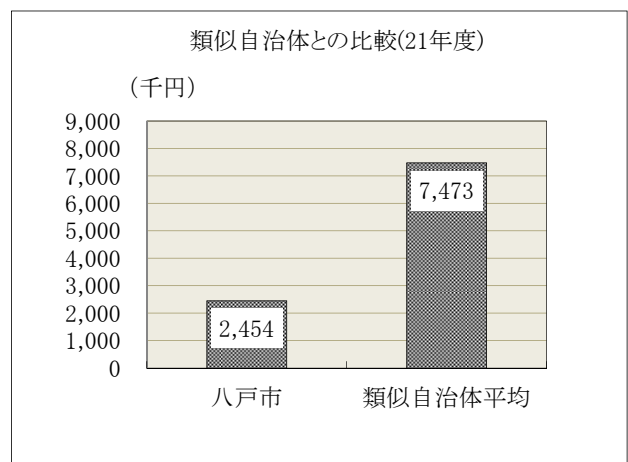
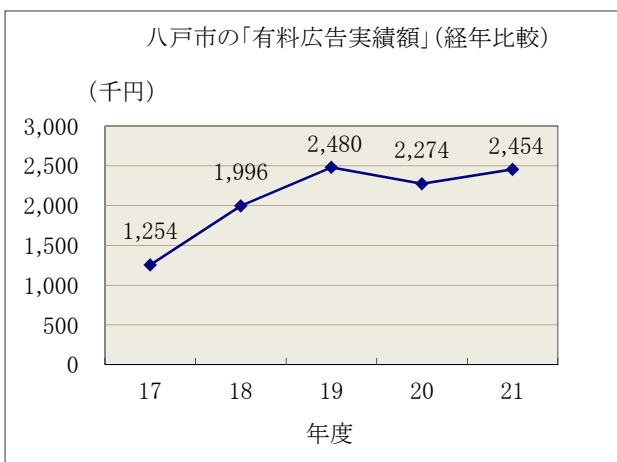
基準日	平成21年度	担当	総務部行政改革推進課
解説	「有料広告」とは、市の広報誌、各種印刷物及びホームページ等に有料で民間企業広告などを掲載したものです。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

＜ランキング方法＞ 最大→最小		実績額(円)		参考指標
類似自治体の 状況	(1位)	23,580,000		
	(平均)	7,473,419		
	(25位)	500,000		
八戸市の 状況	現在	数値	2,454,000	
		順位	22位/25市	
	過去との 比較	H17年度	1,254,000	
		増減	1,200,000	
		増減率	95.7%	

○直近値(22年度)  
4,167,200円

<b>分析</b>
<p>○類似自治体比較では、順位は下位にあり、平均を大きく下回っています。</p> <p>○過去との比較では、1,200,000円増加し、約2倍になっています。</p>

<b>今後の展開</b>
<p>○第5次行財政改革大綱実施計画に基づき、安定した歳入確保に資するため、今後も新規媒体の拡大に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>○22年4月に、各課が有料広告事業に意欲的に取り組めるよう、新たに取り組んだ成果に対して、予算を付与する制度を新たに創設し、事業の拡大を図っています。</p>



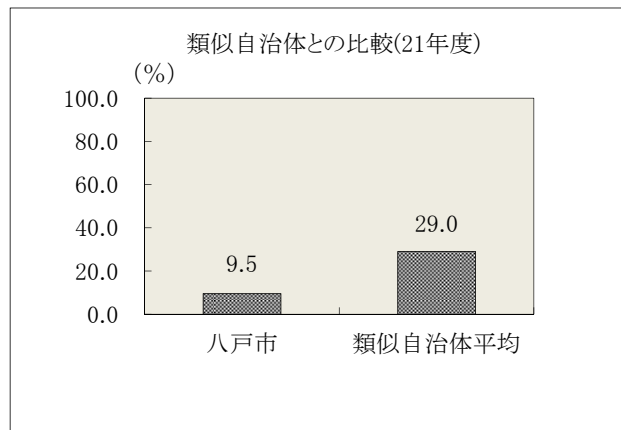
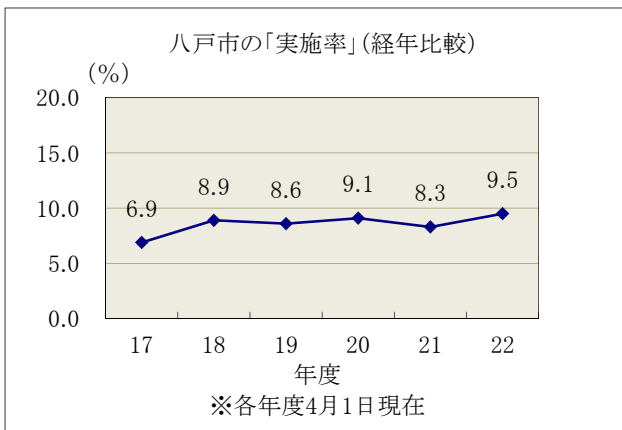
### 3-04 公用車の一括管理率

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部管財課
解説	「公用車の一括管理」とは、公用車を一括で管理することにより、効率的な利用を促進し、必要台数の適正化と維持管理経費の節減を図ることであります。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

＜ランキング方法＞ 最大→最小		一括管理の比率(%)		参考指標等
類似自治体の 状況	(1位)	100		
	(平均)	23.2		
	(25位)	0		
八戸市の 状況	現在	数値	9.5	
		順位	16位/25市	
	過去との 比較	H17.4.1	6.9	
		増減	2.6pt	
		増減率	-	

<b>分析</b>
○類似自治体比較では、順位は16位で、平均を大きく下回っています。 ○過去との比較では、2.6ポイントの増加となっています。

<b>今後の展開</b>
○公用車の有効活用に寄与する一括管理については、対象車両の拡大へ向け取り組んでいきます。 ○第5次行財政改革大綱の実施計画に基づき、公用車のリース・レンタル等を導入した場合の公用車の維持・管理に係る経費削減及び職員の事務軽減等の効果を検討します。



### 3-05 補助金の総合的な見直し

<b>基準日</b>	17年4月1日から22年3月31日までの間	<b>担当</b>	総務部行政改革推進課
<b>解説</b>	市では、地方自治法の規定に基づき公益上必要がある場合において、特定の団体及び事業等に対して補助金を支出しています。補助が必要な団体や事業については、社会経済情勢や市民ニーズの変化に合わせて、常に見直す必要があります。		
<b>出典、積算等</b>	《所管課調べ》 「総合的な見直し」とは、見直し方針や基準等を定めて、全庁的に行う見直しのこと		

<ランキング方法> 無し		見直しを 実施した市	内容
類似自治体の 状況		18市/25市	・見直し方針や基準、ガイドライン等を定めた見直しを実施 等
八戸市の 状況	現在	実施済	・18年10月に「補助金の総合的な見直しに係る基本方針」及び「補助金の交付及び見直しに関する基準」を策定し、客観性・公平性・透明性等の観点から全ての補助金を対象に見直し(廃止・統合・減額など)を実施した
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	未実施

#### 分析

- 類似自治体で、補助金の見直しを実施した市は18市(72%)で、本市のように基本方針を定めるなど、継続的に見直しを行っている市は、15市(60%)となっています。
- また、集中改革プランにおいて補助金の適正化を実施(1市)、16年度に見直しを実施(2市)、23年度に見直し指針を策定予定(1市)を含めると、実施又は実施予定の市は、全部で22市(88%)となります。

#### 今後の展開

- 補助が必要な団体や事業は、社会経済情勢や市民ニーズの変化に合わせて、見直す必要があることから、常に見直しに取り組んでいきます。
- 今後も補助金の効率性、客観性及び透明性を向上させるため、補助金の適正化に引き続き取り組んでいきます。

### 3-06 委託契約の総合的な見直し

<b>基準日</b>	17年4月1日から22年3月31日までの間	<b>担当</b>	総務部行政改革推進課
<b>解説</b>	市では、委託契約の適正な執行に努めております。委託契約は、契約内容等の精査により、適正な契約事務の執行及び経費節減を図る必要があります。		
<b>出典、積算等</b>	《所管課調べ》 「総合的な見直し」とは、見直し方針や基準等を定めて、全庁的に行う見直しのこと		

<ランキング方法> 無し		見直しを 実施した市	内容
類似自治体の 状況		14市/25市	・委託契約の実態調査を実施し、競争性・透明性・公平性・効率性等の観点から見直しを実施 等
八戸市の 状況	現在	実施済	・19年度に全庁的な委託契約の実態調査を実施し、競争性・透明性・効率性等の観点から20年4月に今後の方針を定め見直しを実施している
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	・従来から、個別に内容の精査は実施していたが、総合的な見直し方針や基準は策定していなかった

#### 分析

○類似自治体で、委託契約の見直しを実施した市は、14市(56%)となっています。

#### 今後の展開

- 今後も、19年度の見直し方針に基づき、競争性・透明性の観点で、随時契約から競争入札及び複数者見積への移行や指定管理料への統合等を見直しを行います。
- 特に随意契約については、地方自治法施行令及び八戸市財務規則の定めるところにより、厳格な運用の徹底を図ります。



### 3-07 出資法人の総合的な見直し

<b>基準日</b>	17年4月1日から22年3月31日までの間	<b>担当</b>	総務部行政改革推進課
<b>解説</b>	「第三セクターに関する指針の改定について」(平成15年12月12日付け総務省自治財政局長)に基づき、必要性、市の関与の妥当性、監査体制、点検評価、情報公開、役職員数、給与等の多角的視点から、総合的・抜本的な見直しが求められています。		
<b>出典、積算等</b>	《所管課調べ》 「総合的な見直し」とは、見直し方針や基準等を定めて、全庁的に行う見直しのこと		

<ランキング方法> 無し		見直しを 実施した市	内容
類似自治体 の状況		18市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針や改善方針等を定めた見直しを実施</li> <li>法人のあり方を検討する庁内組織を設置して見直しを実施 等</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	実施済	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度に「出資法人の見直しに係る基本方針」を策定し、出資比率25%以上の法人を対象に、公共性・効率性・自主自立・透明性の各視点から見直しを実施</li> <li>法人毎に「廃止」「他の団体との統合」「独立民営化」「経営改善」といった方向性を決定し、経営改善計画を策定させるとともに、その進行管理を毎年行っている</li> </ul>
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	未実施

#### 分析

- 類似自治体で、出資法人の見直しを実施した市は、18市(72%)となっています。
- その他、集中改革プランにおいて見直しを実施した市が1市あり、それを含めると見直しを実施した市は19市(76%)となります。

#### 今後の展開

- 「出資法人の見直しに係る基本方針(18年10月6日策定)」に基づき対象法人が策定した経営改善計画について、出資者として各出資法人の適正な経営改善を促すため、その進行管理と併せて、点検評価を実施します。

### 3-08 事業仕分けの実施

<b>基準日</b>	17年4月1日から22年3月31日までの間	<b>担当</b>	総務部行政改革推進課
<b>解説</b>	<p>「事業仕分け」とは、事業の必要性や手法を問い直すことで無駄を削減し、財源を捻出するものです。</p> <p>NPOの「構想日本」が行政改革を目的に2002年から地方自治体などで実施しているもので、2009年11月に国の予算編成にも取り入れようと実施したことにより注目を集めています。構想日本主唱のものは、予算項目毎に「そもそも必要かどうか、必要ならばどこがやるか」について、外部の視点で、公開の場において担当職員と議論して、最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく手法で、最終的な判断は行政が行います。</p> <p>また、内部評価や外部評価の実施など自治体独自の手法で事業仕分けを実施している場合もあります。</p>		
<b>出典、積算等</b>	《所管課調べ》		

〈ランキング方法〉 無し		事業仕分けを 実施した市	内容
類似自治体 の状況		7市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自方式で実施 (4市)</li> <li>・ 構想日本方式で実施 (1市)</li> <li>・ 構想日本方式及び独自方式で実施 (2市) (指定期間内において、当初は構想日本方式で実施、その後独自方式で実施)</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	未実施	
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	未実施

#### 分析

- 類似自治体で、事業仕分けを実施した市は、7市(28%)となっています。
- 22年8月に構想日本の支援を受けて実施した市が1市あり、それを含めると事業仕分けを実施した市は8市(32%)となります。

#### 今後の展開

- 類似自治体の実施状況としてもそれほど多くはなく、また事業仕分けにはメリットだけではなく運用上の課題も指摘されていることから、今後の他の自治体の動向を注視しながら、行財政改革の一手法として研究します。

### 3-09 旅費制度の見直し

基準日	17年4月1日から22年3月31日までの間	担当	総務部人事課
解説	「旅費」とは、公務の円滑な運営のために必要な会議出席や研修への参加等の公務のために旅行するときに支給される経費のことです。最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合で支給しております。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		見直しを 実施した市	内容
類似自治体 の状況		11市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国旅行の旅費の支給基準の変更</li> <li>・日当・宿泊料の減額</li> <li>・外国旅行の旅費の支給基準の変更</li> <li>・費用弁償は実費相当に変更(上限 1,500円)</li> <li>・距離要件の変更</li> <li>・日当廃止</li> <li>・支給区分の変更(3段階→2段階)</li> <li>・日当の凍結</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	実施済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年4月に日当・宿泊費の支給区分を5段階(市長、助役、部長、次長、課長級以下)から2段階(特別職と一般職級)に改正</li> <li>・日当を旅行雑費に改め、半額に減額</li> </ul>
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	未実施

#### 分析

- 類似自治体で、旅費制度の見直しを実施した市は、11市(44%)となっています。
- そのうち、日当の見直し(減額・廃止)を実施した市が9市(36%)、宿泊費の減額を実施した市が5市(20%)あります。

#### 今後の展開

- 今後も国及び他の自治体の動向を注視しながら、旅費制度の適正な運用に努めます。

### 3-10 旅費支給事務の民間への委託

基準日	17年4月1日から22年3月31日までの間	担当	総務部人事課
解説	当市においては各所属課の職員が「旅費支給事務」を行っていますが、旅費支給事務の民間への委託状況を取りまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

＜ランキング方法＞ 無し		民間への委託を 実施している市	内容
類似自治体の状況		0市/25市	-
八戸市の 状況	現在	未実施	-
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	未実施

#### 分析

○類似自治体で、旅費支給事務の民間委託を実施している市はありません。

#### 今後の展開

- 類似自治体において旅費支給事務の民間委託の実施の実績が無いことから、都道府県程度の大きな規模でなければ導入効果が見込めないものと推測されます。
- 今後も、他の自治体の動向を注視していきます。

### 3-11 職員互助会への負担金の公費支出

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	職員への福利厚生事業の一環として行われる「職員互助会へ負担金の公費支出」の状況をとりまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		公費支出の 有る市	内容
類似自治体の 状況		18市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドッグ利用助成</li> <li>・保養所利用助成</li> <li>・食堂経費補助</li> <li>・職員サークル活動助成</li> <li>・職員体育大会助成 等</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	無し	22年度より廃止
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	有り

#### 分析

- 類似自治体で、職員互助会への負担金の公費支出の有る市は18市(72%)、無い市は7市(28%)となっています。
- 社会的に公務員厚遇への批判が高まっていることから、公費支出の廃止・減額を行う方針の自治体が増加傾向にあります。

#### 今後の展開

- 当市では、22年度より職員互助会への負担金の公費支出を廃止しています。

### 3-12 職員への事務服貸与

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	職員へ貸与される事務服についての状況をとりました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		事務服貸与の 有る市	内容
類似自治体 の状況		9市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員(臨時職員含)</li> <li>・全職員に対し必要に応じて</li> <li>・希望する女性職員</li> <li>・事務職員</li> <li>・業務上、被服の貸与または給与を要する職員</li> <li>・女性職員(夏服2着、冬服1着)</li> <li>・男性職員(ブレザー、ワイシャツ)</li> <li>・女性職員(ベスト及びスカート、半袖ブラウス)</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	無し	17年度より廃止
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	無し

#### 分析

○類似自治体で、事務服貸与の有る市は9市(36%)、無い市は16市(64%)となっています。  
○近年の厳しい財政状況による経費節減を図るため、事務服貸与を廃止・縮小する自治体が増加傾向にあります。

#### 今後の展開

○当市では、17年度より職員への事務服の貸与を廃止しています。

### 3-13 縁故債(利率)の入札方式の導入

基準日	17年4月1日から22年3月31日までの間	担当	財政部財政課
解説	「縁故債」とは、地方債の借入れにあたり、指定金融機関など市の関わりのある金融機関から借り入れる方法のことです。その利率について、入札方式の導入状況を取りまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		入札を実施している市	内容
類似自治体の状況		11市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部企業会計において、市内の主要金融機関を借入対象に実施</li> <li>市内の主要金融機関を借入対象に実施（5市）</li> <li>市内の指定金融機関を借入対象に実施</li> <li>「預金額-借入額」が100万円を超えるか、過去に借入実績のある金融機関、生保会社を対象に実施</li> <li>市内の地銀、第二地銀、信用金庫、農業協同組合を借入対象に実施</li> <li>一部について指定金融機関、収納代理金融機関プラス1行の17行を借入対象に実施</li> <li>過去に取引実績のある金融機関を借入対象に実施</li> </ul>
八戸市の状況	現在	実施済	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度から市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を一部導入している</li> </ul>
	過去との比較	H17.4.1の状況	未実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>利率については、市内の主要金融機関との協議により決定していた</li> </ul>

#### 分析

- 類似自治体で、縁故債(利率)の入札を実施している市は、11市(44%)となっています。
- 見積合わせ方式や照会・調査等を実施している市が5市(20%)あります。
- 当市では、17年度までは協議で決定していましたが、18年度から一部について入札を実施しており、財政効果を出しています。

#### 今後の展開

- 今後も市の健全財政に寄与するために、縁故債(利率)の入札を継続的に実施していきます。

### 3-14 ネーミングライツの実施

基準日	17年4月1日から22年3月31日までの間	担当	総務部行政改革推進課
解説	「ネーミングライツ」とは、企業等に対し市有施設に企業名、商品名等を含む呼称を付ける権利(ネーミングライツ)を与え、その対価として、当該企業等からネーミングライツ料を得るものです。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

〈ランキング方法〉 無し		ネーミングライツを 実施(決定)した市	内容
類似自治体の 状況		3市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立競技場</li> <li>・フットボールスタジアム</li> <li>・子ども科学館</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	未実施 ※ただし、23年度 から実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料広告事業の一環として、ネーミングライツ導入により自主財源を確保し公共サービスの維持向上を図ることを目指し、22年度に制度を創設</li> <li>・23年4月に八戸公園の子ども交流館に導入したほか、新井田インドアリンクには9月導入予定</li> </ul>
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	未実施

参考指標等
<p>【青森県内市町村の状況】</p> <p>平成23年5月1日現在、八戸市以外にネーミングライツを実施している市町村はありません。</p> <p>・八戸市の状況 (子ども交流館) 23年4月29日から26年3月31日(年額35万円)</p>

分析
<p>○類似自治体で、ネーミングライツを募集した市は5市(20%)あり、そのうち、応募が無かった市が、2市(8%)となっています。</p> <p>○その他、23年度実施に向け検討している市が、当市を含め2市(8%)あり、これらを含めるとネーミングライツに取り組んでいる(取り組んだ)市は、7市(28%)となります。</p> <p>○長引く景気低迷等の経済環境の悪化により、全国的に企業の広告費が縮減傾向にあり、ネーミングライツ事業も縮小傾向にあります。</p>

今後の展開
<p>○ネーミングライツ導入により自主財源を確保し、施設の維持管理及び公共サービスの維持向上に取り組むとともに、対象施設の拡大についても検討していきます。</p>



### 3-15 講師謝礼制度の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	「講師謝礼制度」とは、職員が職務の遂行により蓄積した知識等を活かし、セミナー講師等をした場合の謝礼を市の歳入とする制度です。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		講師謝礼制度 の有る市	内容
類似自治体の 状況		2市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間中の講演等に伴う謝礼は、雑入又は謝礼辞退として取り扱っている</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>17年9月に「八戸市職員の講師等派遣取扱要綱」を策定 【概要】 職務上の案件として、職員に対しセミナー講師等の派遣依頼があった場合、主催者等から支給される謝礼を市の歳入として取り扱うもの。原則として、市域外で開催されるセミナー等を想定している</li> <li>21年度実績：4件(歳入額 103,260円)</li> <li>20年度実績：3件(歳入額 92,000円)</li> <li>19年度実績：7件(歳入額 122,000円)</li> <li>18年度実績：8件(歳入額 154,960円)</li> <li>17年度実績：5件(歳入額 77,000円)</li> </ul>
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	無し

#### 分析

○類似自治体で、講師謝礼制度が有る市は、当市を含め2市(8%)あります。

#### 今後の展開

○今後も本制度の運用を継続し、市財政への寄与を図ります。

### 3-16 職員提案制度の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	「職員提案」とは、事務事業の能率向上、市民サービスの向上、財源の確保など業務改善について、職員による提案を奨励し、その成果を業務に活かしていく制度です。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		職員提案制度 の有る市	内容
類似自治体の状況		22市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度実施中(17市)</li> <li>・制度はあるものの休止中(5市)</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次八戸市行財政改革大綱策定及び一部署一改善運動の実施により21年度から休止中</li> </ul> 20年度：提案件数 31件 19年度：提案件数 21件 18年度：提案件数 60件
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	有り

<b>分析</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○類似自治体で、職員提案制度が有る市は、22市(88%)となっています。</li> <li>○制度はあるが休止中の市が、当市を含め5市(20%)あります。</li> <li>○職員提案制度ではないが、改善に向けた別制度を実施している市が3市(12%)あります。</li> </ul>

<b>今後の展開</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、第5次行財政改革大綱の柱の一つである「組織の活性化」のための取組として、全庁を挙げて「一部署一改善運動」に取り組んでいることから、他の自治体の事例を参考にしながら、より効果的な制度運用に努めます。</li> </ul>

### 3-17 工事看板・刊行物へのコスト表示

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部行政改革推進課
<b>解説</b>	「コスト表示」とは、市の行政活動に関する経費を分かりやすい形で表示し、情報公開の徹底と透明性の確保を図り、市民の皆さんへの説明責任を果たすとともに、職員一人ひとりのコスト意識、市民の市政に対する理解と関心を高めていただくことを目的として、公共工事・印刷刊行物・イベント等を対象に経費を表示する取組です。		
<b>出典、積算等</b>	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		コスト表示 の有る市	内容
類似自治体 の状況		8市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事看板、印刷刊行物へ実施（5市）</li> <li>・工事看板へ実施（3市）</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度から実施している</li> </ul> <p>【実施対象】 市の広報誌、工事看板、イベント看板、各種印刷刊行物 等</p> <p>【表示例】 「発行部数80,500部、印刷経費1部当たり50.0円」 「この印刷物は370部作成し、印刷経費は一部当たり1,567円です。」 等</p>
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	無し

#### 分析

○類似自治体で、工事看板・刊行物へコスト表示を行っている市は、当市を含めて8市(32%)あり、そのうち工事看板及び刊行物へ表示している市が5市(20%)、工事看板のみ表示している市が3市(12%)となっています。

#### 今後の展開

○今後も、情報公開の徹底と透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たしていくため「コスト表示」を継続して実施していきます。

○また、職員一人ひとりのコスト意識、市民の市政に対する理解と関心を高めていただくという面からも、積極的に「コスト表記」を行っていきます。

### 3-18 特別職等の専用公用車の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部管財課
解説	市長及び副市長、教育長、市議会議長等に対する専用公用車の配置状況をとりまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		専用公用車 の有る市	内容
類似自治体 の状況		23市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長 (15市)</li> <li>・副市長 (9市)</li> <li>・教育長 (5市)</li> <li>・議長 (6市)</li> <li>・副議長 (1市)</li> <li>・病院長 (1市)</li> <li>・農業委員会委員長 (1市)</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長(1台)</li> <li>・副市長(1台)</li> <li>※副市長2名で1台の公用車を利用</li> <li>・議長(1台)</li> </ul>
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	有り

#### 分析

- 類似自治体で、特別職等に対する専用公用車が有る市は、23市(92%)となっています。
- その台数は、1台が7市(28%)、2台が6市(24%)、3台が5市(20%)、4台が4市(16%)、6台が1市(4%)となっています。

#### 今後の展開

- 本市における配備状況は、特別職等の公務の効率性及び安全性等の観点からも適切であると考えられますが、今後も他の自治体の動向を注視していきます。

### 3-19 市場化テストの導入

<b>基準日</b>	平成22年4月1日	<b>担当</b>	総務部行政改革推進課
<b>解説</b>	<p>「市場化テスト」とは、公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加して、価格・質の両面で最も優れた者が、その提供を担うという仕組みです。          対象としては、戸籍謄本や住民票、印鑑証明書等の交付受付及び引渡しといった、窓口サービスが想定されています。</p>		
<b>出典、積算等</b>	《所管課調べ》		

<ランキング方法> 無し		市場化テスト を導入した市	内容
<b>類似自治体の状況</b>		0市/25市	-
<b>八戸市の 状況</b>	<b>現在</b>	無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革法に基づく窓口業務への導入について検討を行った結果、現時点では期待する効果を得ることが困難であるなど、市場化テスト導入のメリットがないと判断されることから、導入しないという結論に至った</li> </ul>
	<b>過去との 比較</b>	H17.4.1 の状況	未導入 (法未整備) <ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革法は18年7月に施行</li> </ul>

#### 分析

○類似自治体の状況としては、市場化テストを導入している市はありません。

#### 今後の展開

○国及び他の自治体の動向を注視し、法改正等状況に変化があった場合には、必要性や費用対効果等を検討します。

### 3-20 PFIの導入

基準日	平成22年4月1日	担当	総合政策部政策推進課
解説	「PFI=Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設の設計、建設、改修、維持管理及び運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、質の高い公共サービスを提供し、また、効率的かつ効果的に社会資本を整備するための事業手法です。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

＜ランキング方法＞ 無し		PFIを導入した市 (導入方針等を策定した市)	内容
類似自治体の状況		6市/25市 (9市/25市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場(斎場) (2市)</li> <li>・市営住宅</li> <li>・学校給食センター</li> <li>・消防庁舎</li> <li>・市立病院</li> </ul>
八戸市の状況	現在	未導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年8月に「八戸市PFI基本方針」を策定</li> <li>・本指針に基づき、総合的に検討を実施することとしているが、現在までにPFIを導入した実績は無い</li> </ul>
	過去との比較	H17.4.1の状況	未導入 上記のとおり

#### 分析

- 類似自治体で、導入方針を策定した市は9市(36%)、実際に導入している市は6市(24%)あります。
- PFIを導入した6市のうち、1市を除いた5市が導入方針を策定しています。
- 各市における公共施設の整備状況が異なることから、導入の有無だけでは一概に比較はできません。

#### 今後の展開

- 国や他の自治体の動向を注視しながら、「八戸市PFI基本方針」に基づき、大規模な公共施設等の整備に当たっては、PFIの導入の可否についての検討を行います。

#### 4. 透明度・住民参加度関係指標

## 4. 透明度・住民参加度関係指標【概要】

新たな行財政改革の視点として位置づけられている「透明度」や「住民参加度」に関する指標を設定し、過去並びに類似自治体との比較を行っています。

### <5年前との比較>

行政文書の開示率や附属機関等の公募委員登用率、市政モニター制度の有無等から、行政の透明度及び住民参加度を高める取組について、5年前の状況と比較しています。

頁	指 標	H22.4.1 現在	H17.4.1 現在	増減値 (実施状況)
P83	行政文書開示請求の開示率	※1 97.8 %	※2 98.9 %	▲1.1 pt
P84	監査委員への民間人登用率	33.3 %	33.3 %	0 pt
P85	電子入札実施率(工事)	※1 0 %	※2 0 %	0 pt
P86	一般競争入札実施率(工事)	※1 19.7 %	※2 8.0 %	11.7 pt
P87	附属機関等公募委員登用率	5.8 %	6.0 %	▲0.2 pt
P88	附属機関等女性委員登用率	24.1 %	26.1 %	▲2.0 pt
P89	外部監査制度の導入	未実施		
P90	市政モニター制度の導入	実施 (H18)		
P91	地域担当職員制度の有無	実施 (H20)		
P92	自治の理念や基本的なルールを定めた条例の制定		実施 (H17)	
P93	NPO 育成に対する支援制度の有無		実施 (H14)	
P94	市民のボランティア参加促進への取組の有無		実施 (H14)	

※1 平成 21 年度 ※2 平成 17 年度

行政文書開示請求の開示率は 1.1 ポイント下がっていますが、これは八戸市情報公開条例において特定の個人を識別できるもの等が開示決定され、率に変動が生じたことによるものです。

監査委員への民間人登用率は、5年前と変わりありません。(3名中1名が民間人)

工事の入札に関し、電子入札実施率(工事)については未実施のまま変わりありませんが、一般競争入札実施率(工事)は、約 2.5 倍に拡大しています。

附属機関等公募委員登用率及び女性委員登用率については、若干減少したものの、ほぼ同じ水準となっています。

市政モニター制度、地域担当職員制度、自治の理念や基本的なルールを定めた条例の制定、NPO 育成に対する支援制度、市民のボランティア参加促進への取組については、この 5 年間で新規または拡充の取組が行われています。

一方、取組が行われていないものとしては、外部監査の導入があります。



### <類似自治体との比較>

行政文書の開示率や附属機関等の公募委員登用率、市政モニター制度などの有無等から、行政の透明度及び住民参加度を高める取組について、類似自治体と比較しています。

頁	指 標	八 戸 市	順 位	類似自治体(25 市)	
				1 位	平均
P83	行政文書開示請求の開示率	※1 97.8 %	18 位	※1 100 %	※1 97.7 %
P84	監査委員への民間人登用率	33.3 %	18 位	75.0 %	44.0 %
P85	電子入札実施率(工事)	※1 0%	19 位	※1 100 %	※1 55.6 %
P86	一般競争入札実施率(工事)	※1 19.7 %	17 位	※1 100 %	※1 49.3 %
P87	附属機関等公募委員登用率	5.8 %	10 位	11.0 %	5.1 %
P88	附属機関等女性委員登用率	24.1 %	17 位	35.5 %	27.1 %

頁	指 標	八 戸 市 の 状 況	実 施 自治体数	備 考
P89	外部監査制度の導入	未実施	※2 8 市	
P90	市政モニター制度の導入	実施(H18)	8 市	
P91	地域担当職員制度の有無	実施(H20)	9 市	
P92	自治の基本的な理念やルールを定めた条例の制定	実施(H17)	14 市	
P93	NPO 育成に対する支援制度の有無	実施(H14)	18 市	
P94	市民のボランティア参加促進への取組の有無	実施(H14)	18 市	

※1 平成 21 年度 ※2 外部監査が義務付けられている中核市(3 市)含む

行政文書開示請求の開示率は、平均を若干上回る数値となっています。

監査委員への民間人登用率、電子入札実施率(工事)、一般競争入札実施率(工事)、附属機関等女性委員登用率はいずれも下位(17 位～19 位)に位置しており、行政文書開示請求の開示率を除いて、すべて平均を下回っています(電子入札は未実施)。

附属機関等公募委員登用率については、0.7 ポイントながら平均を上回り、10 位に位置しています。

一方、外部監査の導入など、実施状況を比較する 6 指標については、自治の基本的な理念やルールを定めた条例の制定の有無など 5 指標が実施済みであり、中でも市政モニター制度や地域担当職員制度といった、類似自治体であまり導入が進んでいない制度にも取り組んでいます。

外部監査については、導入が義務付けられている中核市(3 市)を含む 8 市で導入されていますが、当市は導入していません。

## 今後の展開

- 行政の透明性向上へ向け、市の保有する情報の一層の公開を図ります。
- 市から独立した執行機関である監査委員について、国及び他の自治体における民間人の登用状況を注視し、引き続き研究していきます。また、外部監査については、監査の客観性及び独立性を高めるための有効な手段の一つであることから、国及び他の自治体の動向を注視し、引き続き研究していきます。
- 入札に関して、電子入札の実施には、導入時の企業負担も考慮しながら、総合的に検討していくとともに、入札の競争性・透明性を高めるため、一般競争入札(工事)の実施率向上へ取り組んでいきます。
- 附属機関等の委員について、市民の市政への参画機会を拡充し、行政の公正さや透明性を確保するため、積極的に公募委員の登用を進めます。また、女性の視点での意見・提案を市政へ反映させるために、積極的に女性委員の登用を進めます。
- 市政に関する市民の意見等を広く聴取し、市政運営に役立てていくため、今後も市政モニター制度を活用するとともに、他の自治体の動向を注視し、制度の向上へ取り組みます。
- 市民との協働については、協働のまちづくり基本条例で定めた基本理念にのっとり、市民と行政の協働によるまちづくりを恒常的に推進していきます。また、地域担当職員制度のこれまでの実施状況を踏まえ、地域との対話の継続により信頼関係の構築に努め、さらなる制度の定着を図るとともに、他の地域コミュニティ振興施策との連携や、職員が得た地域情報を市の施策へ反映させるよう行政内部の連携に努めます。
- NPO 育成に対する支援については、引き続き「元気な八戸づくり」市民奨励金による資金面での支援を行い、団体の段階的な成長を促します。また、市民活動サポートセンターにおいて、打合せや作業のスペースなど活動拠点としての機能、及び交流・ネットワークづくりなどの機能を提供していきます。
- 市民のボランティア参加促進への取組については、様々な分野で活躍するボランティアの力を地域のまちづくりや行政サービスの向上に活かすとともに、市民のまちづくりへの参画を促進するため、支援体制のさらなる整備を図ります。

## 4-01 行政文書開示請求の開示率

基準日	平成21年度	担当	総務部総務情報管理室
解説	<p>「行政文書開示請求」とは、市民等が市に対し、市が保有する行政文書の開示を請求することです。</p> <p>誰でも、市の実施機関に請求することができ、職務上作成又は取得した行政文書（組織的に用いるものとして市が保有している図面、写真、フィルム及び電磁的記録）が対象となります。</p> <p>なお、八戸市情報公開条例では、特定の個人を識別できるものや、公開とすることで事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどについては、不開示とすることとしています。</p>		
出典、積算等	<p>《所管課調べ》</p> <p>○開示率→ {開示及び部分開示件数÷(開示請求件数－不存在及び取下げ、却下件数)}</p>		

<ランキング方法> 最大→最小		開示率(%)	
類似自治体の 状況	(1位)	100	
	(平均)	97.7	
	(25位)	86.4	
八戸市の 状況	現在	数値	97.8
		順位	18位/25市
	過去との 比較	H17年度	98.9
		増減	▲1.1pt
		増減率	-

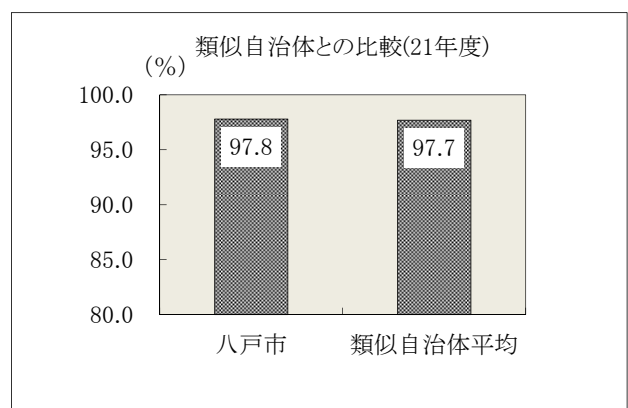
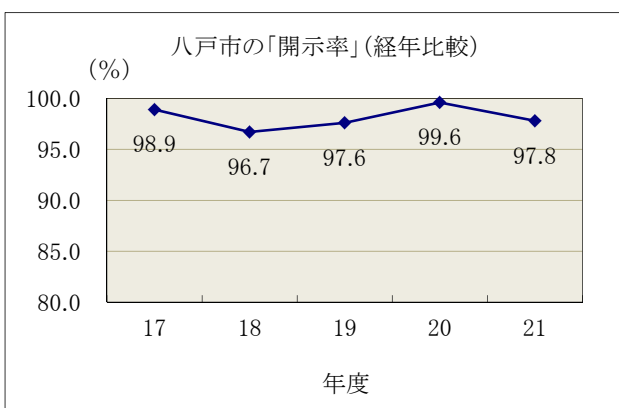
参考指標					
当市の開示請求件数等の推移					
	H17	H18	H19	H20	H21
請求件数	95	131	106	279	357
不存在等	6	11	24	26	41
開示件数	88	116	80	252	309
開示率(%)	98.9	96.7	97.6	99.6	97.8

### 分析

- 本指標は、情報公開条例に基づく不開示の決定件数で率に変動が生じるため、数値比較のみで評価できるものではありませんが、当市の開示率は、類似自治体の平均を若干上回る数値となっています。
- 過去との比較では、1.1ポイント減少していますが、これも上記と同様の理由によるものです。

### 今後の展開

- 市が保有する行政文書の開示を請求する権利を、八戸市情報公開条例に規定しております。今後も、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民に行政活動を説明する市の責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な市政を推進します。



## 4-02 監査委員への民間人登用率

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部人事課
解説	<p>「監査委員」とは、市の独立した執行機関であり、地方自治法に基づいて、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行およびその経営にかかる事業の管理を監査する機関です。公金が法令や予算に従って適正に収納・支出されているか、公金が無駄遣いされていないかなどについて、行政監査の要素も取り入れながら、合法性、正確性、経済性、有用性について審査しています</p>		
出典、積算等	<p>《所管課調べ》          ○登用率→{民間人監査委員数÷監査委員総数}×100          ※民間人…市職員退職者や議員ではない人</p>		

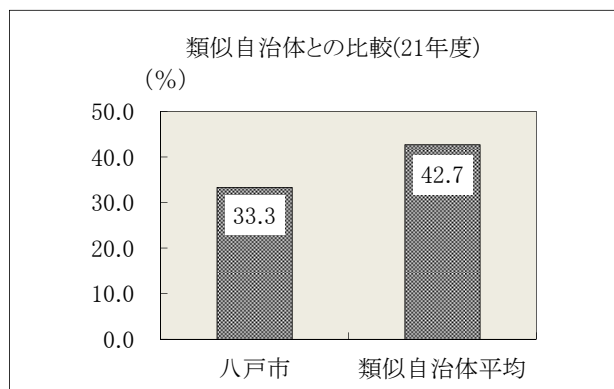
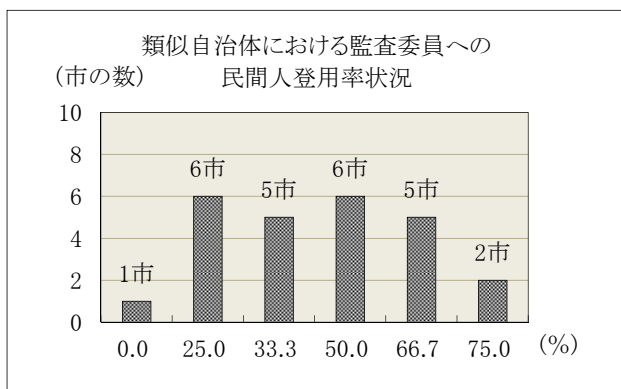
<ランキング方法> 最大→最小		登用率(%)	
類似自治体の状況	(1位)	75.0	
	(平均)	44.0	
	(25位)	0	
八戸市の状況	現在	数値	33.3
		順位	18位/25市
	過去との比較	H17.4.1	33.3
		増減	0
		増減率	-

### 分析

- 類似自治体比較では、順位は下位に位置しており、数値としては平均を下回っています。
- 各市の規模等によって、監査委員の定数に差があることから民間人登用率は、一概に比較できるものではありません。

### 今後の展開

- 今後も市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを幅広い視点から監査を実施していきます。
- 国及び他の自治体における民間人の登用状況に注視し、随時検討していきます。



### 4-03 電子入札実施率(工事)

基準日	平成21年度	担当	財政部契約検査課
解説	<p>「電子入札」とは、入札担当部局と入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をネットワーク経由で行う方法のことです。手続きの透明性の確保(情報公開)、競争性の向上(談合機会の減少)などの効果が期待されています。</p> <p>本指標では、工事に係る電子入札実施率について、類似自治体における実施状況を取りまとめました。</p>		
出典、積算等	<p>《所管課調べ》</p> <p>○実施率→ {工事に係る電子入札実施件数÷工事に係る入札総数} ×100</p>		

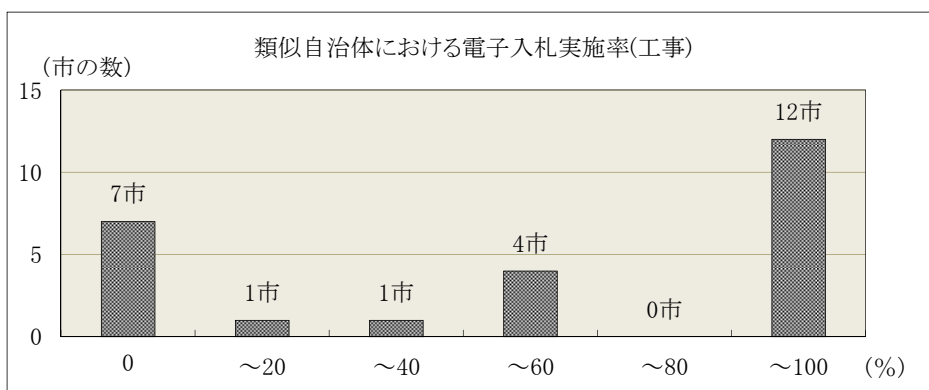
<ランキング方法> 最大→最小		実施率(%)
類似自治体の状況	(1位)	100
	(平均)	55.6
	(25位)	0
八戸市の状況	現在	数値 0
		順位 19位/25市
過去との比較	H17年度	0
	増減	0
	増減率	-

#### 分析

○類似自治体比較では、順位は下位であり、当市を含む7市(28%)が未実施となっています。

#### 今後の展開

○電子入札を実施するためには、企業側における体制整備等の負担もあることから、総合的に検討していきます。



#### 4-04 一般競争入札実施率(工事)

基準日	平成21年度	担当	財政部契約検査課
解説	<p>「一般競争入札」とは、競争入札のうち入札情報を公告して参加申込を募り、希望者同士の競争により契約者を決める方式のことです。手続きの透明性の確保(情報公開)、競争性の向上(談合機会の減少)などの効果が期待されます。</p> <p>本指標では、工事に係る一般競争入札実施率について、類似自治体における実施状況をとりまとめました。</p>		
出典、積算等	<p>《所管課調べ》          ○実施率→{工事に係る一般競争入札実施件数÷工事に係る入札総数}×100</p>		

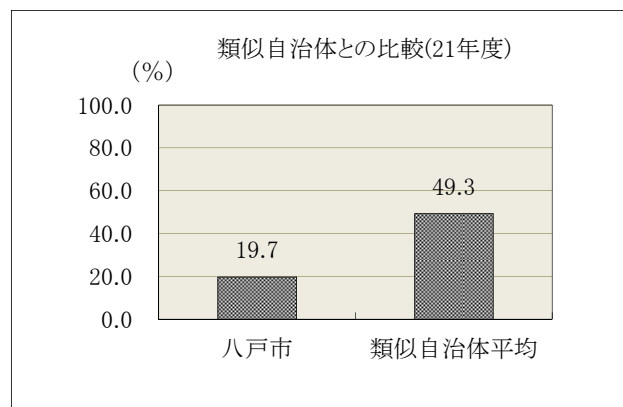
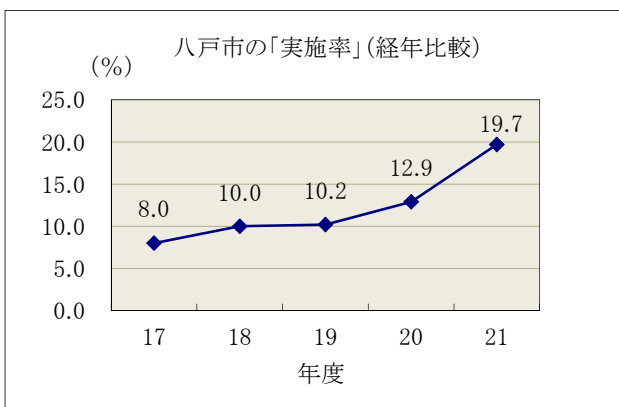
<ランキング方法> 最大→最小		実施率(%)	
類似自治体の状況	(1位)	100	
	(平均)	49.3	
	(25位)	0.2	
八戸市の状況	現在	数値	19.7
		順位	17位/25市
	過去との比較	H17年度	8.0
		増減	11.7pt
		増減率	-

#### 分析

- 類似自治体比較では、順位は17位で、平均を下回っています。
- 過去との比較では、10ポイント以上向上しています。

#### 今後の展開

- 今後も、国及び他の自治体の動向を注視し、入札の競争性・透明性向上へ取り組んでいきます。



#### 4-05 附属機関等公募委員登用率

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	市が設置する審議会、委員会等の附属機関等の公募委員登用率について、類似自治体の状況を取りまとめました。(未回答の1市を除く24市で比較)		
出典、積算等	《所管課調べ》 ○登用率→{市が設置する審議会、委員会等の公募委員数÷委員総数}×100		

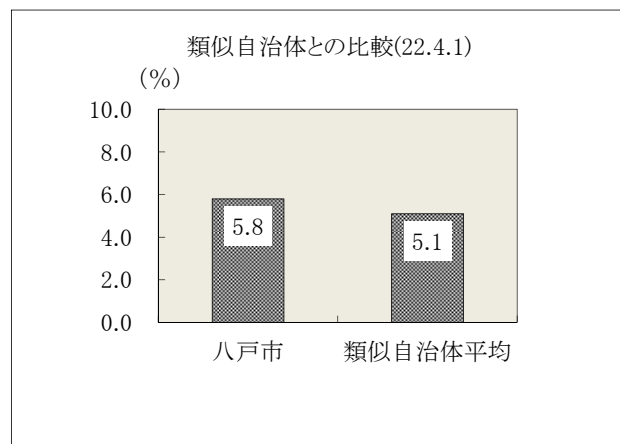
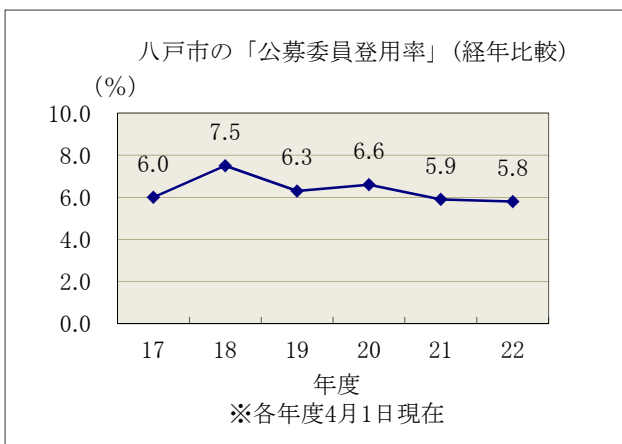
<ランキング方法> 最大→最小		公募委員登用率(%)	
類似自治体の状況	(1位)	11.0	
	(平均)	5.1	
	(24位)	0.1	
八戸市の状況	現在	数値	5.8
		順位	10位/24市
	過去との比較	H17.4.1	6.0
		増減	▲0.2pt
		増減率	-

#### 分析

- 類似自治体比較では、順位は10位で、平均を上回っています。
- 過去との比較では、若干減少しています。

#### 今後の展開

- 市民の市政への参画の機会を拡充し、行政の公正さや透明性を確保するという観点から、今後も積極的に委員公募を拡充していきます。
- 「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」において、公募委員の選任を積極的に行い、公募委員の構成比率を10%以上とすること目標としていることから、今後も目標達成に向けて、取り組んでいきます。



## 4-06 附属機関等女性委員登用率

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	市が設置する審議会、委員会等の附属機関等の女性委員の登用率について、類似自治体における登用状況を取りまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》 ○登用率→{市が設置する審議会、委員会等の女性委員数÷委員総数}×100		

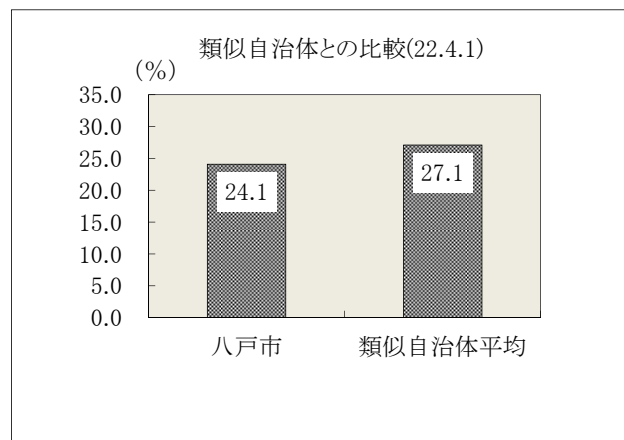
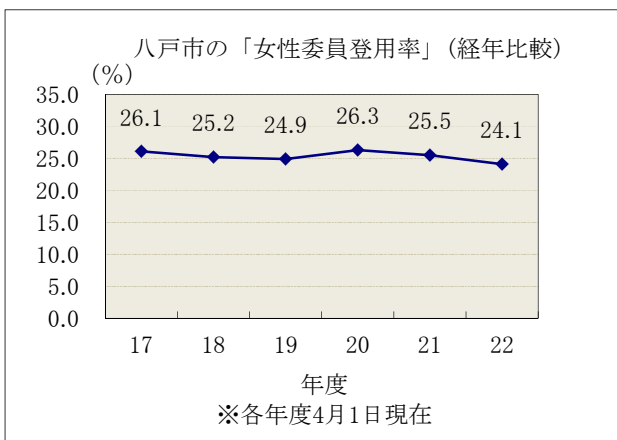
<ランキング方法> 最大→最小		女性委員登用率(%)	
類似自治体の状況	(1位)	35.5	
	(平均)	27.1	
	(25位)	20.7	
八戸市の状況	現在	数値	24.1
		順位	17位/25市
	過去との比較	H17.4.1	26.1
		増減	▲2.0pt
		増減率	-

### 分析

○類似自治体比較では、順位は17位で、平均を若干下回っています。  
○過去との比較では、2.0ポイントの減となっています。

### 今後の展開

○女性の市政への参画の機会を拡充し、女性の視点での意見・提案を市政へ反映させるために、今後も積極的に女性の委員登用を進めます。  
○「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」において、男女構成比率の少ない方の割合を30%以上とすることを目標としていることから、今後も目標達成に向けて、取り組んでいきます。





## 4-07 外部監査制度の導入

基準日	平成22年4月1日	担当	総務部行政改革推進課
解説	<p>「外部監査」とは、外部の専門的な知識を有する者との契約に基づき監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として創設された制度です。包括外部監査(※1)と個別外部監査(※2)があります。</p> <p>※1 外部監査人が毎会計年度、特定のテーマを決めて実施          ※2 市民からの監査請求があった場合に、監査委員の監査にかえて外部監査人が実施</p>		
出典、積算等	《所管課調べ》		

〈ランキング方法〉 無し		外部監査を 導入している市	内容
類似自治体の 状況		8市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括外部監査（中核市3市） ※地方自治法で実施が義務付けられています</li> <li>・個別外部監査(3市)</li> <li>・包括外部監査(1市)</li> <li>・個別外部監査及び包括外部監査(1市)</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	無し	-
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	無し

### 分析

- 包括外部監査は、都道府県、指定都市及び中核市には、実施が義務付けられています。
- 中核市を除く類似自治体で、個別外部監査を実施している市が3市(12%)、包括外部監査を実施している市が1市(4%)、両方の監査を実施している市が1市(4%)となっています。

### 今後の展開

- 監査の客観性及び独立性を高める有効な手段の一つであることから、国及び他の自治体の動向を注視し、引き続き研究していきます。

## 4-08 市政モニター制度の導入

基準日	平成22年4月1日	担当	総合政策部広報統計課
解説	「市政モニター制度」とは、アンケート等を通じて市政に関する市民の意見等を広く聴取し、その意見等を市政運営に役立てていくことを目的とした制度のことです。類似自治体における状況についてとりまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

〈ランキング方法〉 無し		市政モニター 制度の有る市	内容
類似自治体 の状況		8市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>1小学校区から1名委嘱。 市政への意見や提案を求め、市政運営に反映させる制度。会議、施設見学、議会傍聴を実施。</li> <li>委員数10人。年2回会議。毎年3事業程度を選定し、市の施策に反映。</li> <li>小学校区ごとに30人登録。 提案、要望等を市政モニター通信として随時提出。 市が送付する質問書に回答または意見を述べる。 連絡会議(年3回程度)に出席。</li> <li>市の計画や施策などについて提案や意見を出してもらうモニター通信を実施。定数50人以内。</li> <li>郵送、ネットでのモニターアンケート(年4、5回程度)定員300名。</li> <li>市広報誌(毎月2回)の掲載記事に関するモニターアンケートを実施。</li> <li>市政運営の参考とするパソコンや携帯を使ったアンケート制度を実施。(月1回程度)</li> <li>市民意識調査(アンケート調査)実施。</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	有り	18年度に制度創設。 ①市政に関するアンケートへの回答(年3回程度) ②市政の特定事項に関する意見及び提案(随時) ③研修会などへの参加(随時) 登録者は100名(22.4.1現在)、任期は4年
	過去との 比較	H17.4.1 の状況	無し

### 分析

○類似自治体で、市政モニター制度が有る市は、8市(32%)となっています。  
 ○その他に、モニター制度を過去に実施していた市が2市(8%)、現在休止中の市が1市(4%)あります。

### 今後の展開

○市政に関する市民の意見等を広く聴取し、市政運営に役立てていくため、今後も市政モニター制度を活用していきます。  
 ○他の自治体の動向を注視し、制度の向上に取り組みます。

## 4-09 地域担当職員制度の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総合政策部市民連携推進課
解説	<p>当市における「地域担当職員制度」とは、市民と行政の協働のまちづくりを推進するために、地域住民と市の担当職員が一緒になって、地域の課題や地域づくりについて考えていく制度のことで、類似自治体における状況についてとりまとめました。</p> <p>※自治体により制度の目的には相違があります。</p>		
出典、積算等	《所管課調べ》		

＜ランキング方法＞ 無し	制度の有る市	内容	
類似自治体の状況	9市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民自治の充実を目指し、市民協働・都市内地域分権の推進及び町内会などの地域自治活動の支援を実施。</li> <li>小学校区毎に市民センターを設置し、職員を配置。役割は①地域コミュニティ活動の支援②生涯学習の推進</li> <li>市内15の地区市民センターに地域サポーターを各1名配置。役割は、①地域づくり推進委員会等の支援②地域の陳情、要望等のまとめ③セーフティコミュニティの支援</li> <li>市内28の連合町内会に対し担当職員を配置。1人当たり3～4連合町内会を担当。役割は①自治会連合会常任委員会への出席②各地区連合自治会への出席③市からの要望事項の伝達④地域コミュニティ活動への助言⑤各自治会の意見、要望事項の市の窓口として担当課との調整</li> <li>市内4小学校区(全32小学校区)で3名の職員を配置。役割は①地域づくり会議への出席②地域コミュニティ活動への助言③行政と地域との新たな関係づくり</li> <li>市内28小学校区を5ブロックに分け、地域支援担当係長を9名配置。役割は①小学校区の各種団体の会議等への出席②行政のアンテナ役として地域情報の収集や情報提供、アドバイスや支援③地域課題への対応など</li> <li>市内20のまちづくり協議会に4名の地域担当職員を配置。役割は①各協議会からの意見、要望等の受付と担当課への取次ぎ②各協議会への補助金交付③事業計画や運営に関する助言等④自治会等が管理運営する市立協同施設等の修繕等</li> <li>本庁管内9地区まちづくり委員会及び自治会地区連合会を担当する地域担当職員を配置。支所管内については、17市民センター(支所)にそれぞれ地域担当職員を配置。</li> </ul>	
八戸市の状況	現在	有り	20年度に制度創設。市内23の公民館の区域毎に地域と行政のつなぎ役として担当職員を配置。役割は、①地域づくり会議への出席、②地域コミュニティ活動への助言、③町内会の意見・要望の受付と担当課への取次ぎ
	過去との比較	H17.4.1の状況	無し

### 分析

- 類似自治体で、地域担当職員制度が有る市は、9市(36%)となっています。
- 役割はいずれも、会議への出席、地域づくり活動への助言、要望等の取次ぎなどとなっています。

### 今後の展開

- これまでの実施状況を踏まえ、地域との対話の継続により信頼関係の構築に努め、さらなる制度の定着を図っていきます。
- また、他の地域コミュニティ振興施策との連携や、地域担当職員が得た地域情報を市の施策へ反映させるよう行政内部の連携に努めます。

#### 4-10 自治の理念や基本的なルールを定めた条例の制定

基準日	平成22年4月1日	担当	総合政策部市民連携推進課
解説	自治基本条例や協働のまちづくり条例など、自治の理念や基本的なルールを定めた条例の制定の有無についてとりまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

〈ランキング方法〉 無し		条例の有る市	名称
類似自治体の状況		14市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例（7市）</li> <li>みんなでまちづくり基本条例</li> <li>新しい公共を創造する市民活動推進条例</li> <li>市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例</li> <li>市民参画と協働のまちづくり基本条例</li> <li>みんなのまち基本条例</li> <li>まちづくり基本条例</li> <li>市民協働推進条例</li> </ul>
八戸市の状況	現在	有り	協働のまちづくり基本条例(17年4月1日施行)
	過去との比較	H17.4.1の状況 有り	上記のとおり

#### 分析

○類似自治体で、自治の理念等を定めた条例が有る市は、14市(56%)となっています。  
○この他に、22年4月1日以降に条例を制定した市が1市あります。

#### 今後の展開

○条例で定めた基本理念に則り、市民と行政の協働によるまちづくりを恒常的に推進していきます。

## 4-11 NPO育成に対する支援制度の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総合政策部市民連携推進課
解説	NPO育成に対する補助金や奨励金などの支援制度の有無について、類似自治体の状況をとりまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

〈ランキング〉 無し		支援制度 の有る市	内容
類似自治体の状況		18市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援制度の有る18市全てが、NPOや市民活動団体の立ち上げ時や活動に対する助成や、公益的な事業に取り組む際の事業費への補助等を行い、団体の自立及び活性化により、活力ある地域づくりを進めている。 (例：まちづくり補助金、市民活動推進補助金、市民実践活動助成 等)</li> <li>支援制度の実施にあたっては、本市を含めた6市が、その財源として独自の基金を設けている。</li> <li>基金の積立てにあたっては、本市を含めた2市が、企業や市民等からの寄金額と同額を基金に積み立てる「マッチングファンド方式」を採用し、公益活動へ市民も自主的に支援を行える制度を設けている。</li> <li>助成事業の募集にあたっては、団体の自主的な活動に対する支援はもとより、市の抱える課題を行政との協働により解決する、いわゆる「協働事業」を対象に募集を行っている市が、4市ある。 (例：公募型協働推進(提案)事業、市民提案型パイロット共同事業 等)</li> <li>「市民活動促進支援事業委託料」…NPO等の市民活動への支援と連携を図り協働のまちづくりを推進するため、研修会や講座の実施、NPO法人化相談業務、情報ネットワークの形成等の業務を特定非営利法人に委託</li> <li>「協働事業提案制度」…行政と協働で実施することにより、より良いまちづくりにつながり、幅広い協働の実践につながる提案事業に対し、その事業に要する経費の全部または一部を助成</li> </ul>
八戸市の状況	現在	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>八戸市「元気な八戸づくり」市民奨励金制度(18年度創設) 市民活動団体や地域コミュニティ活動団体の成長を促すことを目的に、団体が自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し、奨励金(財源：協働のまちづくり推進基金)を交付</li> <li>八戸市市民活動サポートセンター(14年度開設) まちづくり活動やボランティア活動など、市民の自主的・自発的な活動の支援を目的に、活動の拠点、情報収集・情報提供、交流・ネットワークづくりなどの機能をもったセンターを設置</li> </ul>
	過去との比較	H17.4.1の状況	有り

### 分析

- 類似自治体で、NPO育成に対する支援制度が有る市は、18市(72%)となっています。  
○そのうち、当該事業に活用する基金を設置している市が4市(16%)あります。

### 今後の展開

- 引き続き、奨励金による資金面での支援を行い、団体の段階的な成長を促します。  
○また、市民活動サポートセンターにおいて、打合せや作業のスペースなど活動拠点としての機能、及び交流・ネットワークづくりなどの機能を提供していきます。

## 4-12 市民のボランティア参加促進への取組の有無

基準日	平成22年4月1日	担当	総合政策部市民連携推進課
解説	市民のボランティア活動への参加促進への取組の有無についてとりまとめました。		
出典、積算等	《所管課調べ》		

〈ランキング〉 無し		取組の 有る市	内容
類似自治体の状況		18市/25市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種ボランティア活動の参加者等が安心して参加できるよう、活動中の事故を補償する制度の創設や保険料の助成（制度運用又は全額助成…10市、半額等一部助成…4市）</li> <li>「市民活動支援センター」を運営し、ボランティア活動の参加に向けた講座等を実施</li> <li>ボランティア活動団体や市民活動団体が集まり、活動紹介や参加の受入れ等を実施</li> <li>ボランティアに関する相談に応じる「総合案内所」の開設</li> <li>地域貢献したい事業者を登録し、その資源を必要とする市民活動団体・行政のニーズを結びつけ、効果的、効率的な公共サービスの提供を推進</li> <li>①シティセールスにかかるボランティアの募集②団塊の世代、高齢者等の地域デビューの支援等を目的とする事業の実施③市内四駅前清掃の実施による安全で清潔な緑豊かなまちづくりの推進④グリーンリバーや再生ワークショップなど市民参加、協働による潤いのある水辺環境づくりと保全活動の実施 等</li> <li>市社会福祉協議会でボランティア活動推進事業を実施</li> <li>社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」への運営費補助</li> </ul>
八戸市の 状況	現在	有り	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動中の事故を補償する「ボランティア活動保険」の保険料の半額を助成する補助金(14年度創設)がある</li> <li>ボランティア活動の機会・場の提供及び行政サービスの質の向上を目指し、行政活動におけるボランティアとの協働の促進(市民ボランティア1万人計画)を図っている(21年度の行政活動ボランティア：27,337人)</li> </ul>
	過去との比較	H17.4.1の状況	有り

### 分析

- 類似自治体で、市民のボランティア参加促進への取組の有る市は、18市(72%)となっています。  
○そのうち、ボランティア活動中の事故を補償する制度や個人への保険料の助成等を行っている市が14市(56%)あります。

### 今後の展開

- 様々な分野で活躍するボランティアの力を地域のまちづくりや行政サービスの向上に活かすとともに、市民のまちづくりへの参画を促進するため、ボランティア活動の支援体制のさらなる整備を図ります。

おわりに

## ➤ おわりに

今回の類似自治体との行財政比較にあたっては、第4次行財政改革大綱及び集中改革プランに基づく徹底した改革を推進した結果、「取組前と比べて、どのように変化したか」そして「類似自治体と比べて、客観的にどのような状況（位置）にあるか」という2つの視点から検証を行い、その結果、今回取り上げた4分野に関して、大きく次のような傾向が見られました。

### <人事関係指標>

職員数に関しては、普通会計ベースで平均を大幅に下回る少ない人数で類似自治体比較で第2位になるなど、定員適正化が着実に進んでいる。

給与水準に関しては、概ね適正な水準にあるほか、特殊勤務手当の見直し等により、給与制度が適切に運用されている。

### <財政関係指標>

歳入に関しては、総額が伸び、財政力指数も上向いたものの、地方税の占める割合が低いため、普通交付税への依存度が高くなっている。

歳出に関しては、人件費等の経常的経費は圧縮されたものの、扶助費の割合が大幅に伸び、他を圧迫する傾向にある。

基金残高は同水準を維持するとともに、地方債現在高については、有利な繰上償還制度を積極的に活用しながら、堅実に減らしてきている。

### <行政改革関係指標及び透明度・住民参加度関係指標>

補助金をはじめとする各種の見直しが着実に進んでいるほか、協働のまちづくりにおける地域担当職員制度等の積極的な取組がみられる。

昨年10月の集中改革プランの総括では、「目標数値等を達成できない項目があったものの、厳しい外部環境等の中でほぼ計画通り推進できたことから、所期の目的を達成できた」と評価していましたが、今回の結果からも、全体として同様の傾向が読み取れました。

また、良い指標がある一方で、今後一層の努力が必要とされる指標があることも明らかになり、目標の達成状況の把握にとどまらない客観的な視点での比較分析を行った結果、今後の展開について一定の方向性を得ることができました。

今後は、今回の比較分析結果を踏まえ、また、社会経済情勢の変化に対応した新たな視点も加えながら、第5次行財政改革大綱に掲げた「質の高い市民サービスを追求し、多様な行政課題に柔軟に対応できる自治体」の実現に向けて、行財政改革に取り組んで参ります。



## 參考資料

# 1. 人事関係指標

No	1	2	3	4	5	6	7
指標名	職員総数	市民千人当たり職員数 (全会計)	普通会計職員数	市民千人当たり職員数 (普通会計)	技能労務職員数 (普通会計)	職員増減数実績 (全会計)	職員増減率実績 (全会計)
単位	人	人	人	人	人	人	%
基準日等	22. 4. 1	22. 4. 1	22. 4. 1	22. 4. 1	22. 4. 1	(17. 4. 1)– (22. 4. 1)	(17. 4. 1)– (22. 4. 1)
A市	2,276	8.69	1,636	6.24	316	▲ 73	▲ 3.1
B市	1,865	7.91	1,330	5.64	255	25	1.4
C市	2,043	9.33	1,572	7.18	195	▲ 79	▲ 3.7
D市	2,447	9.09	2,067	7.68	220	▲ 237	▲ 8.8
E市	2,015	9.51	1,399	6.60	165	▲ 123	▲ 5.8
F市	1,968	9.78	1,326	6.59	187	▲ 136	▲ 6.5
G市	1,643	6.01	1,499	5.48	222	▲ 219	▲ 11.8
H市	2,207	8.11	1,570	5.77	211	▲ 208	▲ 8.6
I市	1,412	5.82	1,212	4.99	229	▲ 189	▲ 11.8
J市	2,409	8.23	1,730	5.91	227	▲ 317	▲ 11.6
K市	2,000	8.66	1,355	5.87	203	▲ 247	▲ 11.0
L市	2,660	10.76	2,037	8.24	158	▲ 511	▲ 16.1
M市	3,197	12.02	2,091	7.86	243	▲ 121	▲ 3.6
N市	2,658	8.70	1,511	5.00	285	▲ 299	▲ 10.1
O市	1,426	7.73	1,018	5.52	152	▲ 151	▲ 9.6
P市	2,335	7.97	1,835	6.26	358	▲ 150	▲ 6.0
Q市	3,260	10.04	2,466	7.60	432	▲ 273	▲ 7.7
R市	2,319	9.23	1,538	6.12	235	▲ 181	▲ 7.2
S市	2,088	7.83	1,837	6.89	304	▲ 150	▲ 6.7
T市	1,782	8.46	1,647	7.82	94	▲ 154	▲ 8.0
U市	1,465	7.14	1,312	6.39	160	▲ 217	▲ 12.9
V市	1,786	7.42	1,278	5.31	29	▲ 201	▲ 10.1
W市	1,726	7.11	1,199	4.94	77	▲ 116	▲ 6.3
八戸市	2,113	8.70	1,204	4.96	203	▲ 112	▲ 5.0

# 1. 人事関係指標

No	8	9	10	11					12
指標名	職員増現数 計画 (全会計)	職員増減率 計画 (全会計)	定員回帰指標 の試算職員数 に対する比率	年代別職員構成比率					管理職(課長級 以上)の職員 の比率 (企業会計を除く)
単位	人	%	%	%					%
基準日等	(22.4.1)- (27.4.1)	(22.4.1)- (27.4.1)	21.4.1	22.4.1					22.4.1
				20歳未満	20代	30代	40代	50歳以上	
A市	-	-	97.2	0.0	25.3	28.5	23.6	22.6	13.3
B市	▲34 26.4.1計画比	▲1.8 26.4.1計画比	92.0	0.2	20.1	28.8	23.4	27.5	11.3
C市	-	-	115.3	0.0	17.6	30.2	30.0	22.2	12.6
D市	▲87	▲3.6	107.4	0.1	17.3	29.2	23.2	30.2	10.7
E市	-	-	100.6	0.3	18.4	28.9	22.0	30.3	8.0
F市	-	-	105.9	0.6	14.4	33.6	28.3	23.1	10.2
G市	-	-	91.7	0.2	18.3	24.8	27.0	29.7	8.1
H市	-	-	98.5	0.6	17.2	33.7	21.5	27.0	10.1
I市	▲212	▲15.0	109.3	0.0	8.4	20.7	32.2	38.7	7.7
J市	-	-	98.0	0.2	8.5	31.3	30.1	30.0	12.4
K市	-	-	97.4	0.1	16.2	26.9	29.0	28.0	11.6
L市	▲124	▲4.7	119.8	0.2	3.7	24.2	34.6	37.3	10.6
M市	-	-	110.7	0.2	16.3	30.7	24.6	28.1	8.1
N市	▲118	▲4.4	89.7	0.1	12.2	36.0	25.2	26.5	11.6
O市	-	-	90.9	0.4	13.2	25.2	23.4	37.9	6.8
P市	-	-	103.3	0.1	13.9	26.5	27.2	32.3	9.9
Q市	▲270	▲8.3	107.7	0.1	8.6	28.9	28.0	34.4	8.8
R市	0	0.0	88.0	0.0	11.5	30.1	31.8	26.5	12.2
S市	-	-	94.4	0.3	13.0	30.0	20.4	36.3	7.5
T市	-	-	118.4	0.1	10.8	24.8	30.8	33.5	8.3
U市	-	-	98.7	0.6	12.2	26.4	25.9	34.9	8.2
V市	-	-	86.6	0.2	15.2	28.6	27.1	28.9	6.3
W市	-	-	81.4	0.0	14.7	35.0	18.3	32.0	10.5
八戸市	▲91	▲6.7	91.0	0.3	19.4	28.5	21.0	30.8	9.2

# 1. 人事関係指標

No	13	14		15	16	17	18
指標名	管理職(課長級以上)に占める女性職員 の比率 (企業会計を除く)	正職員以外の職員数 及び比率 (企業会計を除く)		ラスパイレス 指数(地域手 当補正前)	平均給与月額 (地域手当補 正前)	平均年齢	特殊勤務手当の数 (企業会計を除く)
単位	%	人・%		-	円	歳	-
基準日等	22.4.1	22.4.1		22.4.1	22.4.1	22.4.1	22.4.1
		人数	比率				
A市	13.7	300	14.6	102.3	455,732	40.2	8
B市	8.9	988	41.4	102.5	441,700	40.4	7
C市	11.5	407	19.7	101.3	428,575	41.9	13
D市	8.5	845	26.8	100.6	411,552	41.2	21
E市	6.0	508	25.9	102.9	425,917	41.3	19
F市	14.9	295	17.6	97.9	351,034	41.2	11
G市	4.7	1,305	45.3	99.4	326,900	42.2	4
H市	5.7	593	27.4	100.2	392,109	42.0	13
I市	13.3	219	14.8	98.0	436,883	44.8	5
J市	20.2	554	22.5	101.9	343,900	42.8	35
K市	21.5	997	41.4	101.0	363,000	46.0	13
L市	2.2	855	28.5	98.7	356,293	45.7	15
M市	7.3	367	14.2	101.2	348,318	41.7	18
N市	8.8	917	29.9	100.1	378,301	41.4	30
O市	4.1	486	30.9	97.1	384,335	43.8	10
P市	6.5	535	27.7	99.8	414,258	43.0	14
Q市	6.6	699	21.3	101.3	354,800	44.6	23
R市	19.4	351	17.9	100.5	418,823	41.4	20
S市	11.8	744	26.8	100.3	327,500	42.8	27
T市	5.1	840	33.8	98.6	394,114	43.8	13
U市	4.3	343	19.5	103.9	398,913	44.3	14
V市	6.9	410	22.9	99.0	396,632	42.0	8
W市	6.0	804	38.9	101.3	409,549	44.6	8
八戸市	6.3	576	29.7	99.7	369,344	40.4	11

# 1. 人事関係指標

No	19
指標名	人事評価の給与への反映の有無
単位	有無及び内容
基準日等	22. 4. 1
A市	無 -
B市	有 対象…担当課長以上 ①能力・意欲態度評価②業績評価の2本立てで実施。①については昇給等に反映②については勤勉手当の成績率に反映
C市	有 5月と11月の年2回人事評価を実施。100点満点の絶対評価。勤勉手当の成績率は84点以上0.1月、88点以上0.2月、92点以上0.3月以上を加え、40点以下0.1月、35点以下0.2月、25点以下0.3月以上を減じている。昇給は、92点以上は特別昇給の対象、40点以下は昇給しない。
D市	無 -
E市	有 年1回勤務評定を実施。A～Eの5段階で評価し、D及びE評価の職員は昇給幅を抑制している。
F市	無 -
G市	有 前年度の人事評価結果に基づき、A～Eの5段階で評価し、D及びE評価の職員には勤勉手当の成績率及び昇給幅を抑制している。
H市	無 -
I市	有 年1回人事評価を実施。S～Dの5段階で評価し、勤勉手当の成績率に反映している(課長代理以上対象)。
J市	無 -
K市	有 9月と3月の年2回人事評価を実施。S～Dの5段階で評価し、S及びAの職員には勤勉手当の成績率をアップさせ、Bのうち下位の者とC及びDの職員には勤勉手当の成績率を抑制、C及びDの職員は昇給幅も抑制している。
L市	有 懲戒処分を受けた職員、療養休暇や欠勤等のある職員などについて、勤勉手当の成績率及び昇給幅の抑制をしている。
M市	無 -
N市	有 3月に年1回勤務成績の判定を実施。勤務の状況により4段階で評価し、勤務成績が「良好でない」、「やや良好でない」職員には昇給幅を抑制している。
O市	有 1月1日に勤務評定を実施し、必要に応じて特別勤務評定を実施。A～Eの5段階で評価し、D及びE評価の職員には勤勉手当の成績率及び昇給幅を抑制している。
P市	無 -
Q市	無 -
R市	有 人事評価を昇任等に反映させ、その結果として給与へ反映する。
S市	無 -
T市	有 通年で勤務評定を実施。7段階で評価し、中位以外(上位3段階、下位3段階)は勤務手当の成績率に反映。昇給未反映。
U市	無 -
V市	無 -
W市	有 上期(4月～9月)と下期(10月～3月)に勤務評定を実施。行政職の課長以上及び施設長について上位、下位者に勤勉手当の支給率を反映させている。
八戸市	有 6月と11月の年2回勤務評定を実施。A～Eの5段階で評価し、D及びE評価の職員には勤勉手当の成績率及び昇給幅を抑制している。

# 1. 人事関係指標

No	20	
指標名	特別職給料月額（市長）	
単位	千円	減額内容
基準日等	22. 4. 1	17. 4. 1～22. 3. 31までの間
A市	798	※H22. 4. 1からH23. 4. 29まで給料月額の20%減額
B市	930	H20. 10. 1より958千円から930千円に減額
C市	766. 4	H21. 4. 1より958千円から766. 4千円に減額
D市	1, 058	-
E市	1, 005	-
F市	891	※H13. 4. 1より5%減額。 H18. 4. 1より10%減額。H19. 4. 1より15%減額。H22. 4. 1より10%減額中。
G市	954	H20. 7. 1からH24. 3. 31まで10%の減額
H市	909	H20. 4. 1～H23. 3. 31 給料月額の10%減額
I市	824	H21. 1. 1より927千円から824千円に減額
J市	1, 137	-
K市	919	H21. 1. 1より1, 021千円から919千円に減額
L市	930. 6	H20. 4. 1より1, 034千円から930. 6千円に減額
M市	846. 4	H19. 7. 12からH23. 4. 29まで20%減額
N市	944	H18. 4. 1より1, 180千円から944千円に減額
O市	834	H18. 4. 1より1, 060千円から1, 042千円に減額。H18. 4. 16に市長であった者…1, 042千円から20%減額（～H22. 4. 15）
P市	1, 080	※H15. 4. 1より1, 200千円から1, 080千円に減額
Q市	1, 056	H21. 12. 1より1, 173千円から1, 056千円に10%カット
R市	1, 066	-
S市	1, 021. 25	H17. 4. 1より条例本則を1, 075千円から1, 021. 25千円に減額改定
T市	927	-
U市	949	※H22. 12. 1より949千円から934千円に減額
V市	853	H19. 4. 1からH21. 10. 31まで15%減額
W市	1, 040	※H23. 4. 1から20%減額(832千円) 予定
八戸市	1, 021	H18. 4. 1より1, 135千円から1, 021千円に減額

※対象期間以外の期間での取組内容（参考）

# 1. 人事関係指標

No	21	
指標名	特別職給料月額（副市長）	
単位	千円	減額内容
基準日等	22. 4. 1	17. 4. 1～22. 3. 31までの間
A市	746. 1	※H22. 4. 1からH23. 4. 29まで給料月額の10%減額
B市	763	H20. 10. 1より786千円から763千円に減額
C市	633	H21. 4. 1より780千円から663千円に減額
D市	874	-
E市	800	-
F市	765	※H13. 4. 1より5%減額。 H18. 4. 1より10%減額。H19. 4. 1より15%減額。H22. 4. 1より10%減額中。
G市	861	H20. 7. 1からH24. 3. 31まで約7%減額
H市	817. 8	H20. 4. 1～H23. 3. 31 給料月額の6%減額
I市	773	H21. 1. 1より819千円から773千円に減額
J市	769	-
K市	777	H21. 1. 1より835千円から777千円に減額
L市	774	H20. 4. 1より860千円から774千円に減額
M市	829. 35	H19. 7. 12からH23. 4. 29まで5%減額
N市	837. 94	H18. 4. 1より931千円から837. 94千円に減額
O市	857	H18. 4. 1より871. 1千円から857千円に減額。H19. 12. 25に副市長であった者…857千円から10%減額（～H21. 9. 24）
P市	837	※H15. 10. 1より930千円から837千円に減額
Q市	854	H21. 12. 1より899千円を854千円に5%カット
R市	843	-
S市	858. 45	H17. 4. 1より条例本則を885千円から858. 45千円に減額改定
T市	762	-
U市	800	※H22. 12. 1より800千円から788千円に減額
V市	769. 6	H19. 4. 1からH21. 10. 31まで7. 5%減額
W市	875	-
八戸市	823	H18. 4. 1より915千円から823千円に減額

※対象期間以外の期間での取組内容（参考）

# 1. 人事関係指標

No	22	23	24	
指標名	議員一人当たりの市民の数	法定上限に対する議員定数率	議員報酬月額（議長）	
単位	人	%	千円	減額内容
基準日等	22. 4. 1	22. 4. 1	22. 4. 1	17. 4. 1～22. 3. 31までの間
A市	8,735	78.9	615	※指定期間前に（H16. 4. 1より）条例本則を622千円から615千円に減額改定
B市	7,855	78.9	560	-
C市	7,822	73.7	566	-
D市	7,691	94.7 次回選挙より84.2	740	-
E市	6,231	89.5	600	H19. 4. 1より条例本則を609千円から600千円に減額改定
F市	7,737	68.4	660	-
G市	8,546	84.2	760	-
H市	8,775	84.2	700	※平成7年7月1日より変更なし
I市	7,588	84.2	750	-
J市	9,437	81.6	765	-
K市	9,233	68.4	732	※H15. 1～H18. 6まで5%カット H21. 1. 1より条例本則を813千円から732千円に減額改定
L市	6,504	100.0	627	H20. 4. 1からH23. 4. 30まで5%の減額
M市	7,387	94.7	662	※H16. 4. 1より条例本則を669千円から662千円に減額改定
N市	7,455	89.1	718	-
O市	5,424	100.0	625.6	-
P市	7,324	91.3	711	H20. 4. 1より条例本則を750千円から711千円に減額改定
Q市	7,730	91.3	704	H17. 12. 1より条例本則を714千円から704千円に減額改定
R市	7,388	92.1	770	-
S市	9,197	78.9	700	-
T市	6,585	86.8	547	※報酬は平成6年4月1日から適用
U市	5,703	94.7 次回選挙より84.2	542	-
V市	7,518	84.2	537	H22. 4. 1より条例本則を538千円から537千円に減額改定
W市	8,087	78.9	540	-
八戸市	6,744	94.7	671	※H16. 1. 1より条例本則を685千円から671千円に減額改定

※対象期間以外の期間での取組内容（参考）



# 1. 人事関係指標

No	25		26	
指標名	議員報酬月額（副議長）		議員報酬月額	
単位	千円	減額内容	千円	減額内容
基準日等	22. 4. 1	17. 4. 1～22. 3. 31までの間	22. 4. 1	17. 4. 1～22. 3. 31までの間
A市	540	※指定期間前に(H16. 4. 1より)条例本則を546千円から540千円に減額改定	502	※指定期間前に(H16. 4. 1より)条例本則を507千円から502千円に減額改定
B市	484	-	453	-
C市	490	-	452	-
D市	670	-	630	-
E市	537	H19. 4. 1より条例本則を545千円から537千円に減額改定	493	H19. 4. 1より条例本則を500千円から493千円に減額改定
F市	630	-	600	-
G市	710	-	665	-
H市	650	※平成7年7月1日より変更なし	610	※平成7年7月1日より変更なし
I市	710	-	665	-
J市	697	-	629	-
K市	659	※H15. 1～H18. 6まで5%カット H21. 1. 1より条例本則を720千円から659千円に減額改定	610	※H15. 1～H18. 6まで5%カット H21. 1. 1より条例本則を652千円から610千円に減額改定
L市	570	H20. 4. 1からH23. 4. 30まで5%の減額	522. 5	H20. 4. 1からH23. 4. 30まで5%の減額
M市	602	※H16. 4. 1より条例本則を608千円から602千円に減額改定	563	※H16. 4. 1より条例本則を569千円から563千円に減額改定
N市	658	-	633	-
O市	560. 8	-	530	-
P市	645	H20. 4. 1より条例本則を680千円から645千円に減額改定	617	H20. 4. 1より条例本則を650千円から617千円に減額改定
Q市	655	H17. 12. 1より条例本則を664千円から655千円に減額改定	625	H17. 12. 1より条例本則を634千円から625千円に減額改定
R市	720	-	670	-
S市	630	-	590	-
T市	480	※報酬は平成6年4月1日から適用	447	※報酬は平成6年4月1日から適用
U市	470	-	450	-
V市	478	H22. 4. 1より条例本則を479千円から478千円に減額改定	450	※H22. 4. 1より条例本則を451千円から450千円に減額改定
W市	505	-	470	-
八戸市	612	※H16. 1. 1より条例本則を625千円から612千円に減額改定	583	※H16. 1. 1より条例本則を595千円から583千円に減額改定

※対象期間以外の期間での取組内容（参考）

## 2. 財政関係指標

No	1	2	3	4	5
指標名	普通会計	普通会計	普通会計	普通会計	一般市税徴収率
	歳入総額	歳入 (市民1人当たり)	歳入総額に占める 地方税の割合	地方税歳入額 (市民1人当たり)	
単位	千円	円	%	円	%
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	82,431,201	314,563	53.0	166,654	92.7
B市	64,641,534	274,320	54.4	149,358	92.8
C市	84,069,873	383,833	52.2	200,331	88.8
D市	101,178,865	375,859	44.2	166,270	91.1
E市	75,356,971	355,716	48.3	171,975	93.0
F市	70,367,071	349,794	34.2	119,732	94.8
G市	80,335,489	293,753	55.2	162,215	95.5
H市	89,828,773	330,224	44.2	146,122	95.8
I市	73,914,731	304,425	38.8	118,228	88.0
J市	96,884,662	331,173	41.0	135,924	92.2
K市	69,474,802	300,996	51.4	154,712	91.5
L市	103,935,469	420,505	32.1	135,039	95.6
M市	121,607,768	457,308	24.2	110,855	91.2
N市	128,428,471	420,191	27.0	113,301	91.9
O市	75,663,210	410,279	26.0	106,542	87.1
P市	108,321,684	369,744	37.9	140,099	91.5
Q市	122,925,624	378,626	36.0	136,338	92.3
R市	83,912,126	334,064	42.1	140,696	92.9
S市	92,359,628	346,288	43.6	150,993	87.5
T市	72,811,531	345,548	52.2	180,246	90.6
U市	64,008,158	311,776	47.2	147,192	90.9
V市	64,609,719	268,550	43.0	115,611	89.9
W市	67,333,067	277,535	50.6	140,541	88.2
八戸市	96,617,745	397,974	31.2	124,357	92.8

## 2. 財政関係指標

No	6	7	8	9	10
指標名	普通会計	普通会計	普通会計	財政力指数	普通会計
	普通交付税額	歳入総額に占める 普通交付税比率	自主財源比率		歳出総額
単位	千円	%	%	-	千円
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	0	0.0	71.8	1.13	79,220,677
B市	0	0.0	67.4	1.07	61,608,750
C市	0	0.0	68.5	1.44	81,037,810
D市	7,071,583	7.0	52.6	0.90	100,565,762
E市	797,907	1.1	60.3	1.11	73,351,870
F市	12,738,074	18.1	45.7	0.62	69,823,017
G市	0	0.0	62.6	1.02	79,197,421
H市	8,042,032	9.0	51.2	0.81	89,559,481
I市	9,097,621	12.3	46.3	0.72	73,623,499
J市	8,412,622	8.7	51.7	0.80	95,932,266
K市	2,635,427	3.8	60.9	0.92	68,350,425
L市	21,446,119	20.6	45.2	0.66	102,262,279
M市	24,294,146	20.0	43.8	0.54	117,352,141
N市	24,910,828	19.4	35.1	0.56	125,472,394
O市	18,901,734	25.0	35.1	0.49	74,946,590
P市	15,623,371	14.4	47.8	0.72	107,057,760
Q市	20,722,574	16.9	47.1	0.67	120,226,690
R市	9,827,155	11.7	54.4	0.78	82,203,297
S市	5,972,156	6.5	52.7	0.90	89,431,695
T市	1,392,493	1.9	64.0	1.10	69,213,367
U市	3,078,589	4.8	67.7	0.98	59,389,686
V市	5,912,294	9.2	52.0	0.83	62,837,443
W市	687,741	1.0	61.7	0.98	65,051,398
八戸市	12,763,343	13.2	47.0	0.69	93,812,166

## 2. 財政関係指標

No	11	12	13	14	15
指標名	普通会計	普通会計	普通会計	普通会計	普通会計
	歳出 (市民1人当たり)	議会費 (市民1人当たり)	民生費 (市民1人当たり)	土木費 (市民1人当たり)	教育費 (市民1人当たり)
単位	円	円	円	円	円
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	302,311	1,639	99,630	55,510	34,680
B市	261,450	1,728	78,035	35,091	33,045
C市	369,990	1,798	99,645	46,175	47,340
D市	373,581	2,472	104,300	62,089	41,506
E市	346,251	2,253	87,789	58,879	43,489
F市	347,090	1,938	121,481	45,539	31,707
G市	289,591	1,916	102,406	47,574	40,927
H市	329,234	1,941	132,396	39,496	31,304
I市	303,226	2,241	129,771	36,658	29,251
J市	327,918	1,822	100,487	49,425	38,627
K市	296,125	1,877	95,273	36,938	28,354
L市	413,736	2,288	113,977	65,071	31,932
M市	441,305	2,495	126,265	42,976	36,506
N市	410,519	2,260	133,322	52,365	34,585
O市	406,393	2,251	133,890	45,710	46,601
P市	365,430	2,158	102,854	68,714	36,529
Q市	370,313	2,134	104,820	57,282	32,959
R市	327,261	2,515	84,153	47,241	40,104
S市	335,311	1,946	98,241	51,749	43,187
T市	328,472	1,834	80,739	42,607	45,330
U市	289,280	2,087	89,205	37,392	32,543
V市	261,184	1,673	84,508	39,154	25,412
W市	268,130	1,706	78,354	58,445	24,027
八戸市	386,418	2,211	123,587	50,784	44,779

## 2. 財政関係指標

No	16	17	18	19	20
指標名	普通会計	普通会計	普通会計	普通会計	経常収支比率
	人件費 (市民1人当たり)	公債費 (市民1人当たり)	扶助費 (市民1人当たり)	投資的経費 (市民1人当たり)	
単位	円	円	円	円	%
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	60,927	20,376	54,539	34,109	92.0
B市	56,860	23,707	44,087	29,726	96.1
C市	72,030	32,577	57,071	40,468	99.6
D市	73,623	40,716	57,586	58,769	90.7
E市	63,033	38,384	48,583	66,886	80.9
F市	61,717	45,285	80,540	36,544	97.5
G市	56,286	22,896	60,551	35,049	91.4
H市	65,416	30,800	88,501	25,092	97.6
I市	61,343	29,235	79,569	24,777	97.2
J市	62,229	42,896	63,871	36,633	93.7
K市	64,452	39,056	48,699	33,354	99.2
L市	85,388	59,437	68,861	60,475	96.5
M市	70,182	52,688	79,839	63,286	87.4
N市	48,606	51,793	98,945	59,609	89.9
O市	55,364	52,039	90,227	40,946	94.1
P市	58,315	53,092	66,521	58,888	95.9
Q市	73,194	47,684	65,522	40,931	90.1
R市	55,946	45,084	40,537	43,214	88.9
S市	62,477	39,167	64,978	54,884	87.6
T市	73,017	33,313	39,529	61,261	94.5
U市	68,011	29,071	50,248	23,518	90.7
V市	49,340	32,609	42,511	30,624	94.2
W市	43,778	25,372	35,168	43,722	83.8
八戸市	45,642	41,592	76,524	42,425	89.8

## 2. 財政関係指標

No	21	22	23	24	25
指標名	全会計(除企業会計)	全会計(除企業会計)	全会計(除企業会計)	普通会計	普通会計
	積立金現在高	財政調整基金及び市債管理基金現在高	財政調整基金及び市債管理基金現在高 (市民1人当たり)	地方債現在高	地方債現在高のうち臨時財政対策債現在高
単位	千円	千円	円	千円	千円
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	13,921,208	4,279,513	16,331	47,564,027	16,456,826
B市	7,832,820	5,251,408	22,285	43,459,218	14,922,806
C市	8,640,102	4,115,291	18,789	53,731,382	11,870,751
D市	10,502,917	2,750,552	10,218	126,370,726	22,962,837
E市	21,523,508	1,856,807	8,765	71,778,354	16,318,773
F市	11,580,345	2,033,083	10,106	83,539,037	15,481,746
G市	10,522,140	3,284,743	12,011	53,312,395	18,774,324
H市	9,426,561	5,021,364	18,459	76,896,184	21,193,822
I市	5,702,413	271,754	1,119	63,222,360	19,129,661
J市	10,374,616	5,604,656	19,158	101,219,989	21,861,365
K市	10,109,506	5,458,712	23,650	80,792,333	17,099,142
L市	15,230,514	10,263,359	41,524	136,572,319	24,800,202
M市	16,695,926	8,536,175	32,100	125,150,881	24,720,970
N市	12,402,029	6,041,502	19,767	178,753,326	14,066,637
O市	8,620,907	3,317,092	17,987	82,710,909	17,177,128
P市	5,898,937	4,770,154	16,282	132,960,047	24,488,760
Q市	32,302,552	10,111,600	31,145	142,988,773	28,690,692
R市	6,813,691	2,963,025	11,796	100,300,915	20,104,912
S市	2,104,384	994,967	3,730	100,032,163	21,084,707
T市	8,616,248	4,869,909	23,112	60,141,469	16,041,840
U市	11,700,232	7,297,938	35,547	46,721,544	17,376,750
V市	2,279,323	302,320	1,257	59,786,747	19,115,723
W市	3,014,399	2,373,686	9,784	53,697,930	17,754,707
八戸市	6,536,171	3,192,471	13,150	94,570,666	19,784,718

## 2. 財政関係指標

No	26	27	28	29	30
指標名	普通会計	全会計(含企業会計)	全会計(含企業会計)	実質赤字比率	連結赤字比率
	地方債現在高 (市民1人当たり)	地方債現在高	地方債現在高 (市民1人当たり)		
単位	円	千円	円	%	%
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	181,507	115,640,487	441,292	-	-
B市	184,428	93,970,275	398,782	-	-
C市	245,319	85,966,260	392,492	-	-
D市	469,441	226,334,639	840,786	-	-
E市	338,823	132,969,199	627,669	-	-
F市	415,272	186,744,115	928,304	-	-
G市	194,941	107,806,158	394,201	-	-
H市	282,682	213,459,456	784,708	-	-
I市	260,388	138,105,008	568,799	-	-
J市	345,992	198,763,950	679,419	-	-
K市	350,029	136,012,400	589,268	-	-
L市	552,549	249,177,179	1,008,129	-	-
M市	470,632	204,826,191	770,252	-	-
N市	584,844	301,661,887	986,975	-	-
O市	448,495	161,704,002	876,829	-	-
P市	453,844	238,561,512	814,303	-	-
Q市	440,423	278,133,738	856,687	-	-
R市	399,309	246,719,065	982,217	-	-
S市	375,055	229,433,477	860,226	-	-
T市	285,419	129,876,649	616,368	-	-
U市	227,575	88,312,818	430,161	-	-
V市	248,504	115,686,764	480,852	-	-
W市	221,333	124,221,186	512,018	-	-
八戸市	389,542	187,514,376	772,382	-	-

## 2. 財政関係指標

No	31	32	33	34	35
指標名	実質公債費比率	将来負担比率	将来負担額	将来負担額 (市民1人当たり)	普通会計
					プライマリーバランス(元利ベース)
単位	%	%	千円	円	千円
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	4.4	12.4	111,032,091	423,706	2,648,830
B市	4.1	16.3	89,701,509	380,667	4,461,282
C市	5.2	54.0	88,938,389	406,061	2,651,118
D市	10.5	107.8	205,901,470	764,881	▲ 749,748
E市	8.3	91.7	133,464,156	630,006	2,715,619
F市	12.8	167.4	172,411,629	857,057	2,529,894
G市	0.5	8.9	107,649,343	393,628	785,218
H市	6.7	79.6	188,497,260	692,943	2,319,520
I市	4.0	30.6	110,401,440	454,699	1,472,714
J市	8.5	87.2	168,534,254	576,087	2,150,374
K市	9.4	88.6	132,952,017	576,009	4,511,669
L市	14.0	173.0	226,722,361	917,280	6,867,841
M市	13.8	95.4	187,494,196	705,075	9,239,357
N市	13.8	160.8	237,157,388	775,929	999,211
O市	13.7	111.5	138,131,762	749,010	4,837,621
P市	13.3	129.2	208,880,537	712,990	6,796,987
Q市	14.1	129.9	239,493,892	737,671	8,096,597
R市	11.0	112.5	196,373,944	781,787	6,229,285
S市	12.8	151.2	195,040,061	731,273	1,447,705
T市	13.6	100.4	120,679,102	572,718	▲ 1,464,299
U市	8.7	51.9	84,692,821	412,528	2,001,277
V市	12.5	103.0	107,461,798	446,665	2,484,043
W市	12.6	128.5	121,073,255	499,043	234,510
八戸市	16.9	170.4	177,720,610	732,041	3,536,892



## 2. 財政関係指標

No	36	37	38
指標名	普通会計	標準財政規模	標準財政規模 (市民1人当たり)
	プライマリーバランス(元金ベース)		
単位	千円	千円	円
基準日等	21年度決算	21年度決算	21年度決算
A市	1,844,178	49,977,629	190,718
B市	3,729,099	38,664,013	164,079
C市	1,510,339	54,502,962	248,841
D市	▲ 2,860,115	54,207,582	201,370
E市	1,411,808	42,120,555	198,826
F市	844,679	38,041,754	189,105
G市	▲ 149,243	47,640,318	174,200
H市	1,031,717	48,531,400	178,409
I市	291,232	41,880,844	172,490
J市	382,546	53,353,227	182,373
K市	2,976,740	41,497,122	179,784
L市	4,507,733	58,311,481	235,918
M市	6,962,506	58,759,122	220,965
N市	▲ 2,183,850	66,317,507	216,977
O市	3,302,354	42,258,477	229,144
P市	4,284,528	62,942,835	214,848
Q市	5,516,445	72,130,279	222,170
R市	4,419,851	47,478,736	189,018
S市	3,216,733	52,325,233	196,186
T市	▲ 2,412,213	42,335,566	200,916
U市	6,261,001	39,409,664	191,959
V市	1,504,145	38,707,602	160,888
W市	▲ 631,584	38,645,678	159,291
八戸市	1,882,142	49,234,141	202,798

### 3. 行政改革関係指標

No	1		2	3	4		
指標名	指定管理者導入率		附属機関等の数	有料広告の実績額	公用車の一括管理率		
単位等	%	導入数/施設数	-	円	有無	%	リース契約の有無
基準日等	22. 4. 1		22. 4. 1	平成21年度	22. 4. 1		
A市	18. 2	20/110	51	3, 965, 000	有	6. 1	有
B市	61. 9	70/113	75	9, 311, 448	有	18. 9	無
C市	19. 9	58/291	73	15, 479, 224	有	37. 7	有
D市	25. 3	65/257	99	1, 281, 000	有	9. 8	有
E市	38. 6	44/114	67	6, 576, 000	有	12. 7	無
F市	23. 3	28/120	41	7, 474, 000	有	6. 5	有
G市	39. 3	55/140	87	3, 946, 000	有	31. 7	有
H市	59. 5	25/42	81	8, 171, 400	有	100. 0	無 (23年度中契約予定)
I市	42. 4	36/85	35	11, 680, 000	有	19. 0	無
J市	20. 0	28/140	79	550, 000	有	41. 0	無
K市	35. 2	111/315	73	5, 228, 750	有	30. 1	有
L市	56. 6	276/488	42	18, 531, 377	有	17. 3	有
M市	9. 0	61/680	133	8, 056, 100	無	-	無
N市	67. 1	157/234	66	6, 042, 625	有	75. 2	有
O市	83. 0	415/500	43	500, 000	無	-	無
P市	68. 7	217/316	75	11, 830, 000	無	-	無
Q市	15. 0	51/339	72	23, 580, 000	無	-	有
R市	42. 4	67/158	31	4, 612, 500	有	38. 7	有
S市	30. 1	56/186	71	11, 854, 400	有	0. 1	無
T市	27. 3	86/315	83	6, 270, 000	有	33. 2	有(51. 1%)
U市	7. 4	24/325	57	6, 657, 340	有	3. 6	無
V市	32. 9	48/146	70	5, 782, 000	無	-	有
W市	42. 3	33/78	60	3, 899, 000	有	70. 8	無
八戸市	58. 4	122/209	74	2, 454, 000	有	9. 5	無

### 3. 行政改革関係指標

No	5
指標名	補助金の見直し
単位等	実施の有無及び内容
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31
A市	有 「補助金等の見直し基準」を策定し、公益上の必要性、有効性、妥当性、効率性等の側面や市財政状況等も考慮した総合的な見地から、各所管課による継続的な見直しを実施した。
B市	無 ※平成16年度に「補助金の見直し方針」をまとめ報告書を作成した。その後は各課との調整、団体等への協議を進めており、毎年度予算編成時に精査している。また、新設補助金は要審議。
C市	有 「補助金の交付に関する基準」については、平成16年度に策定済みであるが、第4次〇〇市行政改革大綱実施計画の中でも見直し位置づけられており、22年度、第三者機関を立ち上げ見直しを実施する予定。 〇〇は自治体名
D市	有 補助金の支出状況に関する調査を実施した。今後は、平成23年度中に補助金の見直し指針を策定する予定。
E市	無 ※平成23年度に補助金の見直しに関する指針を策定し、継続的に見直しを実施する予定。
F市	有 H19年「補助金等及び市民活動団体事務局の在り方検討委員会」を設置。提言書(H20年10月)に伴い改正された交付規則に基づき、概要調書を関係課から徴収し、整理の上、HP上で公開。関係課に対し、様式の徹底と充当内訳の明確化を指示した。
G市	有 『公平で公益性のある事業に対する補助制度の確立』を基本方針に、「行政経営推進部会使用料、補助金等見直し検討部会」において外部委員参画のもと検討を行い、『既得権化した団体補助金の見直し』と『公募型補助制度の創設』を目指す。
H市	無 -
I市	有 平成18年3月に「外郭団体等に関する改善方針」を策定し、外郭団体等が補助金に依存しない健全な経営を確保するよう検討を行った。
J市	有 「行政改革実施計画(平成19年度～平成22年度)」の中で、補助金、助成金、給付金の適正化に関する取組項目を掲げ、廃止、内容の見直しなどに取り組んでいる。
K市	有 「都市経営改革行動計画に基づく財政健全化に向けての取組」、「補助金交付基準」に基づき終期を設定し、全ての補助金を対象にゼロベースで見直しを実施した。
L市	有 「第2次財政健全化計画」に基づき、平成20年度当初予算要求時に団体補助金一律10%の削減等を実施した。
M市	有 補助金等見直しガイドラインの策定、運用(H21.11～)また、ガイドラインの策定と合わせ、22年度予算編成において、「負担金補助及び交付金調書」の様式変更を行い、公的関与の妥当性、補助対象経費や補助対象事業の収支、単独補助で補助基準を超える場合は、その理由などを明記させるよう見直しした。
N市	有 団体補助金について、平成20年8月「補助金等の見直しについて」で基本的な考え方を定め、対象団体への指導・助言・協議とともに、団体の実情を踏まえながら、公益性・透明性等の観点から見直し(廃止・統合・減額など)を実施した。平成21年度予算より反映。
O市	無 -
P市	有 「補助金に関する方針」に基づき、公益性、公平性、有効性、必要性・時代性、廃止した場合の影響などの観点から、すべての補助金について評価(現状継続、見直し継続、廃止)を実施した。(平成17・18年度及び21年度)
Q市	有 市単独補助金における「少額補助金の廃止」や「事業費補助の原則」に基づく精査を行い、補助効果の低い少額補助金や補助率の高いものについて、市の関わりを勘案しながら見直しを行った。
R市	有 より一層の適正化と効率化を図るため16年度に策定した「市単独補助金等の見直し計画」に基づき、全ての補助金を対象に補助効果を検証したうえで見直し(中止、縮小、統合等)を実施した。
S市	有 平成21年度に補助金等検討専門委員による見直しを行った。157件の補助金に対してヒヤリングを行い、廃止、休止など67件について意見が付された。
T市	無 ※集中改革プランにおいて、組織運営補助の原則廃止を目標に見直しを行い事業費補助を原則とした適正化を行った。
U市	有 「補助金等見直し判定基準」を基に、各補助金を事業目的、補助団体の財政状況などから点数化し、「継続」「削減」「廃止」の方針を決定した。
V市	有 「新財政健全化計画」を策定し、各種団体運営補助金の見直しを実施した。
W市	無 -
八戸市	有 「補助金の総合的見直しに係る基本方針」及び「八戸市補助金の交付及び見直しに関する基準」を策定し、客観性・公平性・透明性等の観点から全ての補助金を対象に見直し(廃止・統合・減額など)を実施した。

※対象期間以外の期間での取組内容(参考)

### 3. 行政改革関係指標

No	6	
指標名	委託契約の総合的な見直し	
単位等	実施の有無及び内容	
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	
A市	無	-
B市	無	-
C市	有	業務委託契約における随意契約の適用に当たり、ガイドライン、マニュアルを策定した。(H20. 4. 1適用)
D市	有	コンサル・一般業務委託のそれぞれについて、透明性、公正性を確保するため、一般競争（電子）入札への移行を検討し、実施した。コンサル・一般業務委託のそれぞれについて、ダンピングの防止と業務品質を確保するため、最低制限価格の導入について検討し、実施した。
E市	無	-
F市	有	市庁舎の清掃等管理業務委託において、総合評価入札制度を導入した。
G市	無	-
H市	無	-
I市	有	全庁的な委託契約の実態調査を実施し、競争性・透明性・効率性等の観点から助言・指導を行った。
J市	有	「行政改革実施計画(平成19年度～平成22年度)」の中で、民間活力の活用の推進に関する取組項目を掲げ、効率的な管理・運営の推進に向けて取り組んでいる。
K市	有	事務効率の向上や安定した業務履行の確保等のため、平成18年12月に「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し長期継続契約を導入した。平成19年10月にコンサル業務において電子入札を導入し、平成20年4月に業務委託についても電子入札を導入した。
L市	有	全庁的な委託契約の実態調査を実施し、競争性・透明性・効率性等の観点から見直しを検討中。
M市	有	全庁的な委託契約の実態調査を実施し、1社との随意契約である場合など特別な理由がある場合には理由を付し、契約内容について競争性・透明性の観点からチェックを行っている。
N市	有	入札・契約制度のさらなる公平性・透明性を確保するため、指名競争入札を行う委託契約の予定価格を入札前に公表することとした。また、同様の件について、入札結果をホームページ等を通じて公表することとした。
O市	無	-
P市	無	-
Q市	有	随意契約している委託業務のうち、契約金額50万円以上のものについて、全庁的に一般競争入札への切り替えを検討することにより、委託金額の見直しを行った。
R市	有	17年度に「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を策定し、物品の賃貸借契約及び役務の提供を受ける契約を対象に指名競争入札を原則として長期継続契約への移行を進めた。
S市	無	-
T市	無	※競争性・透明性等の観点から、事業規模や内容等に応じて、委託契約の一部について一般競争入札を実施した。
U市	有	建物管理・清掃等業務委託について、平成20年度発注分から独自の歩掛りを設定し、それに基づく自主積算による発注を実施している。また、これらの業務委託について、原則として長期継続契約による複数年契約に移行することとし、一部を除き、平成22年10月から実施している。
V市	無	-
W市	無	-
八戸市	有	全庁的な委託契約の実態調査を実施し、競争性・透明性・効率性等の観点から今後の方針を定めて見直しを実施した。

※参考

### 3. 行政改革関係指標

No	7	
指標名	出資法人の総合的な見直し	
単位等	実施の有無及び内容	
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	
A市	有	平成20年6月に「外郭団体の見直し方針」を策定。対象は、本市が50%以上の出資、または市が継続的に人的及び財政的支援を行っている市と密接な関係にある団体。団体ごとの見直しの方向性と市全体の見直しの数値目標を設定し、進行管理を実施している。
B市	有	平成19年8月に「外郭団体見直し基本方針」を策定し、市が100%出資している3団体について、改革方針を定めた。この基本方針及び公益法人制度改革との関連を含め、平成24年3月末をもって1団体を解散する予定である。
C市	有	「外郭団体改革指導指針」を平成19年3月に策定し、出資比率50%以上の法人及び市の補助金とその運営費の50%以上の法人を対象に見直しを実施し、「事業運営の効率化」「運営体制の整備」などについて取組んだ。
D市	有	制度移行も含め検討中。
E市	有	「外郭団体の見直しに関する指針」を策定し、市の出資又は出えん比率が25%以上の団体を対象に、毎年度、各団体及びその所管課において評価を実施するなど、適正な進行管理を図っている。
F市	無	-
G市	有	市の行財政改革推進プラン(第2期)の取組項目として「出資法人の経営改善」を定め、統廃合を含めた経営健全化に努めることとしている。なお、土地開発公社については、平成17年度に要綱を策定し、経営健全化に取り組んでいる。(行財政改革推進プラン(第1期)にも定めている)
H市	有	外郭団体の見直し方針等を策定し、市の人的関与の縮小・廃止や、公益法人改革に伴う方針の策定などを実施した。
I市	有	「外郭団体等に関する改善方針」を策定し、出資法人を含めた外郭団体等の役割、事業内容、市が行っている指導・支援などの適切な関与のあり方を含めて改善を図った。
J市	無	-
K市	有	第三セクター等経営検討会を設置し、現在、見直しを実施中。
L市	無	-
M市	有	公的関与の妥当性等の視点から設立目的、業務内容、経営状況などについて点検・見直しを行い、業務執行の効率化などの経営改善を行うとともに、目的が達成されたもの、事業の委託、集約の可能性のあるものや累積欠損の著しいものなどについては、統廃合、民間譲渡を視野に入れた検討を行った。
N市	有	「第三セクターの経営評価指針(平成20年3月)」を策定し、出資比率25%以上の法人を対象に経営評価を実施。また、平成22年10月には「第三セクターに関する基本方針」を策定し、法人ごとのあり方(存続・廃止。民営化等)を定めた。
O市	有	出資比率25%以上の法人を対象に、「第三セクターの運営に関する基本方針」を策定し、第三セクターに対する市の責務を明確にした上で、第2次行政改革前期実施計画に第三セクターの抜本的見直しに係る取組目標を定めた。
P市	有	「出資等法人経営評価等実施要領」に基づき、法人による自己評価、市所管課による内部評価のほか、市の出資等割合が法人の出資等額全体の概ね4分の1以上を占め、かつ、市の出資金額が500万円以上の法人を対象に、法人の経営内容及び所管課の関与の状況について第三者評価を実施し、改善を要すると判断された場合は措置計画を策定し公表している。
Q市	有	公社・第三セクターのあり方を検討する庁内組織を設置し、出資法人のうち市の関与が大きい財団法人6団体と株式会社4団体を対象に、団体の統合や市としての関与のあり方のほか、競争力の強化と安定した経営基盤の確立に向けた経営改善の促進策や公益法人制度改革に適切に対応するための支援策などを検討している。
R市	有	18年度に「外郭団体見直し方針」を策定し、出資比率50%以上の法人を対象として「設立目的から見た統合等」「効率化」「質的価値向上」「市関与のあり方」などの見直しの考え方を示し、それに基づいて各団体が各経営改革プランを策定し改革を推進した。
S市	有	「外郭団体の基本方針」を策定し、団体の公益性に沿った事業展開、自主的・自立的な執行体制の確立、効率的・効果的な事業運営の視点から改革を実施している。
T市	無	※集中改革プランにおいて、50%以上出資の外郭団体の経営改善を実施した。
U市	無	-
V市	無	-
W市	無	-
八戸市	有	「出資法人の見直しに係る基本方針」を策定し、公共性・効率性・自主自立・透明性の各視点から出資比率25%以上の法人を対象に見直しを実施し、法人毎に「廃止を検討」「他の団体との統合を検討」「独立民営化を検討」「経営改善を検討」などの方向性を決定し、市の関与を軽減する改革を実施した。

※参考

### 3. 行政改革関係指標

No	8	
指標名	事業仕分けの実施	
単位等	実施の有無及び内容	
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	
A市	独自方式で実施	「行政改革をすすめる懇話会委員」を中心とする市民委員等による外部評価。手法としては事業仕分けと同様。
B市	未実施	-
C市	構想日本方式及び独自方式で実施	「事業仕分け」については、平成19年度に実施済み。平成20年度からは「外部評価」に変更し、実施している。
D市	独自方式で実施	外部の視点で、事務事業の必要性、有効性を点検し、効果的な事業推進を図る「外部点検」を実施。
E市	未実施	※22年8月に構想日本の支援で実施。
F市	未実施	-
G市	未実施	-
H市	未実施	-
I市	未実施	-
J市	未実施	-
K市	未実施	-
L市	未実施	-
M市	未実施	-
N市	未実施	-
O市	未実施	-
P市	未実施	-
Q市	構想日本方式及び独自方式で実施	外部評価制度の導入に向けたノウハウの蓄積及び評価結果を参考に行政運営を進めていく仕組みの構築を目指し、H18年度に構想日本の協力の下、事業仕分けを試行実施した。また、H19～20年度には独自方式による事業評価会を行い、市民・行政・大学・民間の関係者で構成された評価者によって、事業・サービスの要/不要や実施主体の適否などを評価している。
R市	独自方式で実施	「仕事の検証システム」として、内部検証(H16～)と外部検証(H16～H18)を実施。
S市	未実施	-
T市	独自方式で実施	公開の場で、外部委員が担当課のヒヤリングを実施し、事務事業の必要性を検証し、事業の廃止継続を決定。継続の場合は、事業手法を含め改善策を検討。
U市	未実施	-
V市	未実施	-
W市	構想日本方式で実施	平成20年6月に実施。(40事業を対象)
八戸市	未実施	-

※対象期間以外の期間での取組内容(参考)

### 3. 行政改革関係指標

No	9	
指標名	旅費制度の見直し	
単位等	実施の有無及び内容	
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	
A市	有	距離要件を1.5km以上から2.0km以上の場合に支給へ変更。日当廃止。宿泊料を16,000円～14,500円の3段階から一律11,000円に変更。
B市	無	-
C市	有	H17.4.1から日当の廃止、通勤手当支給対象区間(定期券代)における旅費の不支給。
D市	無	-
E市	無	-
F市	無	-
G市	有	全行程を専用公用車で移動する場合、半日当とするよう改めた。
H市	無	-
I市	無	-
J市	有	市長・副市長級、部長・次長級、課長級以下の3段階に分類していた日当・宿泊料を市長・副市長級とそれ以外の2段階に改めた。定額旅費、日額旅費についても見直し(減額)を行った。
K市	有	日当の凍結。宿泊費は、級別(4級)としているが、全て最下位の級区分で支給。
L市	無	-
M市	無	-
N市	有	勤務地内における日当(宿泊する場合を除く)を廃止とした。
O市	無	-
P市	有	外国旅行の旅費の支給基準の変更 変更点:一般職の外国旅行の旅費の支給基準を国家公務員の9級から8級の職務にある者の区分へ変更した。
Q市	無	-
R市	無	-
S市	有	一般職の日当・宿泊料の見直し等を行った。(日当 2,600円⇒2,200円 宿泊料 【甲地方】 13,100円⇒10,900円 【乙地方】 11,800円⇒9,800円)
T市	有	H17.4.1から日当を半額に減額 H17.7.1から外国旅行における支度料廃止 H21.4.1から県内日当廃止
U市	無	-
V市	有	費用弁償について、実費相当とし上限を1,500円とした。
W市	無	-
八戸市	有	市長級、助役級、部長級、次長級、課長級以下の5段階に分類していた日当・宿泊費を特別職級と一般職級の2段階に改めた。日当を旅行雑費に改め、半額に減額した。

### 3. 行政改革関係指標

No	10	11
指標名	旅費支給事務の民間への委託	職員互助会への負担金の公費支出
単位等	実施の有無及び内容	実施の有無及び内容
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	17. 4. 1～22. 3. 31
A市	無 -	有 業務委託の形で人間ドックへの助成、指定宿泊施設利用助成、職員サークル活動への助成を実施
B市	無 -	有 職員共済会連合会及び職員共済会、病院職員共済会、消防職員共済会に対し、委託料として支出。
C市	無 -	有 平成20年度：25,000千円 平成21年度：15,000千円 平成22年度：10,000千円
D市	無 -	有 職員給与総額×2/1,000
E市	無 -	有 職員互助会が行う厚生事業のうち、公金を充当しても適切であると判断される内容について1/2または2/2交付している(事業費補助方式)
F市	無 -	有 職員1人当たり 6,000円/年
G市	無 -	無 平成18年度から廃止
H市	無 -	有 平成22年度予算 15,929,000円
I市	無 -	有 カフェテリアプラン事業に係る一部について補助金を交付
J市	無 -	有 給与月額3/1,000を支出
K市	無 -	有 本俸×4.6/1,000
L市	無 -	有 平成22年度 給料月額3.5/1,000 平成23年度 給料月額2.2/1,000へ変更
M市	無 -	有 給料月額の「2/1,000」を負担金として公費支出。人間ドック助成、職員体育大会開催、体育部・文化部助成等に用途を限定し、不用額は返納。平成23年度から慶弔給付費、課内レクリエーション事業補助を廃止。負担金率「1.5/1,000」へ
N市	無 -	無 平成22年度より廃止
O市	無 -	有 お祭り参加(制作・運行)、体育大会、人間ドック利用助成、保養所利用助成など
P市	無 -	有 人間ドック助成費、お祭り事務費
Q市	無 -	有 互助会職員の給与の一部と食堂経費に対して補助(12,467千円)
R市	無 -	有 健康事業及び事務費
S市	無 -	無 平成22年度より廃止
T市	無 -	無 -
U市	無 -	有 平成22年度交付金として9,000千円
V市	無 -	無 平成19年度より廃止
W市	無 -	無 -
八戸市	無 -	無 平成22年度より廃止



### 3. 行政改革関係指標

No	12	
指標名	職員への事務服貸与	
単位等	実施の有無及び内容	
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	
A市	無	-
B市	無	平成18年度より廃止
C市	無	-
D市	有	○冬用事務服 男性：ブレザー（貸与年数 4年） 女性：ベスト、スカート（貸与年数 4、2年） ○夏用事務服 男性：ワイシャツ（貸与年数 1年） 女性：半袖ブラウス（貸与年数 1年）
E市	無	平成15年度以降貸与していない
F市	無	-
G市	有	全職員（臨時職員等含む）
H市	有	事務職 — 事務服
I市	有	全職員に対し貸与
J市	無	平成19年度より廃止
K市	無	夏服：平成8年度廃止 冬服：平成18年度廃止
L市	無	-
M市	無	-
N市	無	※平成14年度より廃止
O市	有	業務上、被服の貸与または給与を要する職員
P市	有	希望する女性職員
Q市	有	男性事務服：平成15年度より廃止 女性事務服：夏服2着、冬服1着（貸与期間3年）
R市	無	※平成11年度より廃止
S市	無	平成9年度より予算措置しておらず、現在貸与実績無し
T市	無	-
U市	有	職員被服貸与規程に基づき、定められた貸与月数により貸与している。
V市	無	※平成12年度より廃止
W市	無	-
八戸市	無	平成17年度より廃止

※対象期間以外の期間での取組内容（参考）

### 3. 行政改革関係指標

No	13	14
指標名	縁故債(利率)の入札方式の導入	ネーミングライツの実施
単位等	実施の有無及び内容	実施の有無及び件数等
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	17. 4. 1～22. 3. 31
A市	有 市内の指定代理金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 ※23年度実施に向け検討中
B市	有 市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 -
C市	無 市内の指定金融機関及び収納代理金融機関を借入対象として、利率の照会を行い決定する。	有 1件
D市	無 -	無 -
E市	有 市内の地銀、第二地銀、信用金庫、農業協同組合を借入対象に入札方式を導入。	無 -
F市	有 指定金融機関2行からの借り入れ(相対交渉)が基本であるが、下水道資本費平準化債についてのみ指定金融機関、収納代理金融機関プラス1行の17行による入札方式を実施している。	無 -
G市	無 ※指定金融機関より借入。	無 -
H市	無 ※市内の主要金融機関を借入対象に見積もり合わせを実施。	無 -
I市	無 -	無 -
J市	無 -	無 -
K市	有 過去に取引実績のある金融機関を借入対象に、入札方式を導入。	無 募集を行うも実施には至らず
L市	有 市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 -
M市	有 市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 -
N市	無 -	無 実施したが応募なし。
O市	無 -	無 -
P市	無 -	無 -
Q市	無 -	無 -
R市	有 一部企業会計において、市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 -
S市	無 ※入札という形式ではないが市内に本店がある金融機関を対象に調査を実施。	有 1件
T市	無 ※市内に本店及び支店を置く金融機関及び過去に実績のある金融機関、参加申し入れのあった金融機関による見積方式を導入	有 1件
U市	無 ※市内の金融機関を対象に見積り合わせ方式による金利の決定を実施している。	無 -
V市	有 市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 -
W市	無 -	無 -
八戸市	有 市内の主要金融機関を借入対象に入札方式を導入。	無 ※2件 23年度に実施

※対象期間以外の期間での取組内容 (参考)

### 3. 行政改革関係指標

No	15	16	17
指標名	講師謝礼制度の有無	職員提案制度の有無	工事看板・刊行物へのコスト表示
単位等	有無及び内容	有無	実施の有無及び内容
基準日等	22. 4. 1	22. 4. 1	22. 4. 1
A市	無 -	有	無
B市	無 -	有	無
C市	無 -	有	有(工事看板)
D市	無 -	無	無
E市	無 -	無	無
F市	無 -	有	無
G市	無 -	有	有
H市	無 -	有	無
I市	無 -	有	有
J市	無 -	無	無
K市	無 -	有	無
L市	無 -	有	無
M市	有 制度として周知していないが、勤務時間中（時間外命令時も含む）の講演等に伴う謝礼は、雑入又は謝礼辞退として取り扱っている。	有	無
N市	無 -	有	無
O市	無 -	有	有(工事看板)
P市	無 -	有	無
Q市	無 -	有	有
R市	無 -	有	無
S市	無 -	有	無
T市	無 -	有	無
U市	無 -	有	有
V市	無 -	有	無
W市	無 -	有	有(工事看板)
八戸市	有 21年度：4件(103,260円)	有	有

### 3. 行政改革関係指標

No	18	
指標名	特別職の専用公用車の有無	
単位等	有無及び内容	
基準日等	22. 4. 1	
A市	無	-
B市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台を利用) ○議長専用公用車(1台)
C市	有	○市長専用公用車(1台) ○共用車(1台:副市長優先車として利用。副市長が利用しない場合は、共用車として利用) ○教育長専用公用車(1台)
D市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台)
E市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台を利用)
F市	有	○秘書課専用公用車(1台:市長、両副市長の3名で共用)
G市	有	○市長専用公用車(1台)
H市	有	○市長専用公用車(1台) ○議長専用公用車(1台)
I市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台利用) ○教育長専用公用車(1台)
J市	有	○市議会議長専用公用車(1台)
K市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台を利用)
L市	無	-
M市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台) ○教育長専用公用車(1台) ○議長専用公用車(1台)
N市	有	○市長専用公用車(1台)
O市	有	○市長専用公用車(1台)
P市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台を利用)
Q市	有	○市長専用(1台) ○議長専用(1台) ○副市長(2名)専用(2台)
R市	有	○市長専用公用車(1台)
S市	有	○市長車(1台) ○副市長車(2台) ○議長車(1台) ○副議長車(1台) ○予備車(1台:主に教育長)
T市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台を利用)
U市	有	○市長専用公用車(1台)
V市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台) ○議長専用公用車(1台) ○教育長専用公用車(1台)
W市	有	○市長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台) ○議長車(1台) ○教育長車(1台)
八戸市	有	○市長専用公用車(1台) ○議長専用公用車(1台) ○副市長専用公用車(1台:副市長2名で1台を利用)

### 3. 行政改革関係指標

No	19	20
指標名	市場化テストの導入	P F I の導入
単位等	実施の有無及び内容	実施の有無及び内容
基準日等	22. 4. 1	22. 4. 1
A市	無 -	無 -
B市	無 -	無 -
C市	無 -	無 -
D市	無 -	無 -
E市	無 -	有 2件(消防本部・北消防署庁舎、市営団地)
F市	無 -	無 -
G市	無 -	無 -
H市	無 -	有 1件(市立病院)
I市	無 -	無 -
J市	無 -	無 -
K市	無 -	無 -
L市	無 -	有 1件(市斎場)
M市	無 -	無 -
N市	無 -	無 ※小学校給食施設(H23契約予定) 清掃工場(DBO)(H23契約予定)
O市	無 -	無 -
P市	無 -	有 1件(市火葬場)
Q市	無 -	有 1件(市営住宅)
R市	無 -	有 1件(学校給食センター)
S市	無 -	無 -
T市	無 -	無 -
U市	無 -	無 -
V市	無 -	無 -
W市	無 -	無 -
八戸市	無 -	無 -

#### 4. 透明度・住民参加度関係指標

No	1	2	3	4	5	6
指標名	行政文書開示 請求の開示率	監査委員への 民間人登用率	電子入札 実施率 (工事)	一般競争入札 実施率 (工事)	附属機関等 公募委員 登用率	附属機関等 女性委員 登用率
単位等	%	%	%	%	%	%
基準日等	平成21年度	22.4.1	平成21年度	平成21年度	22.4.1	22.4.1
A市	86.4	25.0	100.0	95.2	4.6	31.7
B市	97.6	66.7	100.0	69.1	9.8	27.1
C市	98.2	33.3	98.8	94.9	9.2	31.2
D市	98.3	25.0	48.1	48.9	-	35.5
E市	99.4	66.7	100.0	12.8	5.0	25.9
F市	98.8	33.3	0.0	1.0	9.7	30.2
G市	98.1	50.0	38.6	19.0	0.1	30.0
H市	97.4	50.0	51.0	51.0	4.0	28.4
I市	100.0	66.7	84.9	84.9	10.1	22.9
J市	97.9	25.0	97.6	99.7	3.3	21.9
K市	98.3	33.3	83.7	75.9	8.2	33.9
L市	100.0	25.0	53.5	0.2	1.0	22.0
M市	99.9	50.0	82.6	3.2	4.0	22.8
N市	100.0	50.0	0.0	10.6	4.1	20.7
O市	100.0	66.7	0.0	50.9	2.6	21.9
P市	98.2	75.0	0.0	4.1	7.3	30.9
Q市	100.0	75.0	100.0	90.9	2.7	34.1
R市	94.8	25.0	0.0	25.1	0.4	24.5
S市	99.8	25.0	0.0	31.9	1.1	28.0
T市	95.7	66.7	15.2	14.4	1.0	22.6
U市	100.0	50.0	46.0	35.6	11.0	25.2
V市	98.5	33.3	100.0	100.0	6.4	28.1
W市	89.9	50.0	92.0	99.4	5.4	30.5
八戸市	97.8	33.3	0.0	19.7	5.8	24.1

4. 透明度・住民参加度関係指標

No	7	8
指標名	外部監査制度の導入	市政モニター制度の導入
単位等	実施の有無及び内容	実施の有無及び内容
基準日等	22. 4. 1	22. 4. 1
A市	無 -	有 アンケートではなく、市の計画や施策などについて提案や意見を出してもらうモニター通信を実施している(随時)。定数50人以内。
B市	無 -	有 郵送・ネットでのモニターアンケート(年4~5回程度) 登録者数60名(平成22年度) 定員300名
C市	無 -	有 毎月2回、1日・15日に発行する広報掲載記事に関するモニターアンケートを実施。前期155名、後期133名登録。
D市	無 -	有 市民意識調査(アンケート調査)
E市	無 -	無 -
F市	有 個別監査	無 -
G市	無 -	無 -
H市	有 個別監査及び包括監査	無 現在休止中
I市	無 -	無 -
J市	無 -	無 ※任期1年のモニターを任命し、提案や意見をもらう市政モニター制度を平成16年度まで実施。
K市	無 -	無 -
L市	無 -	無 -
M市	有 包括監査	無 Eモニター制度の検討中。
N市	有 包括監査	無 -
O市	無 ※個別外部監査実施(21. 9. 29~22. 1. 29)	無 -
P市	有 包括監査	無 -
Q市	有 包括監査	無 -
R市	無 -	無 ※モニター制度は採用していないが、総合計画(推進期間5ヵ年)を策定する際、無作為抽出した市民2,000人を対象に市政に関するアンケートを実施している。
S市	有 個別監査	有 市政に対する意見や提案を求め、市政運営に反映させる制度。会議(年3回)や施設見学(年2回)、議会傍聴(年1回)を実施。1小学校区から1名委嘱 計34名 ※H22. 7からインターネットを利用してアンケート(年6回程度)を行う、インターネットモニター制度を開始。H23. 1. 1現在164名登録。
T市	無 -	有 委員数10人(公募6人、自治会推薦4人)。年2回会議。毎年3事業程度を選定し、モニターの提言を受け、市の施策に反映させる。
U市	無 -	有 ○提案・要望等を市政モニター通信として随時提出する。○市が送付する質問書に回答または意見を述べる。○市政モニター連絡会議に出席する(年3回程度)○小学校区ごとに計30人登録○報酬年12,000円
V市	無 -	無 -
W市	有 個別監査	無 ※平成13年度末廃止
八戸市	無 -	有 郵送アンケート(年3回程度)中心のモニター制度。100名登録。

※対象期間以外の期間での取組内容等(参考)

4. 透明度・住民参加度関係指標

No	9	
指標名	地域担当職員制度の有無	
単位等	有無及び内容	
基準日等	22. 4. 1	
A市	無	-
B市	無	-
C市	有	市内15地区の地区市民センターに地域力サポーターを各1人配置。役割は、①地域づくり推進委員会等の支援。②地域の陳情・要望等のまとめ③セーフティコミュニティの支援
D市	無	-
E市	有	市内28の連合自治会に対し担当職員を配置。1人当たり3～4連合自治会を担当。役割は①自治会連合会常任委員会への出席②各地区連合自治会への出席③市からの各自治会への要望事項の伝達④地域コミュニティ活動への助言⑤市内各自治会の意見・要望事項の市の窓口として担当課との調整
F市	無	-
G市	有	市内の4小学校区(全32小学校中)で3名の職員を配置。役割は①地域づくり会議への出席②地域コミュニティ活動への助言③行政と地域との新たな関係づくり
H市	無	-
I市	無	-
J市	有	市内28小学校区を5ブロックに分け、地域支援担当係長を9名配置。役割は①小学校区の各種団体の会議等への出席②行政のアンテナ役として地域情報の収集や情報提供、必要に応じたアドバイスや支援③地域課題に対応するため行政の立場から関わりなど。また、各小学校区コミュニティ・センターと行政との間をつなぐ役目を担い、ブロック内の各コミセン・各校区を巡回しながら、コミセン所長と連携して複数の小学校区のまちづくり活動に関わる。
K市	有	市内の20のまちづくり協議会に対して、4名の地域担当職員を配置。当該職員の役割は①各まちづくり協議会からの意見・要望の受付と担当課への取次ぎ②各まちづくり協議会への補助金交付③まちづくり協議会の事業計画や運営に関する相談の助言等④自治会等が管理運営する市立共同施設等の施設修繕及び点検に係る調整
L市	有	本庁地域協働課に、本庁管内9つの地区まちづくり委員会及び自治会地区連合会を担当する地域担当職員を配置している。支所管内については、17市民センター(支所)に、それぞれ地域担当職員を配置している。
M市	無	-
N市	無	-
O市	無	-
P市	無	-
Q市	有	地域振興課において、住民自治の充実を目指して、市民協働・都市内地域分権の推進及び町内会などの地域自治活動の支援を行っている。
R市	無	-
S市	有	市内の31小学校区毎に市民センターを設置し、職員を配置。役割は①地域コミュニティ活動の支援②生涯学習の推進
T市	無	-
U市	無	-
V市	無	-
W市	無	-
八戸市	有	市内23地区公民館の対象区域毎に担当職員を配置。担当職員の役割は①地域づくり会議への出席②地域コミュニティ活動への助言③町内会の意見・要望の受け付けと担当課への取次ぎ



4. 透明度・住民参加度関係指標

No	10	11-①
指標名	自治の理念や基本的なルールを定めた条例の制定	NPO育成に対する支援制度の有無
単位等	実施の有無及び条例名	有無及び名称
基準日等	17. 4. 1～22. 3. 31	22. 4. 1
A市	有 自治基本条例	有 市民活動推進条例
B市	有 自治基本条例	有 市民活動推進補助制度
C市	無 ※自治基本条例(H22. 12. 24施行)	有 市民活動推進補助金
D市	有 市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例	有 非営利公益市民活動促進助成金制度
E市	無 -	無 -
F市	有 自治基本条例	無 -
G市	無 -	無 -
H市	有 市民参画と協働のまちづくり基本条例	有 市民活動支援基金助成制度
I市	有 みんなのまち基本条例	有 ①市民活動支援補助金 ②公募補助金
J市	有 自治基本条例	有 ①市民実践活動助成 ②市民提案型パイロット共同事業
K市	有 まちづくり基本条例	有 ①市民活動促進支援事業委託料 ②協働のまちづくり公募補助金
L市	有 市民協働推進条例	有 協働事業提案制度
M市	無 -	有 市民公益活動団体自立化支援補助金
N市	無 ※平成24年4月の制定へ向けて策定作業中	無
O市	無 -	無 -
P市	無 -	有 公募型協働推進事業
Q市	無 -	無 -
R市	無 -	有 コミュニティファンド
S市	無 -	有 協働事業提案制度 「わくわくプロジェクト」
T市	無 ※現在、制定準備中	有 アイラブ〇〇まちづくり補助金 〇〇は自治体名
U市	有 自治基本条例	有 市民公益活動促進事業「はじめの一步助成金」
V市	有 自治基本条例	無 -
W市	有 みんなでまちづくり自治基本条例	有 「ふるさとまちづくり応援基金」助成制度
八戸市	有 協働のまちづくり基本条例	有 「元氣な八戸づくり」市民奨励金制度

※対象期間以外の期間での取組内容(参考)

#### 4. 透明度・住民参加度関係指標

No	11-②
指標名	NPO育成に対する支援制度の有無
単位等	内容
基準日等	22.4.1
A市	左記条例に基づく各種支援制度
B市	寄附金と市のマッチングギフトによる支出金を積み立てた「市民活動げんき基金」を財源とし、市民の自主的で公益的な市民活動を財政的に支援する制度。
C市	市民活動を推進し、活力ある地域社会の発展と市民福祉の向上に資することを目的に、市民活動団体が行う活動に対して、補助金を交付する。
D市	市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例に基づき、市が設置した非営利公益市民活動促進基金（市民活動基金）を財源として、非営利公益市民活動団体が行う公益的な事業に対し、その事業に対する経費の一部を助成する。
E市	-
F市	-
G市	-
H市	市民活動団体が行う自主的かつ積極的な社会貢献活動に対して、市民活動支援基金を活用し、助成を行い支援する。
I市	①市民活動団体が行う継続的・日常的な公益性のある活動に対して支援金を交付し、活動の継続性を高め、市民活動の活性化を図る。 ②市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業、にぎわいを創出する事業に対して支援することにより、公益活動の促進とまちのにぎわいの創出を図る。
J市	①地域課題の解決に向け、自らテーマを設けてまちづくり活動に取り組む市民グループを支援し、市民による公益活動を促進することを目的に、1グループ10万円を限度に補助金を交付する。②地域の課題解決や活性化、地域社会の共同利益の実現など、よりよいまちづくりにつながる公益的業務で、かつ市民ニーズが高い事業を団体に委託し、市が協働で実施する。
K市	①NPOやボランティアなど市民活動への支援と連携を図り、「協働のまちづくり」を推進するため研修会や講座の実施、NPO法人化相談業務、情報ネットワークの形成などの各種業務を(特)〇〇NPOセンターに委託して実施している。(〇〇は自治体名) ②市民と市の協働のまちづくりを推進するため、市民意識や地域の実情に即した自発的な公益活動を行う市民活動団体に対し、補助金を交付。
L市	行政と協働で実施することにより、より良いまちづくりにつながり、幅広い協働の実践につながる提案事業に対し、その事業に要する経費の全部または一部を助成します。
M市	市民公益活動団体(NPO法人やボランティア団体等)の活動活性化と自立化を促進し、本市の「市民協働によるまちづくり」の推進に寄与することを目的に創設。初動期支援の「ファーストステップ補助金」、事業拡大支援の「スケールアップ補助金」がある。
N市	※町(内)会を対象とした補助金制度のみ実施している。名称…「地域コミュニティ活性化事業補助金」 内容…地域コミュニティの活性化を目的とした事業を実施する町(内)会に補助金を交付する。
O市	-
P市	市民活動団体等と市の協働による公益性のある事業に対して、事業費を補助する。(補助率2/3、上限50万円)
Q市	-
R市	市民や企業からの善意の寄附を市が受け皿となり、市民活動団体が行う公益活動に対して補助を実施している。
S市	市の課題を協働により解決することを目的に、NPO法人等の市民活動団体から協働事業の提案を募集し、団体と市とが協働して事業に取り組む。公開プレゼンテーション等を経て採択された事業には、対象経費の90%以下(上限50万円)の補助金を交付する。
T市	市民等が自主的かつ自発的に行う公益的な事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、事業を通じて個性豊かで活力あるまちづくりの実現を図ることを目的とする。
U市	公益性のある活動を行うNPO団体やボランティア団体等の活性化を図ることを目的とした助成金制度。新規に活動を開始する団体を対象とした「スタート助成金」と、活動の拡大を図る団体を対象とした「チャレンジ助成金」がある。
V市	-
W市	自治基本条例に基づき、〇〇市における様々な課題を解決し、住みよいまちづくりを目指す市民の主体的な非営利活動に対し助成金を交付 〇〇は自治体名
八戸市	「市民活動団体」や「地域コミュニティ活動団体」の成長を促すことを目的に、団体が自主的に取り組む公益性のあるまちづくり活動に対して奨励金(財源…マッチング・ファンド方式の基金)を交付する

※参考

4. 透明度・住民参加度関係指標

No	12	
指標名	市民のボランティア参加促進への取組の有無	
単位等	有無及び内容	
基準日等	22. 4. 1	
A市	有	○「市民活動災害補償制度」…市が保険料を負担し、市民活動中のけがや事故を補償。夏休み中の青少年にボランティア活動体験を行う「ユースボランティア」、ボランティア活動団体や市民活動団体が集まり活動の紹介と参加の受入れを行う「ボランティア博覧会」、活動への参加のきっかけ作りとなる「ボランティア入門講座」などを実施。市内の高校2高、市民活動団体と連携し、高校生を対象に、活動の紹介、団体との交流、参加のきっかけとなる「NPOガイダンス」を授業の一環として実施。 ○「人材バンク制度」…ボランティアをしたい人、その支援を必要とする人、双方の橋渡しを行うため、地域でボランティアをしたい人の登録をして、その情報を市民へ公開している。 ○「ジュニア・リーダーズクラブ」…仲間との交流と通じて、地域の子ども会行事等の手伝いなどのボランティア活動を行う「ジュニア・リーダー」を養成するため、市内の中学生を対象とした「ジュニア・リーダー養成講習会」を実施している。 ○「福祉村ボランティア」…地域福祉のための拠点「町内福祉村」において、地域でボランティアをしたい人、その支援を必要とする人、双方の橋渡しを行うため、ボランティアしたい人の登録をして、その情報を市民へ公開している。
B市	無	-
C市	有	市民活動補償制度…市内に活動の拠点を置く市民団体等が行う市民活動中に起きた事故について、市民活動補償制度をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の振興に寄与することを目的とする。(保険料は市負担) 市民活動サポート室…ボランティアの拠点となる場を提供する。また、情報コーナーを活用し、多くの市民に活動内容を周知する。 ボランティア相談…月に1回ボランティア相談員による相談を実施し、新規活動者に団体の紹介や活動での問題点などの相談に応じる。
D市	無	-
E市	無	-
F市	有	地域貢献したい事業者を登録し、その資源を必要とする市民活動団体・行政のニーズを結びつけ(マッチング)、効果的・効率的な公共サービスの提供を推進する。
G市	有	ボランティア活動中の事故を補償する「ボランティア活動保険」に、市が加入し、保険料を負担している。
H市	有	ボランティア活動中の事故を補償する「住民活動災害保障保険制度」がある。
I市	有	○シティセールスにかかるボランティアの募集○団塊の世代、高齢者等の地域デビューの支援等を目的とする事業の実施○市内四駅前清掃を実施し、安全で清潔な緑豊かなまちづくりを推進○グリーンリバーや△△再生ワークショップなど市民参加・協働による潤いのある水辺環境づくりと保全活動を実施 等 △△は自治体名
J市	有	社会福祉法人○○市社会福祉協議会でボランティア活動推進事業を展開している。 ○○は自治体名
K市	無	-
L市	有	市内に活動拠点を置く市民公益活動団体等が安心して活動できるよう市民公益活動保険を市の全額負担で運用する(市が保険会社と契約締結)。
M市	有	社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」への運営費補助を行っているほか、社会福祉協議会を通し、ボランティア活動保険料の一部補助を行っている。
N市	有	福祉に関するボランティア活動中の事故を補償するため、保険料を全額助成している。保険手続きに関しては、市社会福祉協議会を通して行っている。
O市	有	①「ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア活動団体の紹介など市民へのボランティア活動啓発事業を展開している。(・情報誌発行 4回・啓発事業 18回) ②ボランティア活動中の事故を補償する「ボランティア活動保険」の保険料(基本タイプ一口280円)を助成する市社協への補助金がある。(対象…市社協に登録してボランティア活動を行う市民)
P市	有	ボランティア活動中の事故を補償する「ボランティア活動保険」の保険料の一部を補助する。(保険料280円のうち、100円を補助)
Q市	無	-
R市	有	市民活動支援センターを運営しており、ボランティア活動の参加に向けた講座等を実施している。
S市	無	-
T市	無	※現在以下の内容で検討中 名称…市民協働推進物品貸出要領(案) 内容…市民の自主的なボランティア活動や社会貢献活動を支援するため、市が所有する物品等を公務に支障のない範囲において、市内で行う事業に対し貸出をする。
U市	有	名称…市民活動補償制度 内容…公益性のある活動を行う団体が無報酬で行う市民活動中の事故(怪我・物品破損等)に対して補償を行う保険制度。保険料は全額市費負担。
V市	有	市があらかじめ保険料を負担し、活動中に起きた事故に対して傷害や賠償責任を補償する「市民活動総合補償制度」を実施している。
W市	有	「市民活動災害補償制度」…市民活動中に生じる事故による負担を軽減するとともに、指導者及びボランティア参加者が安心して活動できるように補償することで、市が保険制度の面から市民の諸活動を支援している。
八戸市	有	ボランティア活動中の事故を補償する「ボランティア活動保険」の保険料の半額を助成する補助金がある。

※参考

**類似自治体との行財政比較について**

平成23年5月

作成・発行 八戸市総務部 行政改革推進課

〒031-8686 八戸市内丸1-1-1

TEL:0178-43-2150

e-mail:gyosei@city.hachinohe.aomori.jp